

第VI編 市場単価

第1章 市場単価	VI-1-①-1
----------	----------

第1章 市場単価

① 鉄筋工	VI-1-①- 1	2 市場単価の設定	VI-1-④- 2
①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む)	VI-1-①- 1	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-④- 7
1 適用範囲	VI-1-①- 1	4 参考資料	VI-1-④- 9
2 市場単価の設定	VI-1-①- 2	④-2 吹付砕工	VI-1-④-11
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-①- 6	1 適用範囲	VI-1-④-11
①-2 鉄筋工(ガス圧接工)	VI-1-①- 8	2 市場単価の設定	VI-1-④-11
1 適用範囲	VI-1-①- 8	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-④-13
2 市場単価の設定	VI-1-①- 8	⑤ 道路植栽工	VI-1-⑤- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-①- 9	1 適用範囲	VI-1-⑤- 1
② インターロッキングブロック工	VI-1-②- 1	2 市場単価の設定	VI-1-⑤- 1
1 適用範囲	VI-1-②- 1	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑤-10
2 市場単価の設定	VI-1-②- 1	⑥ 橋梁付属物工	VI-1-⑥- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-②- 3	⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工	VI-1-⑥- 1
4 参考資料	VI-1-②- 5	1 適用範囲	VI-1-⑥- 1
③ 防護柵設置工(ガードレール)	VI-1-③- 1	2 市場単価の設定	VI-1-⑥- 2
③-1 防護柵設置工(ガードレール)	VI-1-③- 1	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑥- 4
1 適用範囲	VI-1-③- 1	⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	VI-1-⑥-11
2 市場単価の設定	VI-1-③- 1	1 適用範囲	VI-1-⑥-11
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-③- 6	2 市場単価の設定	VI-1-⑥-11
③-2 防護柵設置工(ガードパイプ)	VI-1-③- 7	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑥-15
1 適用範囲	VI-1-③- 7	⑦ 薄層カラー舗装工	VI-1-⑦- 1
2 市場単価の設定	VI-1-③- 7	1 適用範囲	VI-1-⑦- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-③-11	2 市場単価の設定	VI-1-⑦- 1
③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	VI-1-③-12	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑦- 4
1 適用範囲	VI-1-③-12	⑧ 道路標識設置工	VI-1-⑧- 1
2 市場単価の設定	VI-1-③-12	1 適用範囲	VI-1-⑧- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-③-16	2 市場単価の設定	VI-1-⑧- 1
4 参考資料	VI-1-③-17	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑧- 8
③-4 防護柵設置工(落石防護柵)	VI-1-③-18	4 参考資料	VI-1-⑧- 9
1 適用範囲	VI-1-③-18	⑨ 道路付属物設置工	VI-1-⑨- 1
2 市場単価の設定	VI-1-③-18	1 適用範囲	VI-1-⑨- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-③-21	2 市場単価の設定	VI-1-⑨- 2
③-5 防護柵設置工(落石防止網)	VI-1-③-24	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑨- 8
1 適用範囲	VI-1-③-24	⑩ 公園植栽工	VI-1-⑩- 1
2 市場単価の設定	VI-1-③-24	1 適用範囲	VI-1-⑩- 1
3 適用にあたっての留意事項	VI-1-③-27	2 市場単価の設定	VI-1-⑩- 1
④ 法面工	VI-1-④- 1	3 適用にあたっての留意事項	VI-1-⑩- 3
④-1 法面工	VI-1-④- 1	⑪ 軟弱地盤処理工	VI-1-⑪- 1
1 適用範囲	VI-1-④- 1	1 適用範囲	VI-1-⑪- 1
		2 市場単価の設定	VI-1-⑪- 1

- 3 適用にあたっての留意事項……………VI-1-⑩- 3
- 4 参考資料……………VI-1-⑩- 4
- ⑫ 橋面防水工……………VI-1-⑫- 1
 - 1 適用範囲……………VI-1-⑫- 1
 - 2 市場単価の設定……………VI-1-⑫- 1
 - 3 適用にあたっての留意事項……………VI-1-⑫- 3
- ⑬ グルーピング工……………VI-1-⑬- 1
 - 1 適用範囲……………VI-1-⑬- 1
 - 2 市場単価の設定……………VI-1-⑬- 1
 - 3 適用にあたっての留意事項……………VI-1-⑬- 2
- ⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工) ……VI-1-⑭- 1
 - 1 適用範囲……………VI-1-⑭- 1
 - 2 市場単価の設定……………VI-1-⑭- 1
 - 3 適用にあたっての留意事項……………VI-1-⑭- 5
- ⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)
……………VI-1-⑮- 1
 - 1 適用範囲……………VI-1-⑮- 1
 - 2 市場単価の設定……………VI-1-⑮- 1
 - 3 適用にあたっての留意事項……………VI-1-⑮- 2

第1章 市場単価（建地-I）

① 鉄筋工

①-1 鉄筋工（太径鉄筋含む）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。
- (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 表 1.1 に示す工種。
 - 2) ダム本体工事における鉄筋工。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 表 1.2 に示す工種。
 - 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
 - 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) 25t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
 - 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表 1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの

コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓座拡幅工	基準書による
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

表 1.2 特別調査によるもの

コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮
--------------------------------------------	---------------

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	市場単価		
	機	労	材
鉄筋工	○	○	× ※


```

graph LR
    A[荷卸し] --> B[小運搬]
    B --> C[加工]
    C --> D[小運搬]
    D --> E[組立]
  
```

(注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。

2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。

3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。

表 2.1 場所打杭用かご筋の計上区分

区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上

4. ※については、施工単価では考慮されるため、(注)1. で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

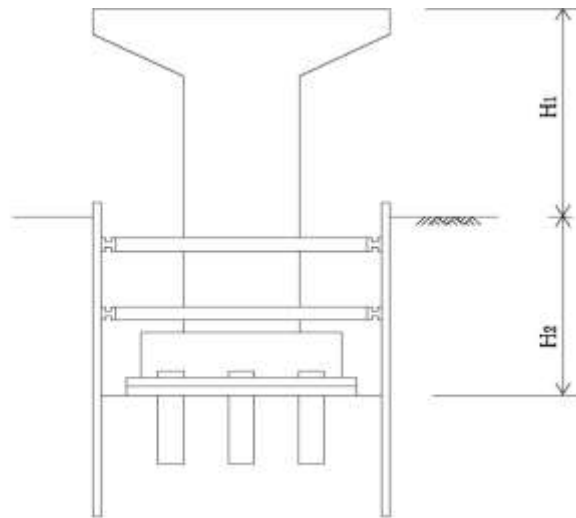
表 2.2 規格・仕様区分

規格・仕様	適用基準	単位	コード
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	SWB810010
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t	

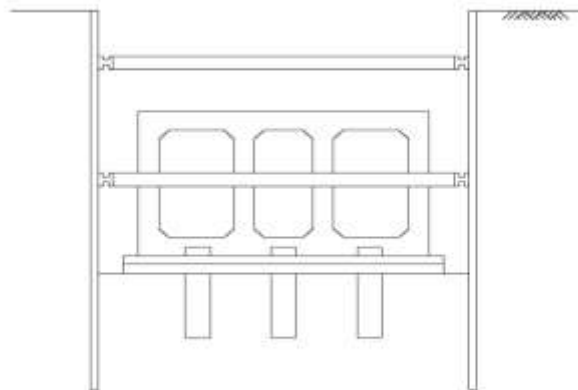
(注) 1. クレーン使用を標準とする。

2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内以外において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。

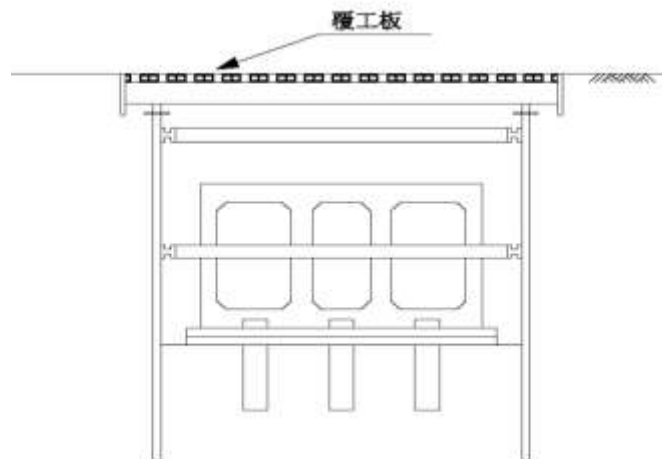
3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。



$H_1 < 2H_2$ …T₁(切梁のある構造物)
 $H_1 \geq 2H_2$ …補正なし



覆工板を外す、またはない。…T₁(切梁のある構造物)



覆工板を外さず作業する …T₂(地下構造物)

2-3 加算率, 補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.3 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は,対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は,1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量

1) 補正係数1 (必要条件を選択)

補 正 係 数 1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して,作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合,単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量	
	法面作業	勾配が1:1.5より急勾配の場合,単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量	
	太 径 鉄 筋		1単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量
			1単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量
1単位当り構造物のうち,太径鉄筋の割合が40%以上の場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。			K ₇	対象構造物別数量	

2) 補正係数2 (1項目を選択)

補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物,立坑,及び,深礎工の場合,単価を係数で補正する。 $(H_1) < (H_2) \times 2$	T ₁	対象数量
	地下構造物	地表面下,覆工板等に覆われて施工する構造物の場合,単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(PCコンポ橋,PC合成桁橋)用床版(PC床版は除く)の場合,単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量
	RC場所打 ホロースラブ橋	RC場所打ホロースラブ橋の場合,単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合,単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量

- (注) 1. 太径鉄筋(D38以上D51以下)の割合が10%以上の場合は,係数で補正する。ただし,太径鉄筋の割合が10%未満の場合は,係数の補正は行わない。
 2. 太径鉄筋の補正係数は,一単位当り構造物の単価を係数で補正する。
 3. 太径鉄筋の割合は,以下の方法で計算する。

$$\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.4 加算率の数値

区 分		記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量	
加算率	施工規模	S ₀	10t以上	0%
	施工規模	S ₁	10t未満	15%

表 2.5 補正係数の数値

1) 補正係数1（必要条件を選択）

区 分		記 号	一般構造物, 場所打杭用かご筋	
補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	
	夜間作業	K ₂	1.25	
	トンネル内作業	K ₃	1.10	
	法面作業	K ₄	1.15	
	太径鉄筋		K ₅	0.9
			K ₆	0.8
			K ₇	0.7

- (注)1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は、トンネル内作業の補正、法面作業の補正を行わない。
3. トンネル内作業は、時間的制約を受ける場合の補正、夜間作業の補正を行わない。

2) 補正係数2（1項目を選択）

区 分		記 号	一般構造物
補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	1.00
	地下構造物	T ₂	1.10
	橋梁用床版	T ₃	0.85
	R C 場所打ホロースラブ橋	T ₄	1.15
	差筋及び杭頭処理	T ₅	0.95

- (注)1. 項目の選択は、3. 適用にあたっての留意事項(10)フロー図による。
2. K₃, K₄ を適用する場合、補正係数2は適用しない。
3. K₅, K₆, K₇を適用する場合は、T₃, T₄は適用しない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）

（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1＋ S₀ or S₁ / 100）×（K₁ × K₂ × …… × K₇）×
（ T₁ or T₂ or …… or T₅）

※ T₁ ～ T₅ は1項目を選択

（注2）材料費の計上は次による。

材料費＝設計質量× 1.03（ロス分）×鉄筋材料単価

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
- (2) 鉄筋強度、長さは問わない。
- (3) 鉄筋工の継手は、重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。また、ガス圧接の場合は、[第VI編第1章①-2 鉄筋工（ガス圧接工）](#)によるものとする。
- (4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
- (5) フレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。
- (6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサは表2.1の計上区分による。
- (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。
- (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。
- (9) 一工事に複数の補正係数2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。

(10) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。

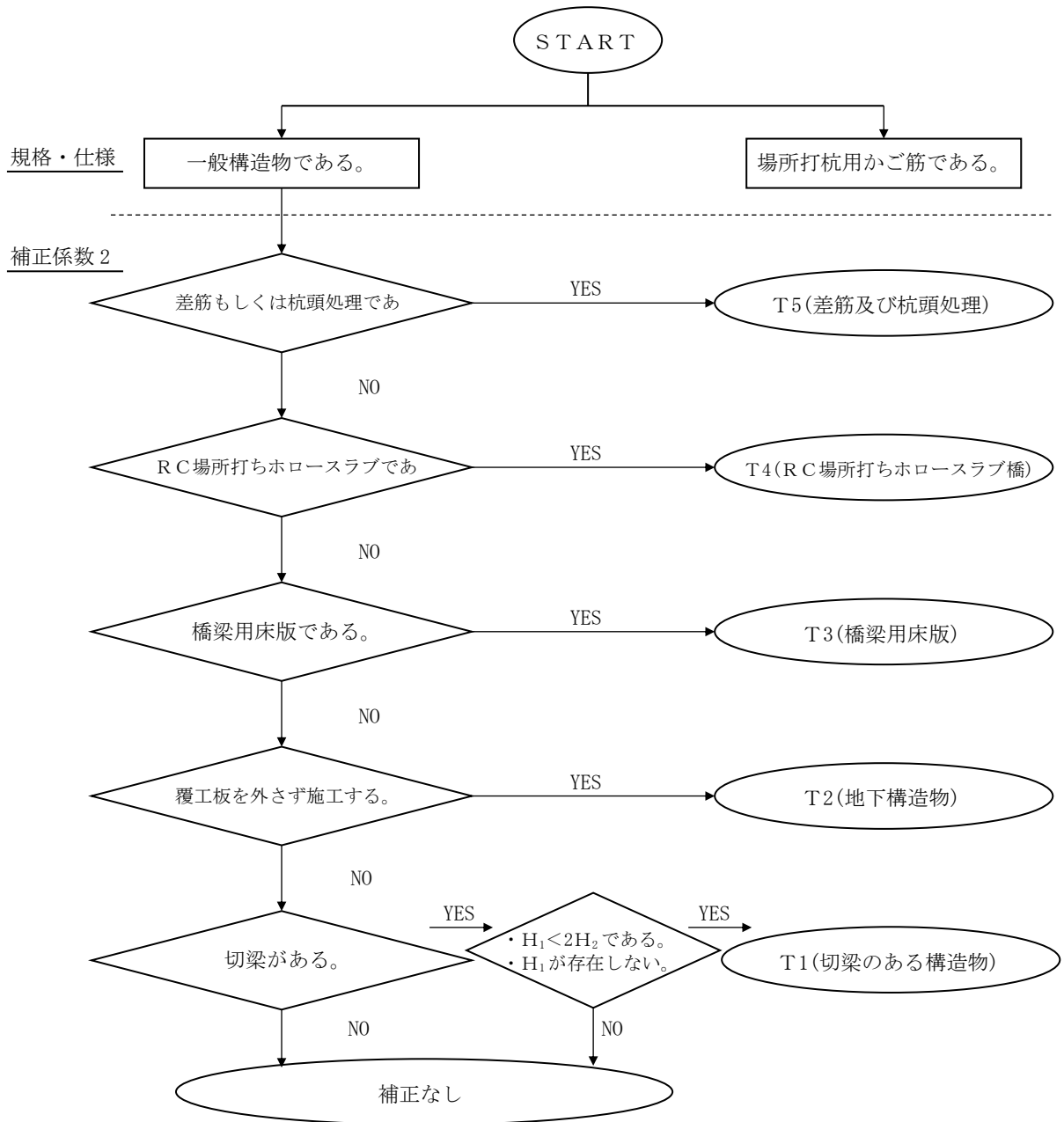


図 3-1 適用フロー図

- (11) 使用クレーンの規格は、25t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30t 吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。
- (12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。

①-2 鉄筋工（ガス圧接工）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- 1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 熱間押抜法によるガス圧接工。
2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価			圧 接 作 業
	機	労	材	
ガス圧接工	○	○	○	

(注) 1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。

2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。

表 2.1 規格・仕様

規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド	
ガス圧接工 〔 手動(半自動) 自 動 〕	D19+D19	箇所	SWB810110
	D22+D22	箇所	
	D25+D25	箇所	
	D29+D29	箇所	
	D32+D32	箇所	
	D35+D35	箇所	
	D38+D38	箇所	
	D41+D41	箇所	
	D51+D51	箇所	

(注) 1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。

2. 手動（半自動）、自動の区分は問わない。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガス圧接工
加算率	施工規模	S ₀	100箇所以上 0%
		S ₁	100箇所未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15
	夜間作業	K ₂	1.45

(注) 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注)×設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はしない。
- (2) 圧接作業に必要な施工器具(ホース、ポンプ、バーナー等)、圧接面の清掃費用を含む。
- (3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取り扱い、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。

② インターロッキングブロック工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設，更新，撤去工事（ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。）
- (2) 特殊品を使用する場合は、「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することができる。

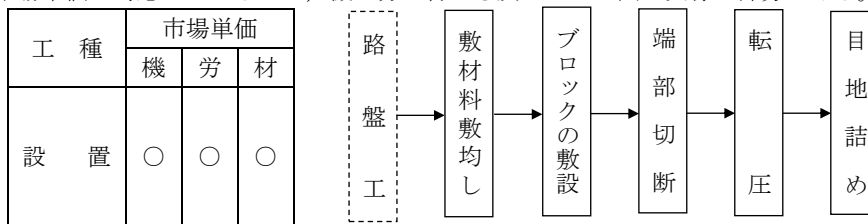
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。
 - 2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。
 - 3) 敷材料に練りモルタル，樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。
 - 4) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

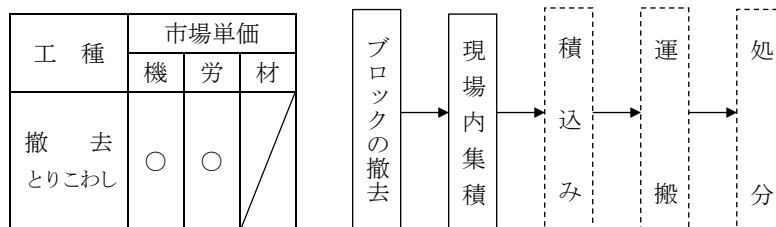
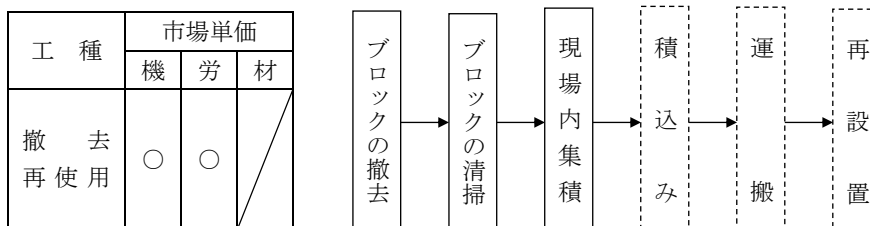
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 敷材料(砂又は空練りモルタル)の材料費は市場単価には含まない。ただし、敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。
2. 単価には、インターロッキングブロックの材料ロスを含む。
3. 目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。



(注) 撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

インターロッキングブロック工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

規 格 ・ 仕 様			単 位	コ ー ド	
設 置	直 線 配 置	ブロック厚6cm	標準品を直線的に並べ設置する場合に適用。	m ²	SWB810410
		ブロック厚8cm		m ²	
	曲 線 配 置	ブロック厚6cm	標準品を曲線的に並べ設置する場合に適用。	m ²	
		ブロック厚8cm		m ²	
	直 線 配 置 3 色 以 上 に よ る 色 合 わ せ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を直線的に並べ設置する 場合に適用。	m ²	
		ブロック厚8cm		m ²	
	曲 線 配 置 3 色 以 上 に よ る 色 合 わ せ	ブロック厚6cm	3色以上の標準品を曲線的に並べ設置する 場合に適用。	m ²	
		ブロック厚8cm		m ²	
撤 去	再 使 用 目 的 の 撤 去	ブロック厚 6cm, 8cm	設置してあるインターロッキングブロック を再使用を目的として撤去する場合に適用 する。	m ²	SWB810420
	と り こ わ し	ブロック厚 6cm, 8cm	設置してあるインターロッキングブロックを 撤去する場合に適用する。	m ²	

(注) ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部等の設置は、蓋部に接続する面のブロック厚を選択し、適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	設 置	撤 去
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	100m ² 以上 0%	100m ² 以上 0%
		S ₁	100m ² 未満 10%	100m ² 未満 40%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.10	1.40
	夜 間 作 業	K ₂	1.15	1.50

- (注) 1. 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1 工事において設置及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率（S₁）と、時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量

(注1)設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

(1) ブロックの種類

1) 標準品

ブロック厚 6cm, 8cm のブロックで特殊品及びオリジナル品を除くブロックをいう。
なお形状は、4. 参考資料を参照されたい。

2) 特殊品

特殊品とは以下のものをいう。

- イ) 標準品と同形状で青色及び特殊配合した色のブロック。
- ロ) 視覚障害者用に表面加工してあるブロック。
- ハ) 標準品と同形状でショットブラスト仕上げ、洗い出し仕上げ、研出し仕上げ、粉末樹脂、ガラスビーズ、溶射等を行い表面加工したもの。デザインを施したもの。透水性、植生用、複合（天然石、タイル）のもの。

3) オリジナル品

標準品と形状の異なる各社のオリジナル品。特に扇型等曲線的配置を目的としたもの。

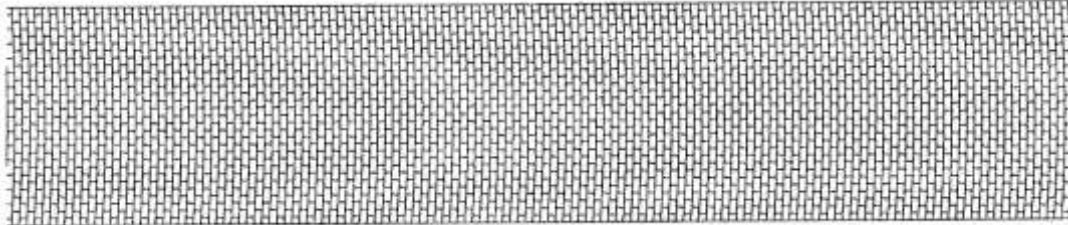
(2) ブロックの配置

1) 直線的配置

標準品を直線的に配置する。2色による色合わせを含む。

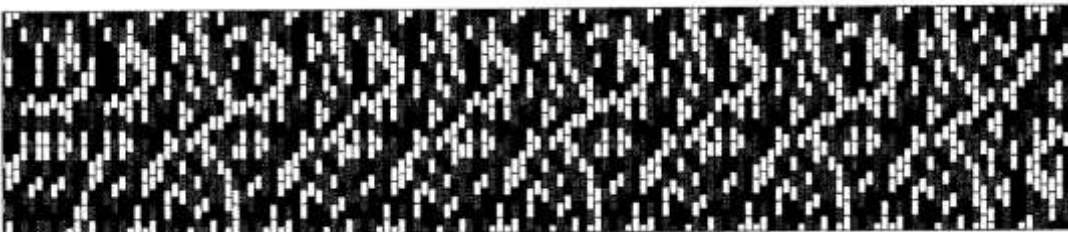
2) 曲線的配置

標準品を円形（半径10m以上で楕円、欠円含む）、波形等曲線的に配置する。2色による色合わせを含む。



3) 3色以上による色合わせ

3色以上の標準品を使って模様（絵柄を含む）等にブロックを設置する場合に適用する。



(3) 敷材料の使用量

敷材料は砂又は空練りモルタルとし、材料の使用量は次式による。

イ) 砂・モルタル普通・モルタル高炉・再生砂の場合

$$\text{使用量 (m}^3\text{)} = 100 \text{ (m}^2\text{)} \times \text{敷材料の厚さ (m)} \times (1 + K)$$

K：ロス率（表3.1ロス率による）

表 3.1 ロス率

材 料 名	ロス率
砂	+0.29
空練りモルタル	+0.14

(4) 特殊品を使用する場合は、標準の市場単価から標準の一般部ブロック厚 6cm (8cm) の材料費を差し引き設置手間をもとめ、特殊品の材料費を加算して適用する。(材料費の入れ換え)

ただし、加算率・補正係数を適用させる場合は、標準の市場単価を補正した後、材料費を差し引くこととする。

$$\text{設置手間} = \text{ブロック厚 6cm (8cm), 標準の市場単価} \times \text{加算率} \cdot \text{補正係数}$$

$$- \text{ブロック厚 6cm (8cm), 標準の材料単価} \times 1.02$$

$$\text{特殊品設計単価} = \text{設置手間} + \text{ブロック厚 6cm (8cm), 特殊品材料単価} \times 1.02$$

(5) オリジナル品及びキャブ部の蓋部に連続して設置する場合は、材料費の入れ換えによる市場単価を適用しない。

(6) 透水シート布設の有無に関わらず適用できる。ただし、透水シートの材料費は別途計上する。

(7) 設置してあるインターロッキングブロックを撤去して、再使用する場合は、次式による。

$$\text{撤去 (再使用) の標準の市場単価} \times \text{加算率} \cdot \text{補正係数} + \text{設置手間} + \text{材料のロス}$$


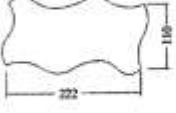
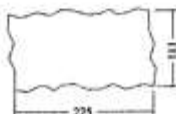
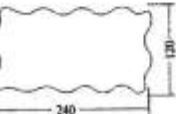
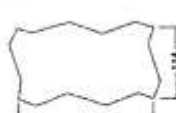
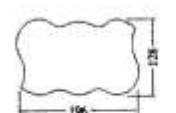
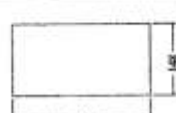
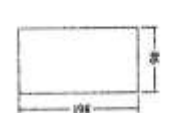

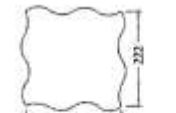

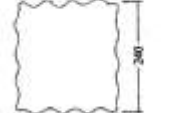
(注1) 再設置にあたり発生する材料のロスとは新設と同様2%とする。


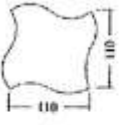
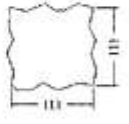

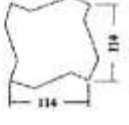



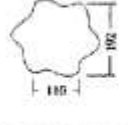
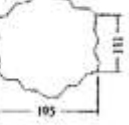

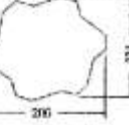
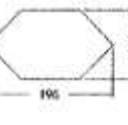


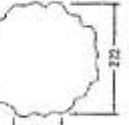

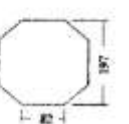
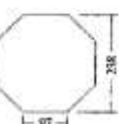
(注2) 設置手間については、(4)の特殊品を使用する場合と同じとする。

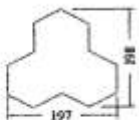
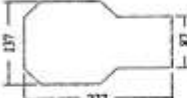
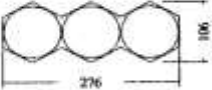
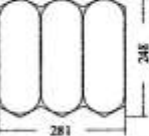
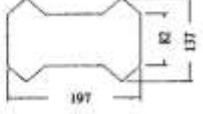


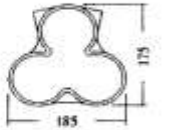
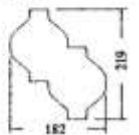
(8) 随意契約により調整を行う追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. 参考資料 (代表的な標準品の形状図例)

※形状図寸法: 単位 mm

タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
長 方 形		39.5		39.5
		38.5		35
		36.5		44
		23		50
正 方 形 (x2)		19.5		19.5
		19.2		18

タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
小 正 方 形 (x1/2)		79		79
		77		70
		73		
		100		145
六 角 形		30.5		30.5
		29.6		27
		28		60
八 角 形		13.5		13.5
		15.9		12
		25		17

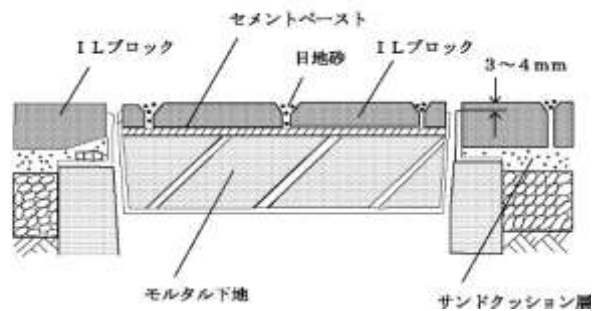
タイプ	形状・寸法	個/m ²	形状・寸法	個/m ²
多 角 形		39		37.8
		42		15
		50		40
		50		
そ の 他		41		
		46		

参考資料 (キャブ部の蓋部施工図の代表例)

キャブ部の蓋部施工

※30～40mm厚の薄いブロックを使用する場合

- (1) 10～20mmのモルタルで接着します。
- (2) キャブふた内外に設置するブロックの表面は、枠鉄板面より3～4mm程、高く仕上げます。



③ 防護柵設置工

③-1 防護柵設置工（ガードレール）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設・更新，撤去工事。
- (2) 部材設置，部材撤去。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 橋梁建込の場合。
- (2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。
 - (3) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) ベースプレート式の設置の場合。
 - 2) 2-2 市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 5）以外の製品の場合
 - 3) S種，A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。
 - 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。
 - 5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 6) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

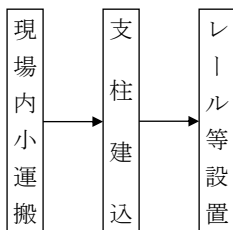
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 防護柵設置

1) 土中建込

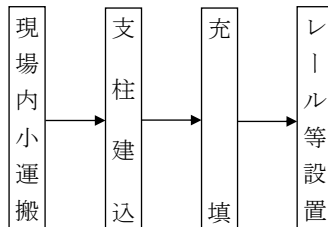
工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	○



- (注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト，砂〔労務費・材料費〕）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤，舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。
2. 耐雪型については、根巻きコンクリート（労務費・材料費）を含む。
3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

2) コンクリート建込

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○



- (注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（ブロンアスファルト，砂〔労務費・材料費〕）を含む。
2. 耐雪型（コンクリート建込）においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。

② 部材設置

1) レール設置

工 種	市場単価			現場内小運搬	レール等設置
	機	労	材		
レール設置	○	○	×		

(注)1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。

2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

③ 防護柵撤去・部材撤去

1) 防護柵撤去

工 種	市場単価			レール撤去	支柱等撤去 (必要な土工事を含む)	積込・運搬・処分
	機	労	材			
防護柵撤去	○	○	/			

(注)1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

2) レール撤去

工 種	市場単価			レール撤去	積込・運搬・処分
	機	労	材		
レール撤去	○	○	/		

(注)1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。

2. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。

2-2 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（ガードレール）の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表 2.1 土中建込

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド	
土中建込	塗 装 品	Gr-A-4E	m	SWB810510
		Gr-B-4E	m	
		Gr-C-4E	m	
		Gr-Am-4E	m	
	メ ッ キ 品	Gr-A-4E	m	
		Gr-B-4E	m	
		Gr-Am-4E	m	
		Gr-Bm-4E	m	

表 2.2 コンクリート建込

区分	規格・仕様	単位	コード	
コンクリート建込	塗装品	Gr-A-2B	m	SWB810510
		Gr-B-2B	m	
		Gr-C-2B	m	
		Gr-Am-2B	m	
		Gr-Bm-2B	m	
	メッキ品	Gr-A-2B	m	
		Gr-B-2B	m	
		Gr-Am-2B	m	
		Gr-Bm-2B	m	

表 2.3 撤去

区分	規格・仕様	単位	コード	
土中建込	塗装品	(旧Gr-S-2E)	m	SWB810530
		Gr-A-4E	m	
		Gr-B-4E	m	
		Gr-C-4E	m	
		Gr-Am-4E	m	
		Gr-Bm-4E	m	
		(旧Gr-Ap-2E)	m	
		(旧Gr-Bp-2E)	m	
		(旧Gr-Cp-2E)	m	
		コンクリート建込	メッキ品	
Gr-A-2B	m			
Gr-B-2B	m			
Gr-C-2B	m			
Gr-Am-2B	m			
Gr-Bm-2B	m			
(旧Gr-Ap-2B)	m			
(旧Gr-Bp-2B)	m			
(旧Gr-Cp-2B)	m			

* 中央分離帯用は、(狭)タイプを含む。

(注) (旧)の規格は、防護柵設置要綱(昭和47年10月)対応のもの。

その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説(平成10年11月)対応のもの。

表 2.4 部材設置 (レール設置)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
レール設置 (耐雪型含む)	路側用 A・B・C種	m	SWB810560
	分離帯用 Am・Bm種	m	

表 2.5 部材撤去 (レール撤去)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
レール撤去 (耐雪型含む)	(旧路側用 S種)	m	SWB810580
	路側用 A・B・C種 (旧歩車道境界用 Ap・Bp・Cp種)	m	
	分離帯用 Am・Bm種	m	

(注) (旧)の規格は、防護柵設置要綱(昭和47年10月)対応のもの。
その他の規格は、防護柵の設置基準・同解説(平成10年11月)対応のもの。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は,対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して,作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は,対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	曲線部	曲線部(半径 30m 以下)の場合は,曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.7 加算率・補正係数の数値

区分	記号	防護柵設置		部材設置	防護柵	部材撤去	
		土中建込	コンクリート建込	レールのみ	撤去	レールのみ	
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	21m以上 100m未満 20%	—	—	—
		S ₂	21m以上 50m未満 20%	21m未満 50%	—	—	—
		S ₃	21m未満 60%	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35
	夜間作業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50
	曲線部	K ₃	1.10	1.10	1.15	—	—

(注)1. 施工規模加算率(S₁), (S₂) 又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は, 土中建込, コンクリート建込それぞれ 1 工事の全体数量で判断する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表 2.8 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準	単位	備考	
加算額	標準支柱より長い場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔 4m	m	対象数量	
		支柱間隔 3m			
		支柱間隔 2m			
	曲げ支柱の場合 (B・Cタイプ)	支柱間隔 4m			支柱を長くする必要のある場合は、12cm増す毎に対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。
		支柱間隔 3m			
		支柱間隔 2m			
		対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。			

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

（注1） 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100）×（K₁×K₂×K₃）

（注2） 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間（機・労）（SWB810540）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費_{※(1)}

※ (1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費_{※(2)}＋曲げ加工費）とする。

また、21m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増）を控除すること。

※ (2) 21m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。

(2) 景観色ガードレールの設置費（機・労・材）の算出は、次式による。

（景観色ガードレールとは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品）

設置費＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費_{※(1)}＋材料費（景観色）_{※(3)}

※ (3) 21m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合は標準材料費_{※(2)}を40%割増、コンクリート建込の場合には標準材料費_{※(2)}を30%割増）を加算すること。

(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。

(4) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}

＋{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費_{※(1)}}

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。

(7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

③-2 防護柵設置工（ガードパイプ）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設・更新，撤去工事。
- (2) 部材設置，部材撤去。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（撤去・設置）。
 - 2) 耐雪型を用いる場合。
 - 3) ベースプレート式ガードパイプの場合。
 - 4) 2-2 市場単価の規格・仕様（表 2. 1~2. 5）以外の製品の場合。
 - 5) 景観型ガードパイプの場合（G p - A - 3 E 4, G p - A - 3 E V 等）。
 - 6) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。
 - 7) 特殊袖ビーム（張出し幅 300mm・500mm の E 型袖など）の場合。
 - 8) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 9) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

(1) 防護柵設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	○

現場内小運搬

→

支柱建込

→

パイプ等設置

(注) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト，砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし，支柱建込箇所が岩盤，舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	○

現場内小運搬

→

支柱建込

→

充 填

→

パイプ等設置

(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし，充填材（ブロンアスファルト，砂（労務費・材料費））を含む。

(2) 部材設置

1) パイプ設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
パイプ設置	○	○	×

現場内小運搬

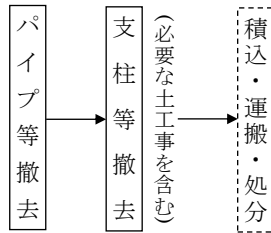
→

パイプ等設置

(3) 防護柵撤去・部材撤去

1) 防護柵撤去

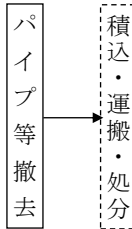
工 種	市場単価		
	機	労	材
防護柵撤去	○	○	/



(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2) パイプ撤去

工 種	市場単価		
	機	労	材
パイプ撤去	○	○	/



(注) 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2-2 市場単価の規格・仕様

防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）の市場単価の規格・仕様区分は次表のとおりである。

表 2.1 土中建込

区 分	規格・仕様		単位	コード
土 中 建 込	塗装品	Gp-Ap-2E	m	SWB810600
		Gp-Bp-2E		
		Gp-Cp-2E		
	メッキ品	Gp-Ap-2E		
		Gp-Bp-2E		

表 2.2 コンクリート建込

区 分	規格・仕様		単位	コード
コンクリート建込	塗装品	Gp-Ap-2B	m	SWB810600
		Gp-Bp-2B		
		Gp-Cp-2B		
	メッキ品	Gp-Ap-2B		
		Gp-Bp-2B		

表 2.3 撤去

区 分	規格・仕様		単位	コード
土 中 建 込	塗装・メッキ品	Gp-Ap-2E	m	SWB810610
		Gp-Bp-2E		
	塗装品	Gp-Cp-2E		
コンクリート建込	塗装・メッキ品	Gp-Ap-2B	m	
		Gp-Bp-2B		
	塗装品	Gp-Cp-2B		

表 2.4 パイプ設置

区 分	規格・仕様	単位	コード
パイプ設置	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m	SWB810630

表 2.5 パイプ撤去

区 分	規格・仕様	単位	コード
パイプ撤去	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m	SWB810620

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	曲線部	曲線部（半径30m以下）の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.7 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	防 護 柵 設 置		部 材 設 置	防 護 柵 撤 去	部 材 撤 去 パイプのみ
			土中建込	コンクリート建込	パイプのみ		
加算率	施 工 規 模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 10%	20m以上 100m未満 20%	—	—	—
		S ₂	20m以上 50m未満 20%	20m 未満 50%	—	—	—
		S ₃	20m未満 50%	—	—	—	—
補正係数	時間的制約 を受ける 場 合	K ₁	1.10	1.20	1.35	1.35	1.35
	夜 間 作 業	K ₂	1.10	1.20	1.50	1.50	1.50
	曲 線 部	K ₃	1.25	1.30	1.15	—	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁), (S₂) 又は (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

2. 防護柵設置の施工規模は, 土中建込, コンクリート建込それぞれ 1 工事の全体数量で判断する。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表 2.8 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考
加 算 額	標準支柱より長い場合 B・C種	支柱間隔 2m	m	対象 数量
	曲げ支柱の場合 B・C種	支柱間隔 2m		

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注1)×設計数量＋加算額総金額(注2)

(注1) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100)×(K₁×K₂×K₃)

(注2) 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。

設置手間＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費※(1)

※(1) 曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費（標準材料費※(2)＋曲げ加工費）とする。

また、20m未満の設置手間を算出する場合には、施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※(2)×30%割増）を控除すること。

※(2) 20m以上の場合の物価資料に掲載のある標準材料費（m単価）を指す。

(2) 景観色の設置費（機・労・材）の算出は、次式による。

（景観色とは、景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品）

設置費＝{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数}－材料費※(1)＋材料費（景観色）※(3)

※(3) 20m未満の材工共価格を算出する場合には、別途計上する材料費（景観色）に施工規模を考慮した材料費相当額（土中建込の場合、コンクリート建込の場合ともに標準材料費※(2)×30%割増）を加算すること。

(3) 移設の設置手間（機・労）の算出は、次式による。

移設手間＝{撤去単価（標準の市場単価）×補正係数}＋{設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数－材料費※(1)}

(4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間（機・労）を別途計上する。

(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 新設・更新，撤去工事。
- (2) 部材設置，部材撤去工事。

1-2 市場単価が適用できない範囲

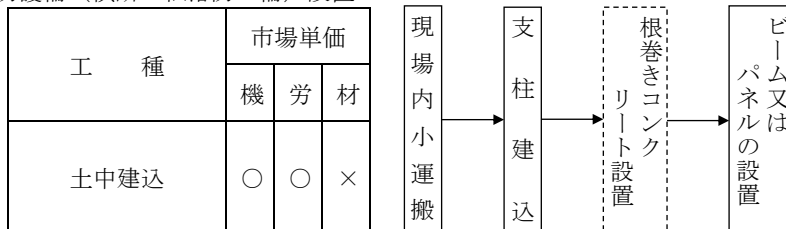
- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。
 - (2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。
 - 2) 高さが125cm超の場合。
 - 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。
 - 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。
 - 5) 勾配2割未満（1:2.0未満）の階段部、法面に設置する場合。
 - 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

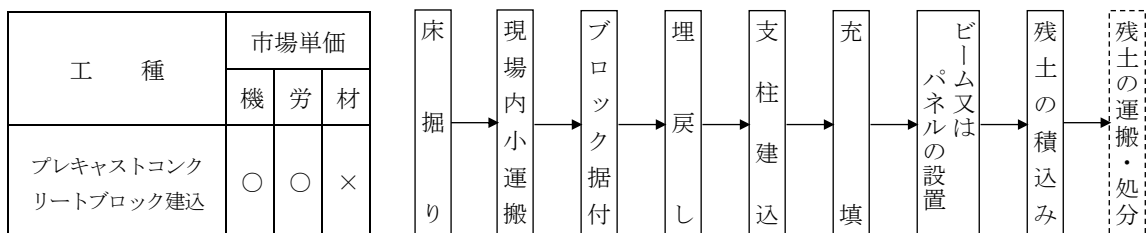
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

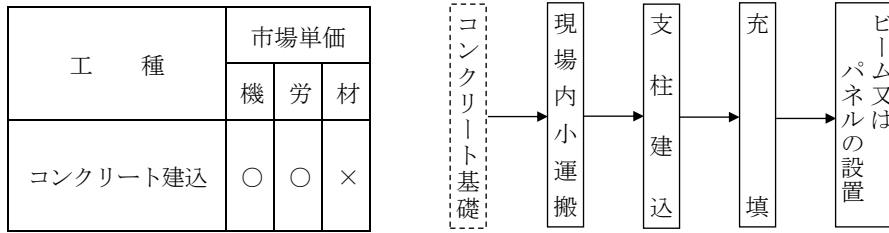
① 防護柵（横断・転落防止柵）設置



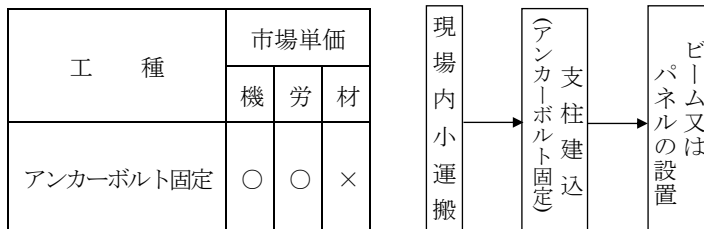
- (注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（労務費・材料費）が必要な場合の作業を含む。
ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。
2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。



- (注) 1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。
ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材（労務費・材料費）を含む。
2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。



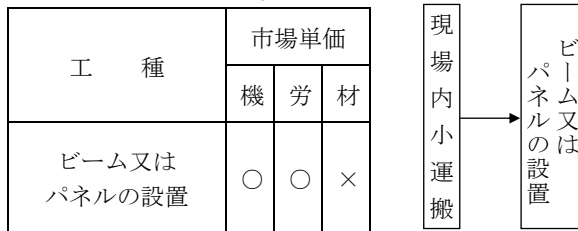
(注)1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（労務費・材料費）を含む。



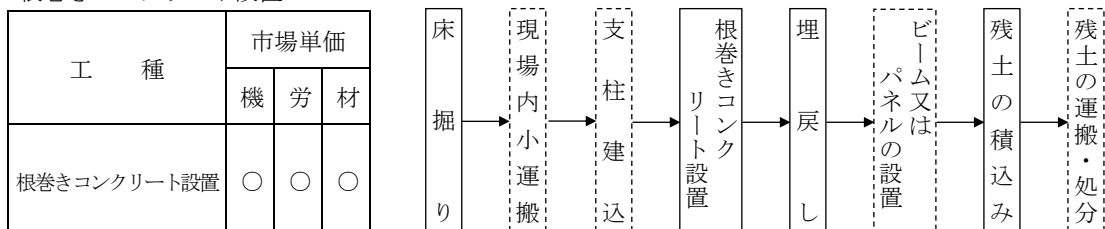
(注)1. アンカーボルトの材料費及び穿孔費用を含む。

② 防護柵（横断・転落防止柵）部材設置

1) ビーム又はパネルの設置

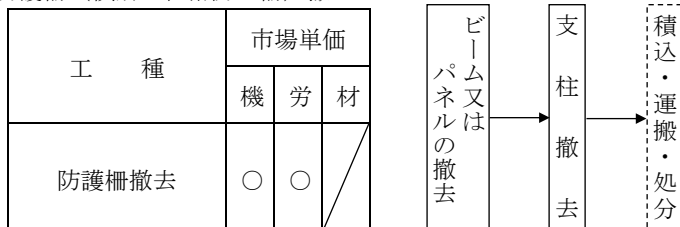


2) 根巻きコンクリート設置



(注) 床掘り・埋戻しの有無にかかわらず適用できる。

③ 防護柵（横断・転落防止柵）撤去



(注) 1. 撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2. プレキャストコンクリートブロック建込及び根巻きコンクリート設置の防護柵の場合、コンクリートブロックの撤去を含む。

3. コンクリートブロックと支柱を分離する費用は含まない。

④ 防護柵（横断・転落防止柵）部材撤去
ビーム又はパネルの撤去

工 種	市場単価			ビーム又は パネルの撤去	積込・運搬・処分
	機	労	材		
ビーム又は パネルの撤去	○	○			

（注）撤去後における仮置き（現場内）の有無にかかわらず適用できる。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

防護柵設置工（横断・転落防止柵）の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表 2.1 市場単価の規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド	
設 置	土 中 建 込	ビーム式・パネル式	支柱間隔3m	m	SWB810760
	プレキャスト コンクリートブロック 建 込	門 型			
	コンクリート建込	ビーム式・パネル式			
		門 型			
	アンカーボルト固定	ビーム式・パネル式			

表 2.2

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
部材設置	ビーム又はパネルのみ	支柱間隔3m	m

表 2.3

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
根巻きコンクリート設置			箇所

表 2.4

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド	
撤 去	土 中 建 込	ビーム式・パネル式	支柱間隔3m	m	SWB810770
	プレキャスト コンクリートブロック 建 込	門 型			
	コンクリート建込	ビーム式・パネル式			
		門 型			
	アンカーボルト固定	ビーム式・パネル式			

（注）土中建込用の撤去には、根巻きコンクリートブロックの撤去も含まれる。

表 2.5

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド
部材撤去	ビーム又はパネルのみ	支柱間隔3m	m	SWB810790

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
			S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	支柱間隔 1 m	支柱間隔が1mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	支柱間隔 1.5m	支柱間隔が1.5mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	支柱間隔 2 m	支柱間隔が2mの場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.7 加算率・補正係数の数値

区分	記号	防護柵設置 (横断・転落防止柵)		撤去	部材設置・撤去			
		土中建込	プレキャストコンクリートブロック建込、 コンクリート建込、 アンカーボルト固定		ビーム 又は パネルのみ 設置	ビーム 又は パネルのみ 撤去	根巻き コンクリート設置	
加算率	施工規模	S ₀	100m以上 0%	100m以上 0%	—	—	—	—
		S ₁	50m以上 100m未満 25%	100m未満 35% (25%)	—	—	—	—
		S ₂	50m未満 40%	—	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.25	1.35 (1.25)	1.35	1.35	1.35	1.25
	夜間作業	K ₂	1.35	1.50 (1.35)	1.50	1.50	1.50	1.35
	支柱間隔 1 m	K ₃	2.90			—	—	—
	支柱間隔 1.5 m	K ₄	2.00			—	—	—
	支柱間隔 2 m	K ₅	1.45			—	—	—

- (注)1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 加算率・補正係数の () 内の係数は、プレキャストコンクリートブロック建込及びアンカーボルト固定に適用する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注)×設計数値

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂×K₃ or K₄ or K₅)＋材料費


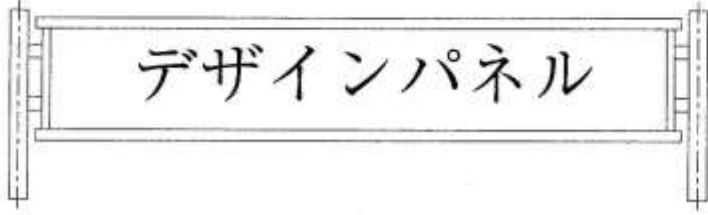
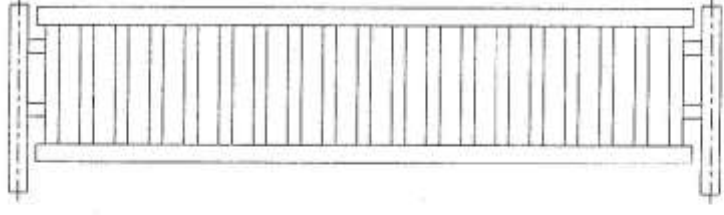
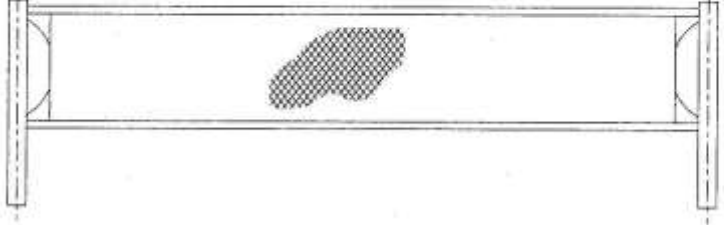
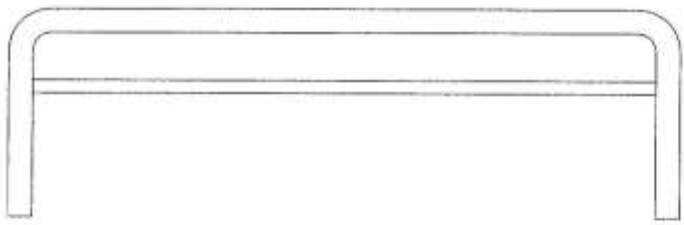
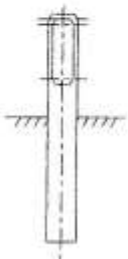
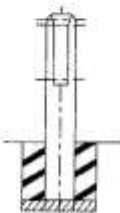
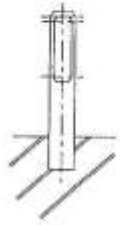
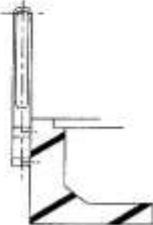
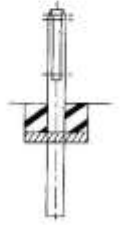
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (2) プレキャストコンクリートブロック建込の根入れ深さが変わる場合でも、プレキャストコンクリートブロック質量が 100kg 未満であれば適用できる。
- (3) 根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用できる。
- (4) 部材の色を問わず適用できる。

4. 参考資料

横断・転落防止柵参考例

<p>ビーム型</p>					
<p>パネル型</p>	<p>デザインパネル</p> 				
					
					
<p>門型</p>					
<p>基礎形状</p>	<p>土中 建 込 用</p>	<p>プレキャストコンクリート ブロック建込用</p>	<p>コンクリート建込 用</p>	<p>アンカーボルト固定 用</p>	<p>根巻きコンクリート ブロック</p>
					

③-4 防護柵設置工（落石防護柵）

1. 適用範囲

本資料は市場単価方式による、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。
なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m（耐雪型（上弦材付き）は3m、2m）とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
- 1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。
 - 2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。
 - 3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3mを超える場合。
 - 4) 落雪（せり出し）防護柵の場合。
 - 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。
 - 6) 高エネルギー吸収柵の場合。
 - 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

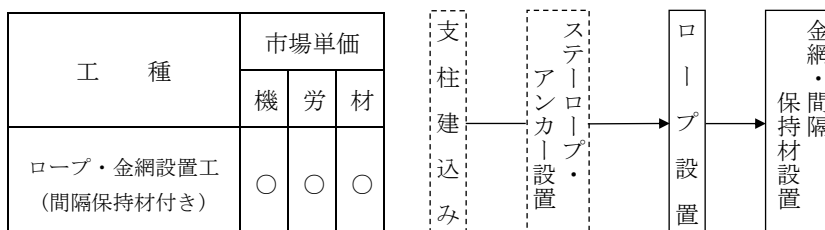
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

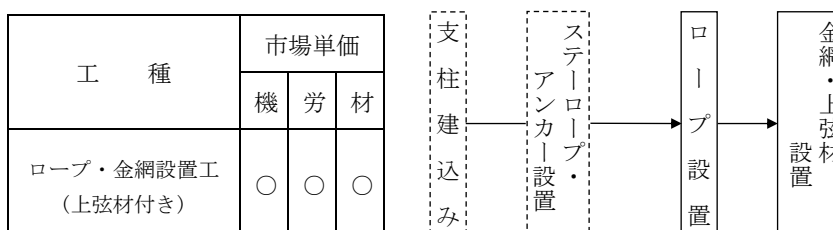
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。



- (注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

工 種	市場単価			支 柱 建 込 み	ス テ ー ロ ー プ ・ ア ン カ ー 設 置	ロ ー プ 設 置	金 網 ・ 間 隔 保 持 材 設 置
	機	労	材				
ステーロープ設置工	○	○	○				

(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

落石防護柵設置工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 中間支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位	コード
柵高 1.50m	メッキ	本	SWB813070
柵高 2.00m	メッキ	本	
柵高 2.50m	メッキ	本	
柵高 3.00m	メッキ	本	
柵高 3.50m	メッキ	本	
柵高 4.00m	メッキ	本	

表 2.2 端末支柱設置工

区 分	規格・仕様	単位	コード
柵高 1.50m	メッキ	本	SWB813070
柵高 2.00m	メッキ	本	
柵高 2.50m	メッキ	本	
柵高 3.00m	メッキ	本	
柵高 3.50m	メッキ	本	
柵高 4.00m	メッキ	本	

表2.3 ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)

区 分	規格・仕様	単位	コード
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m	SWB813080
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	m	
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	m	
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	m	
柵高 3.50m	ロープ本数 12本	m	
柵高 4.00m	ロープ本数 13本	m	

表 2.4 ロープ・金網設置工 (上弦材付き)

区 分	規格・仕様	単位	コード
柵高 1.50m	ロープ本数 5本	m	SWB813010
柵高 2.00m	ロープ本数 7本	m	
柵高 2.50m	ロープ本数 8本	m	
柵高 3.00m	ロープ本数 10本	m	

表2.5 ステーロープ設置工

区 分	規格・仕様	単位	コード
ステーロープ	岩盤用アンカー込み	本	SWB810740

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.6 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	間隔保持材なしの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	厚メッキ	表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	撤去	金網・ロープ、支柱を撤去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.7 加算率・補正係数の数値

区分	記号	支柱設置工		ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)	ロープ・金網設置工 (上弦材付き)	ステーロープ 設置工	
		中間支柱	端末支柱				
加算率	S ₀	—	—	15m 以上 0%		—	
	S ₁	—	—	15m 未満 10%		—	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.00	1.10	1.10	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.05	1.20	1.20	1.15
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	K ₃	1.35 (1.50)	1.20 (1.30)	—	—	—
	間隔保持材なしの場合	K ₄	—	—	0.90	—	—
	厚メッキ	K ₅	—	—	1.05	1.05	—
	撤去	K ₆	0.10	0.05	0.25	0.20	—

(注)1. 施工規模は、1 工事における落石防護柵と耐雪型落石防護柵の合計数量で判定する。

2. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

3. 撤去の補正係数 (K₆) を適用する場合については、(K₃)、(K₄)、(K₅) の補正係数は適用できない。また、支柱の撤去は、ステーロープの撤去の有無を問わず適用できる。

4. 補正係数の () 内の係数は、柵高 3.5m 以上に適用する。

2-4 加算額

表 2.8 加算額の適用基準

規格・仕様		適用基準	単位	備考
加算額	曲支柱の場合	柵高 3.5m 以下	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	本 対象数量
		柵高 4.0m	対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。	本 対象数量

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総合計 (注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂ × K₃ × K₄ × K₅)

撤去の場合 : 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂ × K₆)

(注2) 加算額総合計 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ 2種 (HDZ55) を標準とする。
なお、メッキ+焼付塗装 (工場加工) は補正係数 (K₃) により補正を行う。
- (2) 金網は亜鉛メッキを標準とする。
なお、亜鉛メッキは JIS G 3552 の内、Z-G S3種、Z-G S4種を対象とし、Z-G S7種 (厚メッキ) は補正係数 (K₅) により補正を行う。
- (3) ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。
- (4) 間隔保持材なしの場合の補正係数 (K₄) により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。

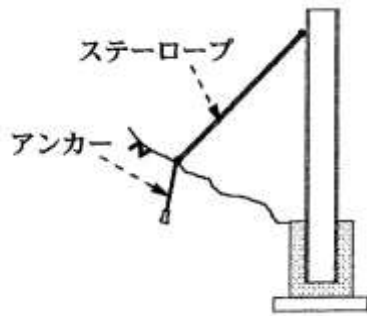
表 3.1 落石防護柵 (間隔保持材なし)

区 分	規格・仕様
柵高 1.55m	ロープ本数 5本
柵高 2.00m	ロープ本数 6本
柵高 2.50m	ロープ本数 8本
柵高 3.00m	ロープ本数 9本
柵高 3.50m	ロープ本数 11本
柵高 4.00m	ロープ本数 13本

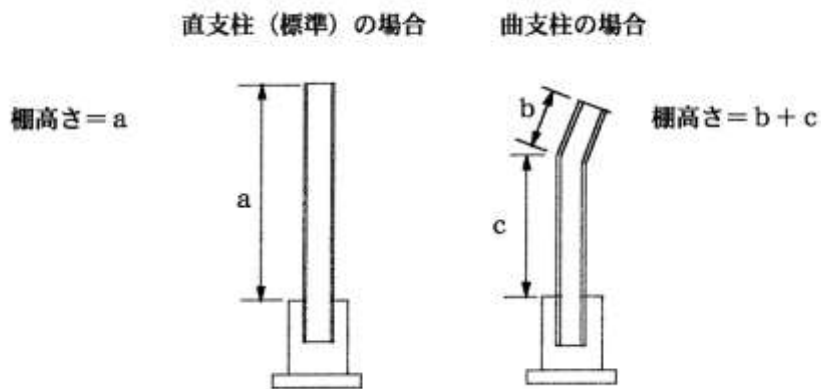
- (5) 撤去の場合の補正係数 (K₆) は、落石防護擁壁の撤去は含まない。
- (6) 資材の持ち上げ範囲は 10m 以下とし、それを超える場合は別途とする。
- (7) 排土口 (除石開閉口) の有無にかかわらず適用できる。
- (8) アンカーの規格・仕様は、φ 25 × 1,000 を標準とする。
- (9) ステーは φ 18 3×7G/O を標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。
- (10) 随意契約により調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(参考図)

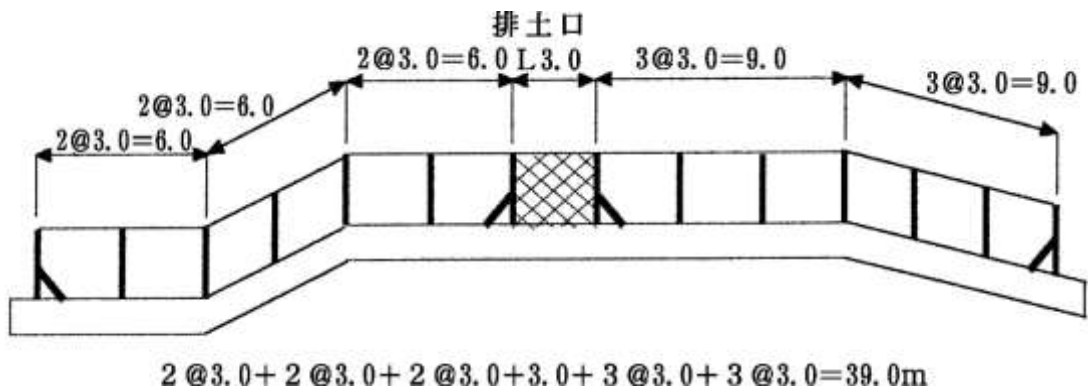
○ステーロープ



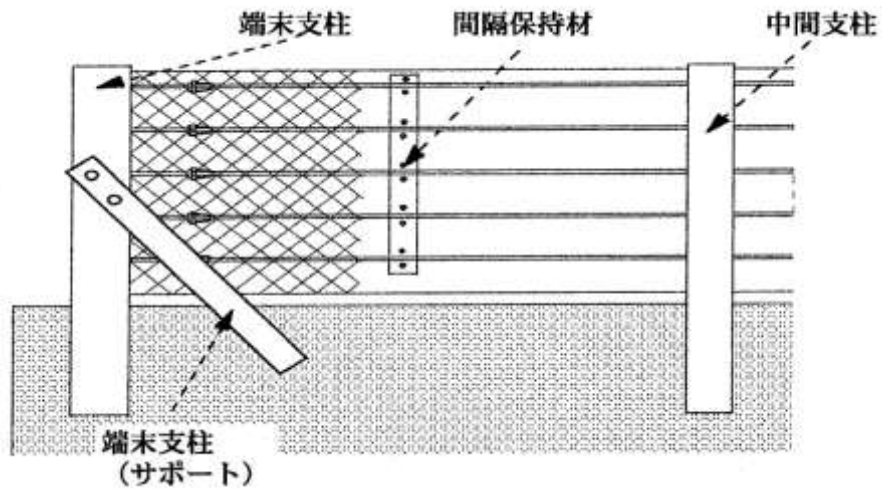
○ 落石防護柵 柵高の考え方



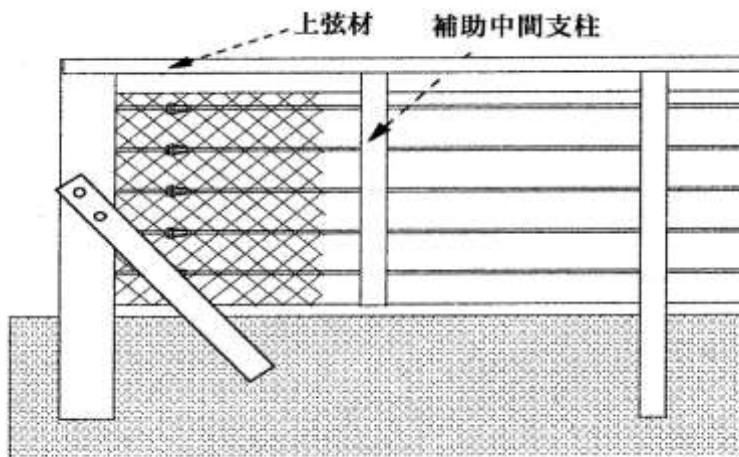
○ 落石防護柵の延長について



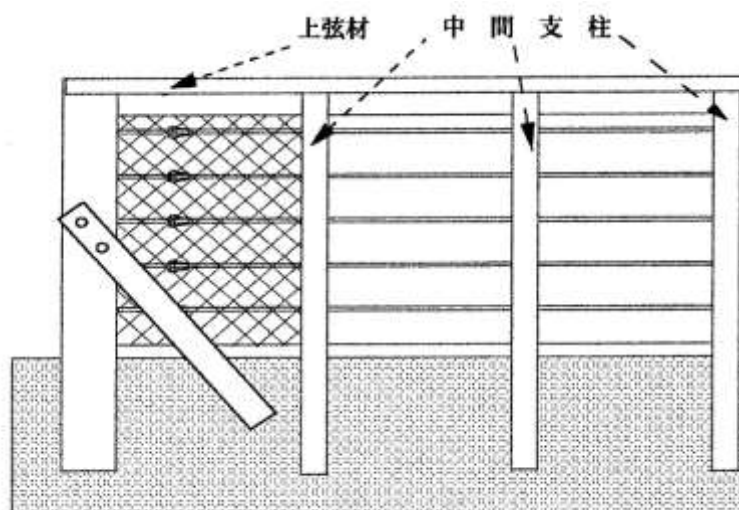
- 落石防護柵 (間隔保持材付き)



- 耐雪型落石防護柵 (上弦材付き) 3.0m 間隔



- 耐雪型落石防護柵 (上弦材付き) 2.0m 間隔



③-5 防護柵設置工（落石防止網）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。
- (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。

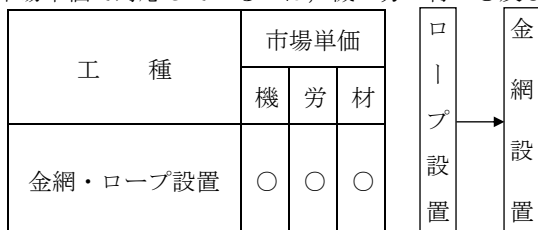
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) 落石防止網（繊維網）設置工。
 - 2) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。
 - 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。
 - 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。
 - 4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。
 - 5) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

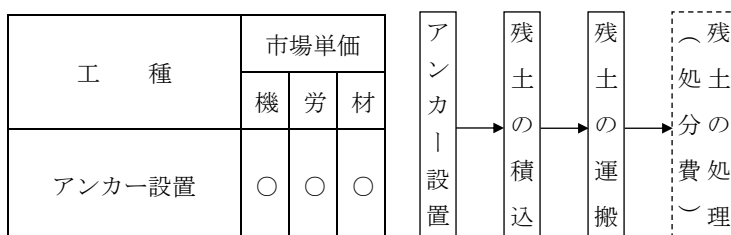
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



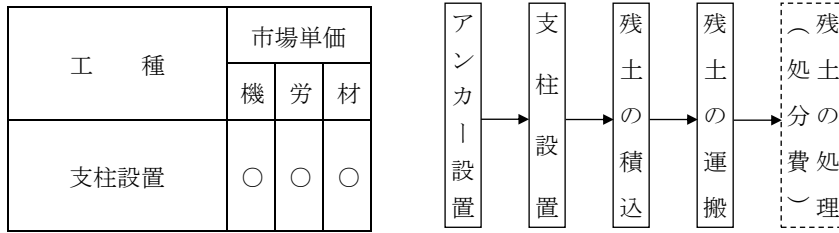
(注)1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。

2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。



(注)1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。

2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。
3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。



- (注)1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。
 2. 支柱設置用アンカーの材料費及び設置費を含む。
 3. 支柱設置時に発生する残土の処理 (処分費) は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

落石防止網 (ロックネット) 設置工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表 2.1 市場単価の規格・仕様区分 (金網・ロープ設置)

規 格・仕 様	単 位	コ ー ド
亜鉛メッキ3,4種 (Z-G S3, 4) 線径 2.6mm	m ²	SWB813040
亜鉛メッキ3,4種 (Z-G S3, 4) 線径 3.2mm	m ²	
亜鉛メッキ3,4種 (Z-G S3, 4) 線径 4.0mm	m ²	
亜鉛メッキ3,4種 (Z-G S3, 4) 線径 5.0mm	m ²	

- (注)1. 表中の () 内は, JIS G 3552 による。
 2. 金網の表面仕様は, 亜鉛メッキ3,4種 (Z-G S3, 4) を標準とし, 亜鉛メッキカラー3,4種 (C-G S3, 4), 厚メッキ7種 (Z-G S7), 厚メッキカラー7種 (C-G S7) 及び合成樹脂 (ポリエチレン) 被覆3,4種 (E-G H3, 4) を使用する場合は, 補正係数を適用する。

表 2.2 市場単価の規格・仕様区分 (アンカー設置)

規 格・仕 様		単 位	コ ー ド	
岩盤用	D22mm ×長 1,000mm	箇所	SWB813050	
	D25mm ×長 1,000mm	箇所		
	D29mm ×長 1,000mm	箇所		
	D32mm ×長 1,000mm	箇所		
土中用	羽根付アンカー	径 25mm ×長 1,500mm		箇所
	高耐力アンカー (プレート羽付)	アンカー有効長 1,500mm		箇所
		アンカー有効長 2,000mm		箇所
	高耐力アンカー (溝形鋼羽付)	アンカー有効長 1,500mm		箇所
アンカー有効長 2,000mm		箇所		

表 2.3 市場単価の規格・仕様区分 (支柱設置)

規 格・仕 様	単 位	コ ー ド	
ポケット式支柱 (アンカー固定式)	支柱高 2.0m	箇所	SWB813060
	支柱高 2.5m	箇所	
	支柱高 3.0m	箇所	
	支柱高 3.5m	箇所	
	支柱高 4.0m	箇所	

- (注) 支柱設置用のアンカーは岩盤用を標準とし, 土中用の場合は補正係数を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.4 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー（C-G S3, 4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	金網仕様 厚メッキ	金網の表面仕様が厚メッキ（Z-G S7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	金網仕様 厚メッキカラー	金網の表面仕様が厚メッキカラー（C-G S7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	金網仕様 合成樹脂被覆	金網の表面仕様が合成樹脂（ポリエチレン）被覆（E-G H3, 4）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	
	支柱設置用アンカー 土中用	支柱設置用のアンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.5 加算率・補正係数の数値

区分		記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置
加算率	施工規模	S ₀	500m ² 以上（金網設置面積） 0%		
		S ₁	500m ² 未満（金網設置面積） 10%		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10
	夜間作業	K ₂	1.25	1.25	1.25
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	K ₃	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキ	K ₄	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキカラー	K ₅	1.10	—	—
	金網仕様 合成樹脂被覆	K ₆	1.10	—	—
	支柱設置用アンカー 土中用	K ₇	—	—	1.05

- (注) 1. 施工規模は、1 工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。
 2. アンカー及び支柱の施工規模加算の適用は金網の設置面積で判定する。
 3. 施工規模の加算率（S1）と、時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

$$\text{直接工事費} = \text{設計単価 (注)} \times \text{設計数量}$$
$$\text{(注) 設計単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 / 100) \times (K_1 \times K_2 \times K_3 \text{ or } K_4 \text{ or } K_5 \text{ or } K_6 \times K_7)$$

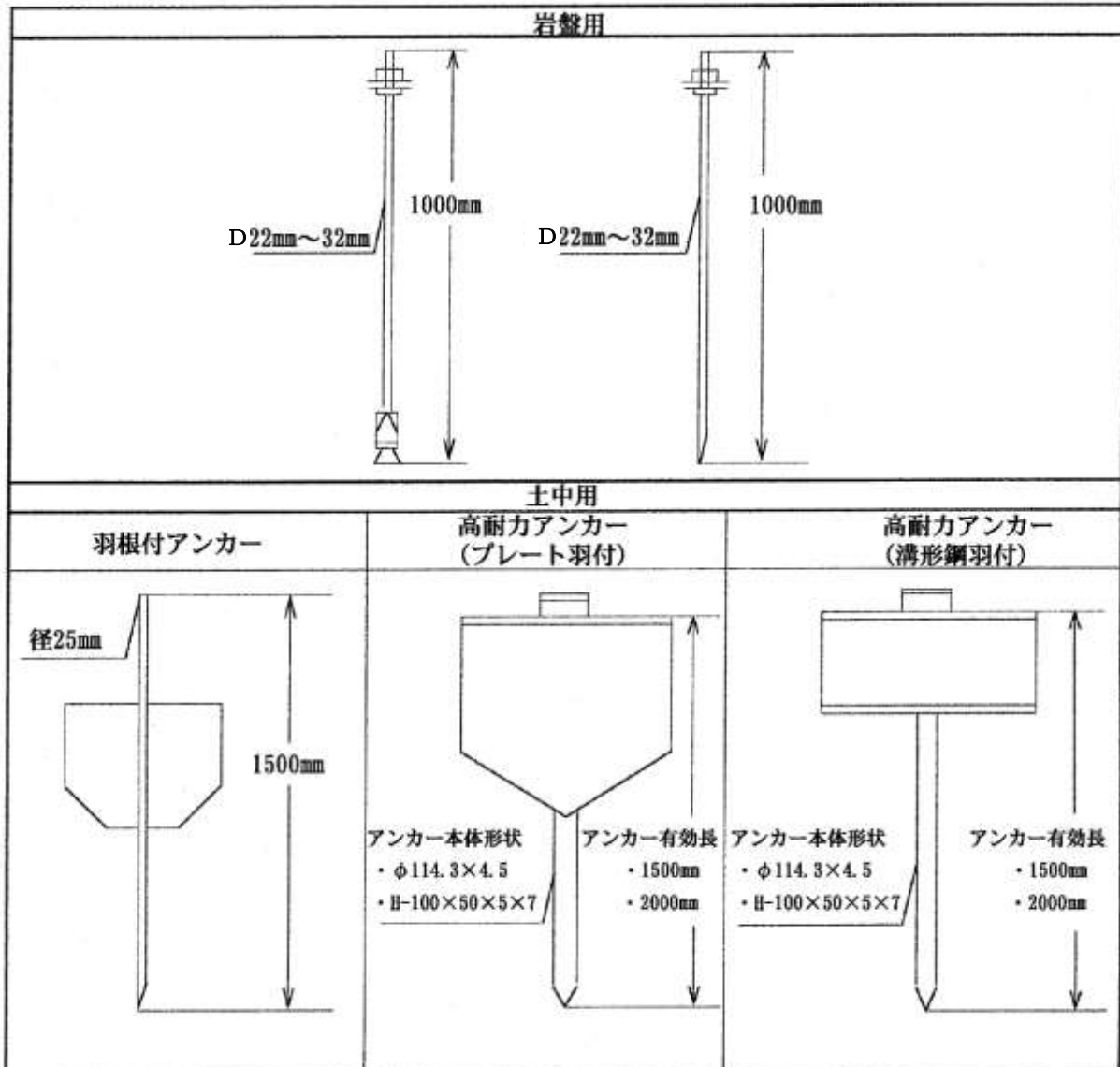
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

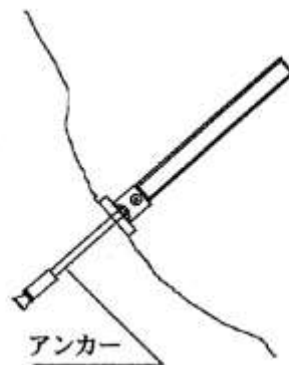
- (1) 簡易ケーブルクレーンで資材を持上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は別途計上する。
- (2) 随意契約による調整を行う場合の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

(参考図)

アンカー (岩盤用及び土中用)



ポケット式支柱 (アンカー固定式)



④ 法面工

④-1 法面工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）

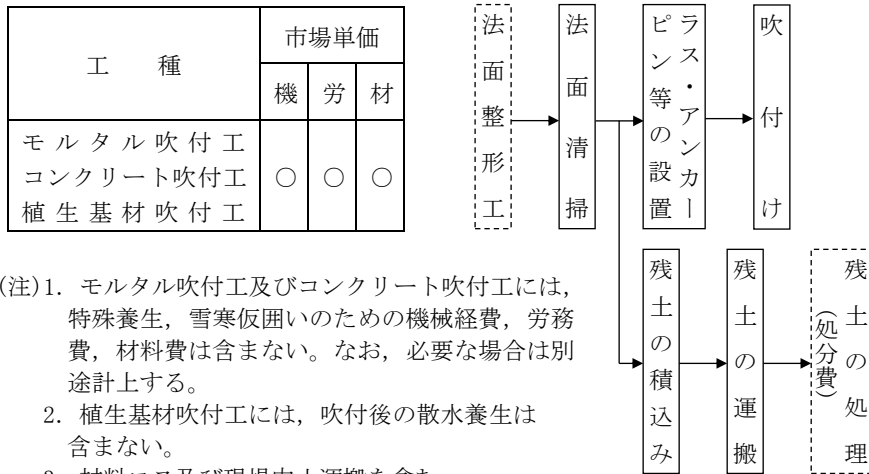
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工（砕内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合
 - 2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
 - 3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工
 - 4) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合
 - 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合
 - ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合
 - ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの
 - ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合
 - 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合
 - ① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合
 - ② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合
 - ③ 公園工事の場合
 - ④ 道路植栽工事の場合
 - 7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合
 - 8) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合。
 - 9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 - 10) 夜間作業の部分
 - 11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合

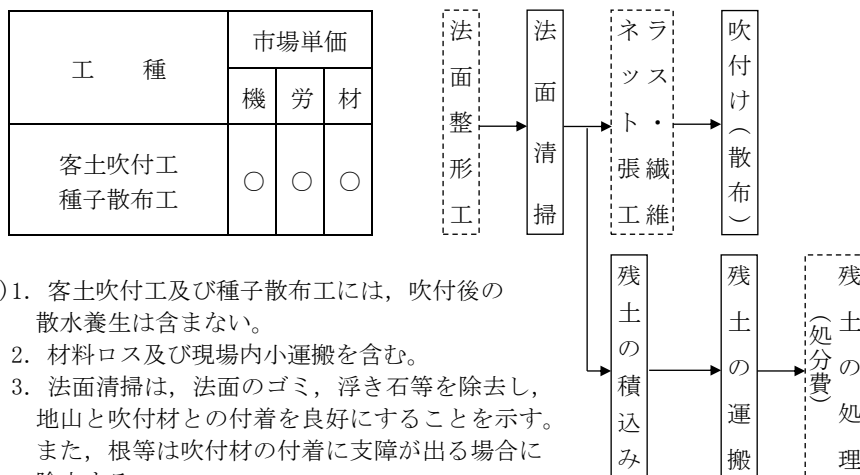
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

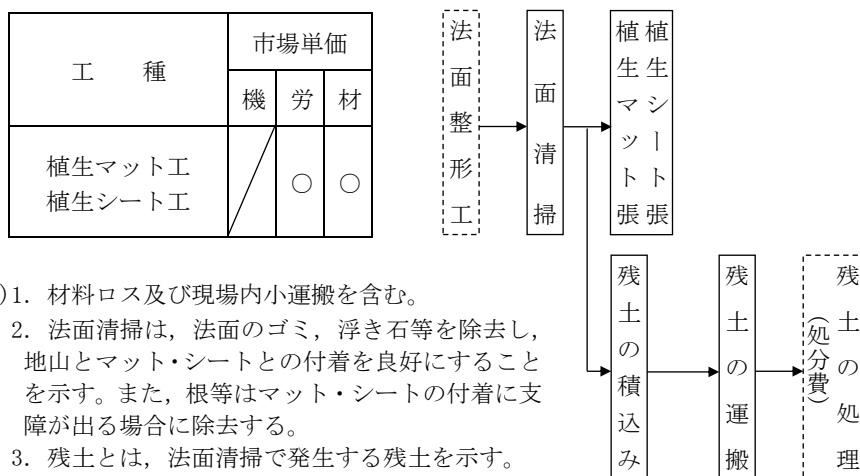
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. モルタル吹付工及びコンクリート吹付工には、特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。なお、必要な場合は別途計上する。
2. 植生基材吹付工には、吹付後の散水養生は含まない。
3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
4. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
5. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

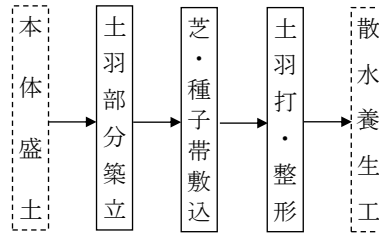


- (注) 1. 客土吹付工及び種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。
2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
3. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。
5. 種子散布工は、顔料の使用の有無にかかわらず適用できる。



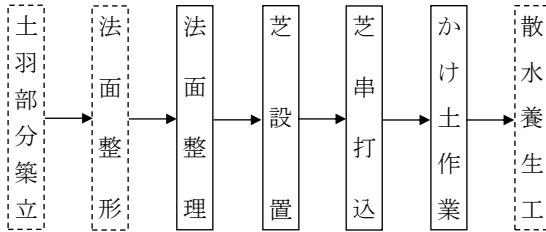
- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
2. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山とマット・シートとの付着を良好にすることを示す。また、根等はマット・シートの付着に支障が出る場合に除去する。
3. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植生筋工 筋芝工	○	○	○



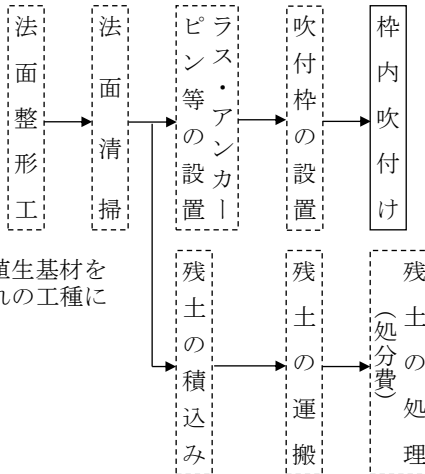
- (注) 1. 土羽土 (材料費) は含まない。
 2. 耳芝及び肥料等, 必要な資材を含む。
 3. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
張芝工	/	○	○



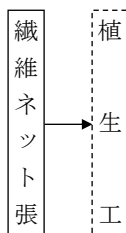
- (注) 1. 耳芝, 芝串及び肥料等, 必要な資材を含む。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
枠内吹付工 (吹付枠工)	○	○	○



- (注) 枠内にモルタル, コンクリート及び植生基材を吹付ける場合とし, 規格仕様はそれぞれの工種に準ずる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
繊維ネット工 (緑化基礎工)	/	○	○



- (注) 材料ロス及び現場内小運搬を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

法面工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表 2.1 モルタル吹付工

区 分	規格・仕様	単 位	コード
モルタル吹付工	厚 5cm	m ²	SWB810810
	厚 6cm	m ²	
	厚 7cm	m ²	
	厚 8cm	m ²	
	厚 9cm	m ²	
	厚 10cm	m ²	

表 2.2 コンクリート吹付工

区 分	規格・仕様	単 位	コード
コンクリート吹付工	厚 10cm	m ²	SWB810820
	厚 15cm	m ²	
	厚 20cm	m ²	

表 2.3 機械播種施工による植生工

区 分	規格・仕様	単 位	コード
植 生 基 材 吹 付 工	厚 3cm	m ²	SWB810830
	厚 4cm	m ²	
	厚 5cm	m ²	
	厚 6cm	m ²	
	厚 7cm	m ²	
	厚 8cm	m ²	
	厚 10cm	m ²	
客 土 吹 付 工	厚 1cm	m ²	SWB810830
	厚 2cm	m ²	
	厚 3cm	m ²	
種 子 散 布 工		m ²	

表 2.4 人力施工による植生工

区 分	規格・仕様	単 位	コード	
植 生 マ ッ ト 工	肥料袋付	m ²	SWB810870	
植 生 シ ー ト 工	肥料袋無	標準品		m ²
		環境品		m ²
植 生 筋 工	人工筋芝 (種子帯)	m ²		
筋 芝 工	野芝・高麗芝	m ²		
張 芝 工	野芝・高麗芝 (全面張)	m ²		

(注) 植生シート工の環境品とは、分解(腐食)型及び循環型(間伐材等使用)製品を対象とし、標準品とは環境品以外の製品を対象とする。

表 2.5 ネット張工

区 分	規格・仕様	単 位	コード
織 維 ネ ッ ト 工	肥料袋無	m ²	SWB810880
	肥料袋付	m ²	

表 2.6 主体種子

草本類	外来種	トールフェスク クリーピングレドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー バミューダグラス バビアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ
	在来種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	在来種	ヤマハギ（皮取り） ヤマハギ（皮付き） コマツナギ

(注) 種子は外国産を対象とする。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

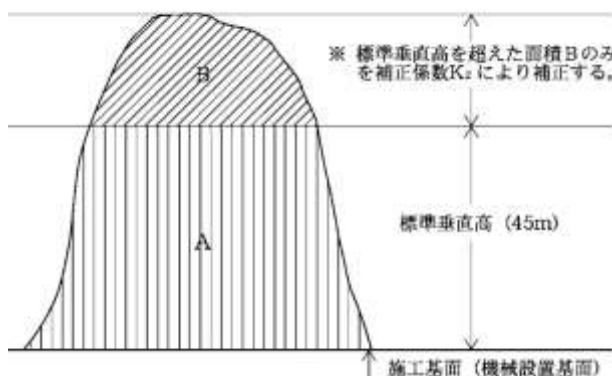
表 2.7 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量	
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃		
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。但し、施工基面より下面への施工は補正しない。	K ₂		
	枠内吹付の場合 〔モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工〕	吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K ₃		

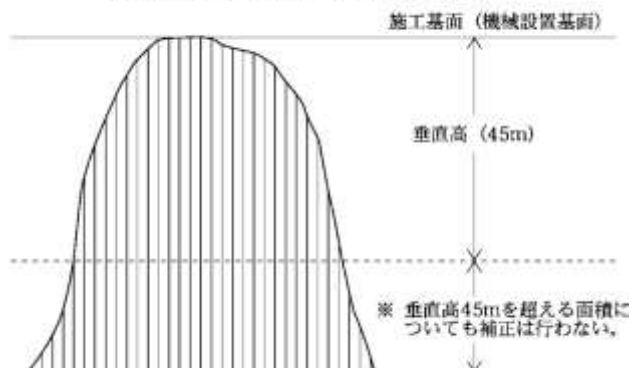
(注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

- 1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工は45m以下。
- 2) 植生基材吹付工は45m以下。(下記図例を参照)
- 3) 客土吹付工は25m以下。
- 4) 種子散布工は30m以下。

《施工基面から上面への施工の場合》



《施工基面から下面への施工の場合》



(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.8 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	モルタル吹付工	コンクリート吹付工	機械播種施工による植生工			
				植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工	
加算率	施工規模	S ₀	(1,000m ² 以上) 0%	(1,000m ² 以上) 0%	(1,000m ² 以上) 0%	(1,000m ² 以上) 0%	(1,000m ² 以上) 0%
		S ₁	(500m ² 以上 1,000m ² 未満) 5%	(500m ² 以上 1,000m ² 未満) 5%	(500m ² 以上 1,000m ² 未満) 5%	(500m ² 以上 1,000m ² 未満) 5%	(500m ² 以上 1,000m ² 未満) 5%
		S ₂	(250m ² 以上 500m ² 未満) 15%	(250m ² 以上 500m ² 未満) 15%	(250m ² 以上 500m ² 未満) 10%	(250m ² 以上 500m ² 未満) 10%	(250m ² 以上 500m ² 未満) 20%
		S ₃	(250m ² 未満) 30%	(250m ² 未満) 30%	(250m ² 未満) 20%	(250m ² 未満) 20%	(250m ² 未満) 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
	法面垂直高45mを超え80m以下の場合	K ₂	—	—	1.10	—	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	0.80	0.80	—	—

- (注)1. 施工規模加算率 (S₁)、(S₂)又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 法面垂直高補正 (K₂)は、標準垂直高を超える面積 (対象数量)についてのみ補正する。
3. モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工におけるK₁、K₂については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。
4. 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付けに限り、施工規模は合計施工数量で判定する。
5. 種子散布工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
6. 枠内吹付補正 (K₃)は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まないための補正である。

表 2.9 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	人力施工による植生工				ネット張工	
		植生マット工 植生シート工	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工	
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	(1,000㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S ₁	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%
		S ₂	(500㎡未満) 15%	(300㎡未満) 35%	(300㎡未満) 35%	(300㎡未満) 35%	(500㎡未満) 15%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.05	1.15	1.15	1.15	1.05

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
 2. 1 工事において植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
 3. 張芝工については、1 工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100) × (K₁ × K₂ × K₃)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。

(1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工

- 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部 (小段等) が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 2) モルタル、コンクリートの強度は、15N/mm² (150kgf/cm²) 程度以上とする。
- 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別にかかわらず適用できる。
- 4) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9 (D10) × L=200mm・1.5 本/ m²、及び φ 16 (D16) × L=400mm・0.3 本/ m² をそれぞれ標準とする。
- 5) 溶接金網を使用する場合は適用できない。
- 6) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用できる。
- 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。
- 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 9) 目地及び水抜パイプ等の施工の有無にかかわらず適用できる。
- 10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
- 11) オーバーハングの法面は別途考慮する。
- 12) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ 1 工事の全体数量で判定する。

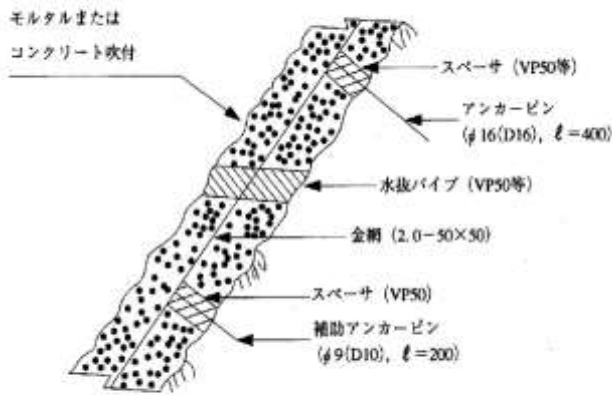
(2) 植生基材吹付工

- 1) 菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは φ 9 (D10) × L=200mm・1.5 本/ m²、及び φ 16 (D16) × L=400mm・0.3 本/ m² をそれぞれ標準とする。
- 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの 1 工事の全体数量で判定する。
- 4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部 (小段等) が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 5) ラス張工はスペーサの有無にかかわらず適用できる
- 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。

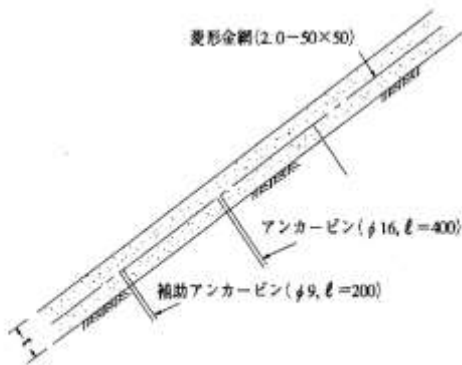
- (3) 客土吹付工, 種子散布工
 - 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は, 第VI編第1章④-2吹付枠工による。
 - 2) 施工規模は, 客土吹付工, 種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
 - 3) 客土吹付工は, 法面部への施工を標準とするが, 法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし, 平面部のみの施工には適用できない。
 - 4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用できる。
 - 5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
 - 6) 沖縄の種子散布工は土壌団粒化剤を使用する。
- (4) 枠内吹付工
 - 1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第1章④-2吹付枠工による。
- (5) 植生マット工, 植生シート工, 繊維ネット工
 - 1) 肥料袋付(肥料袋間隔:40~50cm)が2重ネット, 肥料袋無が1重ネットを標準とする。
 - 2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工, 繊維ネット工(肥料袋付)が6本/m²程度, 植生シート工が4本/m²程度, 繊維ネット(肥料袋無)が3本/m²程度を標準とする。また, アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm, 止め釘はL=150mmを標準とする。
 - 3) 繊維ネット工は, 種子の費用を含まない。
 - 4) 施工規模は, 1工事における植生マット工, 植生シート工の合計数量で判定する。
 - 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合, 施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合, 施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。
- (6) 植生筋工, 筋芝工, 張芝工
 - 1) 植生筋工, 筋芝工の設計数量は, 芝の総面積ではなく, 対象となる法面の面積とする。
 - 2) 植生筋工, 筋芝工は土羽厚30cmを標準とする。
 - 3) 張芝工は, 施工場所(法面部・平面部)にかかわらず適用できる。
 - 4) 植生筋工, 筋芝工は耳芝及び肥料等, 張芝工は, 耳芝, 芝串及び肥料等必要な資材を含む。ただし, 使用の有無にかかわらず適用できる。
 - 5) 施工規模は, 植生筋工, 筋芝工, 張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
 - 6) 北海道の張芝は栽培土工芝とし, 形状はロール芝, かけ土作業は含まない。
- (7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。

4. 参考資料

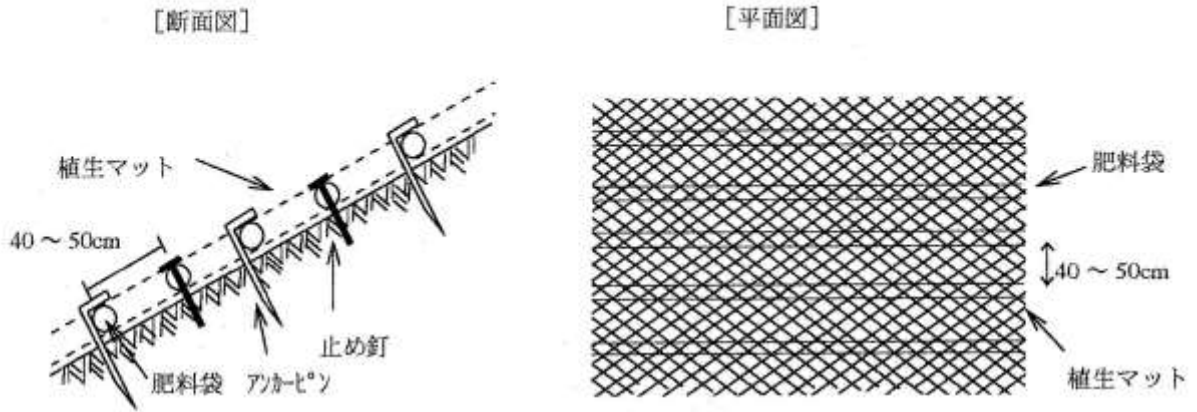
(1) モルタル吹付工及びコンクリート吹付工



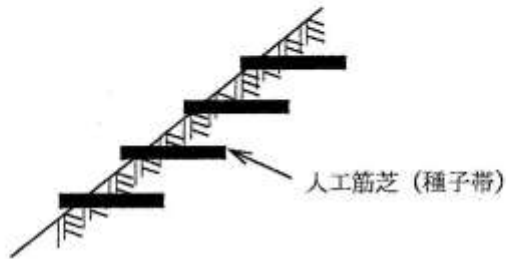
(2) 植生基材吹付工



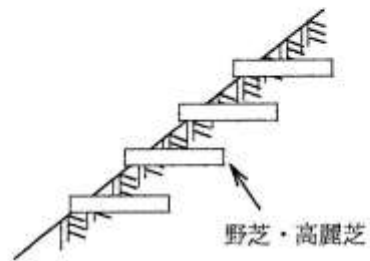
(3) 植生マット工



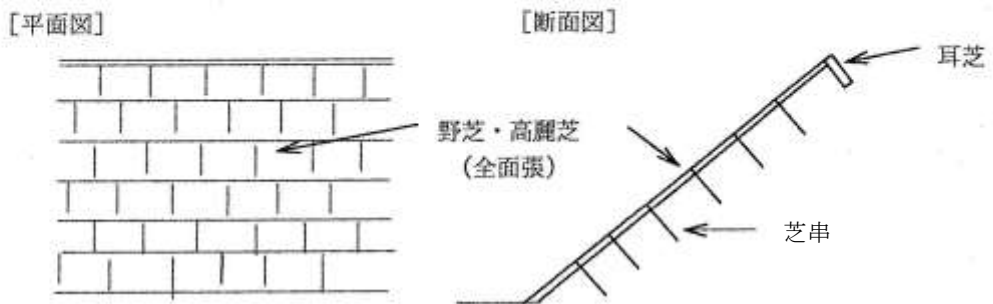
(4) 植生筋工



(5) 筋芝工



(6) 張芝工



④-2 吹付砕工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による吹付砕工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付砕工。

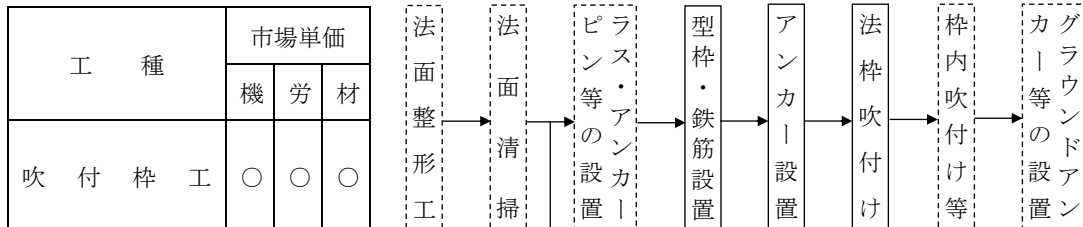
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。
 - 2) 梁の断面が正方形以外の場合。
 - 3) 基本外觀形状が矩形(正方形,長方形)以外(三角形,台形,円形等)の場合(一部分のみが矩形以外の場合は除く)。
 - 4) 設計アンカー力が標準以外の場合。
 - 5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
 - 6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
 - 7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
 - 8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 10) 夜間作業の場合
 - 11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

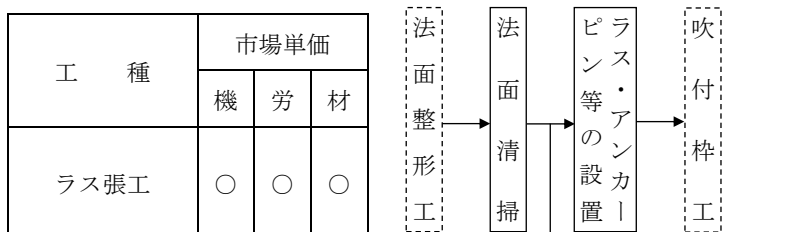
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. ハンチの有無は問わない。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 3. 目地については別途考慮する。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。



- (注) 1. ラス張工(法面清掃)は全面張を標準とする。
 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。
 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃及び補修を示す。なお、その際発生する残土の積み、運搬についても含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

吹付砕工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様

区 分		規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
吹 付 砕 工	モ ル タル ・ コ ン ク リ ー ト	梁断面 150 × 150	m	SWB811110
		〃 200 × 200		
		〃 300 × 300		
		〃 400 × 400		
		〃 500 × 500		
		〃 600 × 600		
ラ ス 張 工		法面清掃及びラス・アンカーピン設置	m ²	SWB811120

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	全体数量
		時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量
		ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	吹付砕工	ラ ス 張 工
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	500m 以上 0%	1,000m ² 以上 0%
		S ₁	250m 以上 500m 未満 10%	500m ² 以上 1,000m ² 未満 15%
		S ₂	100m 以上 250m 未満 20%	250m ² 以上 500m ² 未満 30%
		S ₃	100m 未満 40%	250m ² 未満 40%
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.15
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	—	0.75

(注)1. 施工規模加算率 (S₁)、(S₂) 又は (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数 (K₂) は、客土吹付工においてラス張工を施工する場合に適用する。補正により、法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

2-4 加算額

加算額の適用基準

表 2.4 加算額の適用

規格・仕様		適用基準	単位
加算額	水切モルタル・コンクリート	水切モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³
	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²
	間詰モルタル・コンクリート	間詰モルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)

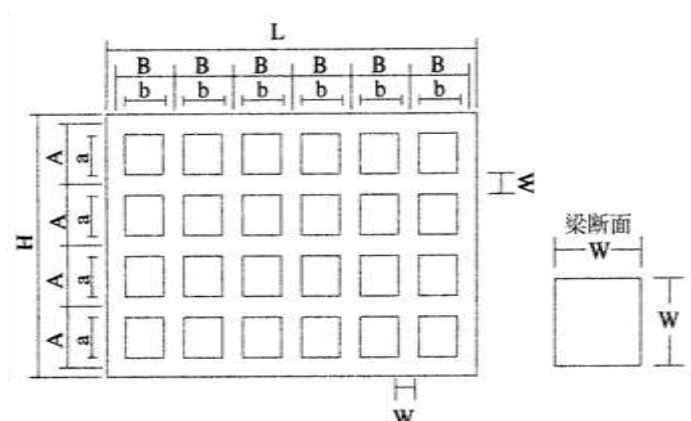
(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ 又は S₁, S₂ 又は S₃/100) × (K₁ × K₂)

(注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠 : $H \times \{ (L - W) \div B + 1 \}$

横枠 : $b \times \{ (L - W) \div B \} \times \{ (H - W) \div A + 1 \}$

- (2) 土質及び法勾配は問わない。
- (3) モルタル・コンクリートの強度は 18N/mm² 程度以上とする。
- (4) 異形棒鋼の材質は SD295, SD345 を問わない。
- (5) スターラップ (梁断面サイズ 400×400 以上) 及び水抜パイプの有無は問わない。
- (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- (7) 主アンカー (法枠交点部のアンカー) の種類による市場単価の適用の可否は次表による。
また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー (アンカーピン) の長さは 1.0m 以内とする。

表 3.1 各梁断面サイズの主アンカーによる適用

梁断面 (mm)	主アンカー (法枠交点部のアンカー)		
	アンカーバー (長さ 1.0m 以下)	グラウンドアンカー	ロックボルト
150 × 150	○	×	×
200 × 200	○	×	○ (注)1
300 × 300	○	×	○ (注)1
400 × 400	×	○ (注)1	○ (注)1
500 × 500	×	○ (注)1	×
600 × 600	×	○ (注)1	×

(注)1. ロックボルト, グラウンドアンカーの材料費及び施工費(労務+機械経費)は含まない。

2. ロックボルトを設置する場合は「第VI編第1章市場単価④鉄筋挿入工(ロックボルト工)」, グラウンドアンカーを設置する場合は, 「第II編第2章共通工③アンカー工(ロータリーパーカッション式)」により別途計上すること。

- (8) 梁断面サイズの50%を超える間詰モルタル・コンクリートが必要な場合は, 別途考慮する。
なお, 量の判定は各梁ごとに行う。
- (9) 施工規模は, コンクリート吹付け, モルタル吹付けを問わず1工事の全体数量で判定する。
- (10) 梁断面サイズ 400 × 400 以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい, これを超えるものについては別途考慮する。

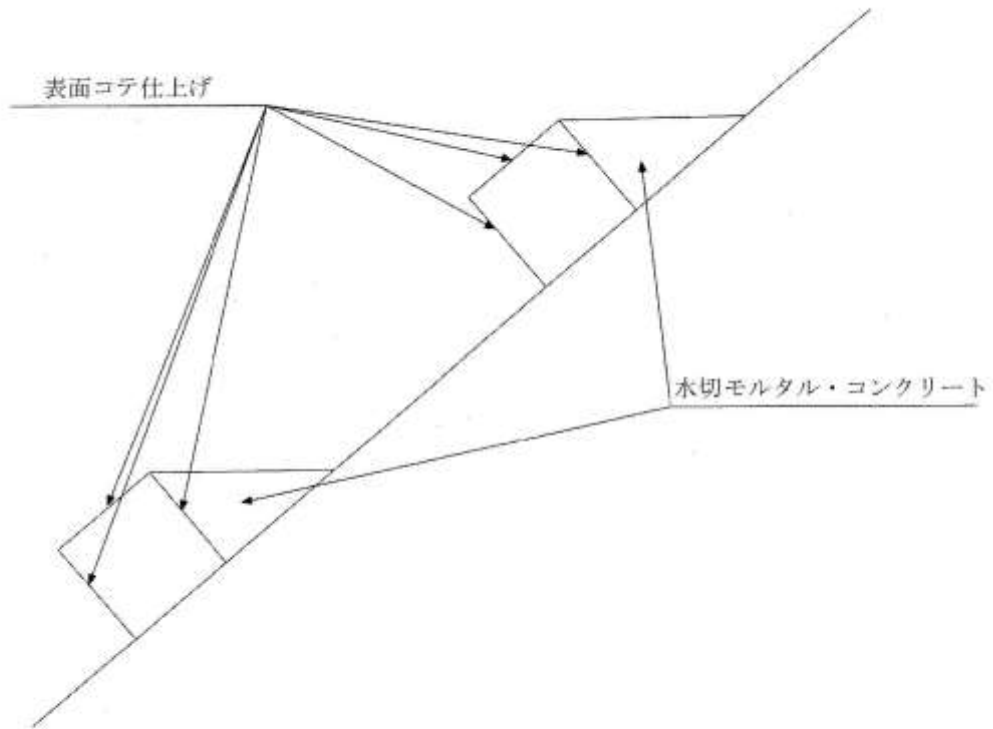
表 3.2 標準設計アンカー力

梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN (t f)	
	二方向	一方向
400 × 400	150 (15.3) 以下	75 (7.7) 以下
500 × 500	400 (40.8) 以下	200 (20.4) 以下
600 × 600	600 (61.2) 以下	300 (30.6) 以下

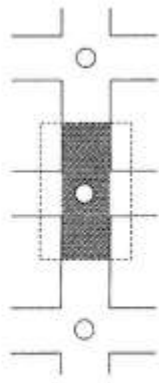
- (11) 菱形金網は, 線径 2.0mm 網目 50mm, アンカーピンは $\phi 9(D10) \times L = 200\text{mm} \cdot 1.5$ 本/m² 及び $\phi 16(D16) \times L = 400\text{mm} \cdot 0.3$ 本/m² をそれぞれ標準とする。
- (12) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは, 現工事の施工規模を考慮せず, 単独工事として数量を判定する。

<参考図>

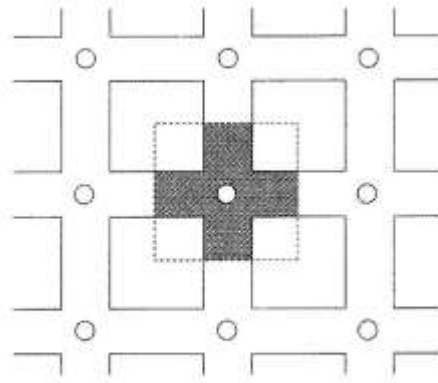
梁断面図



アンカーの荷重分担



一方向



二方向

⑤ 道路植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高 3m 以上、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ 1.2m での幹の周囲長とし、幹が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の 70%とする。

1-1 市場単価が適用できる範囲

(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。

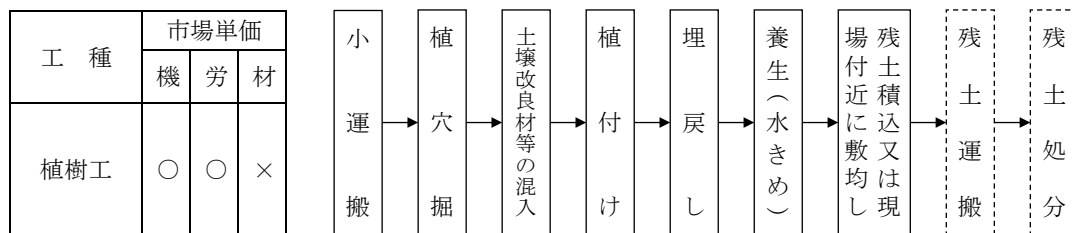
1-2 市場単価を適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
- 1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
 - 2) 植樹工の高木幹周 60cm 以上 90cm 未満を人力施工する場合。
 - 3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。
 - 4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える被地類、または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。
 - 5) 植樹管理(せん定)で定期的なせん定を行っていない場合
 - 6) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。
 - 7) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。
 - 8) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

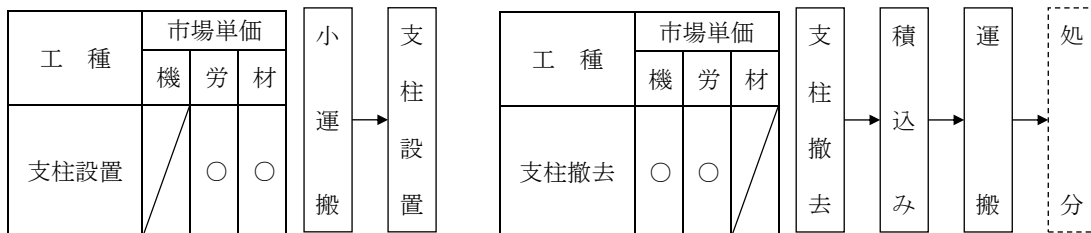
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。
2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。



- (注) 1. 発生材処分における運搬を含む。
2. 運搬距離にかかわらず適用できる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
地被類植付工	○	○	×

小
運
搬

→

地
拵
え

→

土
壤
改
良
材
等
の
混
入

→

植
付
け

→

養
生
（
水
き
め
）

(注) 1. 地被類及び土壤改良材の材料費については別途計上すること。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 せん定	○	○	/

せ
ん
定

→

集
積
・
積
込

→

運
搬

→

せ
ん
定
枝
処
分

(注) 1. せん定枝処分における運搬を含む。
2. 運搬距離にかかわらず適用できる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 施肥	/	○	×

小
運
搬

→

施
肥

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 抜根除草	○	○	/

障
害
物
の
除
去

→

抜
根
除
草

→

集
積
・
積
込

→

運
搬

→

処
分

(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用できる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 芝刈	○	○	/

障
害
物
の
除
去

→

芝
刈

→

集
積
・
積
込

→

運
搬

→

処
分

(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用できる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 灌水	○	○	/

給
水

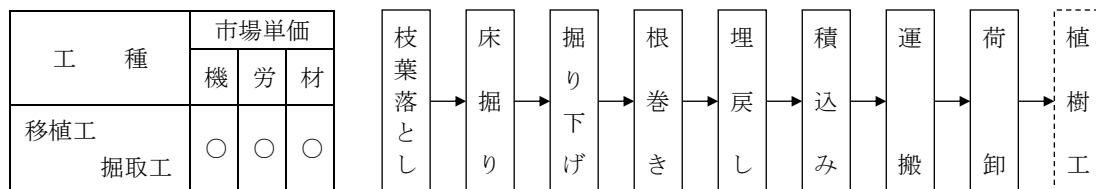
→

灌
水

工 種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 防除	○	○	×

防
除

(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。
2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。
3. 散水車(貸与)の市場単価には、散水車の現場修理費及び機械管理費は含まない。



- (注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。
 2. 掘り取り後の埋戻し土(不足土)の材料費及び運搬費は別途計上する。
 3. 低木は根巻きを含まない。
 4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が 30km を超える場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コード
低 木	樹 高 60cm未満	本	SWB811210
中 木	樹 高 60cm以上100cm未満	本	
	樹 高 100cm以上200cm未満	本	
	樹 高 200cm以上300cm未満	本	
高 木	幹 周 20cm未満	本	
	幹 周 20cm以上 40cm未満	本	
	幹 周 40cm以上 60cm未満	本	
	幹 周 60cm以上 90cm未満	本	

(注) 低木には株物，一本立を含む。

表 2.2 支柱設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コード
中 木	二脚鳥居 添木付 樹高 250cm以上	本	SWB811220
	八ッ掛(竹) 樹高 100cm以上	本	
	添柱形(1本形・竹) 樹高 100cm以上	本	
	布掛(竹) 樹高 100cm以上	m	SWB811230
	生垣形 樹高 100cm以上	m	
高 木	二脚鳥居 添木付 幹周 30cm未満	本	SWB811220
	二脚鳥居 添木無 幹周 30cm以上40cm未満	本	
	三脚鳥居 幹周 30cm以上60cm未満	本	
	十字鳥居 幹周 30cm以上	本	
	二脚鳥居組合せ 幹周 50cm以上	本	
	八ッ掛 幹周 40cm未満	本	
	八ッ掛 幹周 40cm以上	本	

- (注) 1. 単位の“本”は，樹木1本当たりとする。
 2. 単位の“m”は，支柱設置延長とする。

表 2.3 支柱撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コード
中 木	二脚鳥居 添木付 八ッ掛(竹)	本	SWB811240
	添柱形(1本形・竹)		
	布掛(竹) 生垣形	m	SWB811250
高 木	各 種	本	SWB811240

- (注) 1. 単位の“本”は，樹木1本当たりとする。
 2. 単位の“m”は，支柱撤去延長とする。

表 2.4 地被類植付工

区分	規格・仕様	単位	コード
地被類植付工	各種	鉢	SWB811260

表 2.5 植樹管理(せん定)

区分	規格・仕様		単位	コード
高木 せん定	夏 定期	幹周 60cm 未満	本	SWB811270
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	
	冬 定期	幹周 60cm 未満	本	
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。

冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。
(基本せん定ともいう)

表 2.6 植樹管理(せん定)

区分	規格・仕様		単位	コード
低木・ 中木 せん定	球形	樹高 100cm 未満	本	SWB811280
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	
	円筒形	樹高 100cm 未満	本	
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	
寄植 せん定	低 木	m ²	SWB811290	
	中 木	m ²		

(注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。

2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1 参照)

3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。

(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定

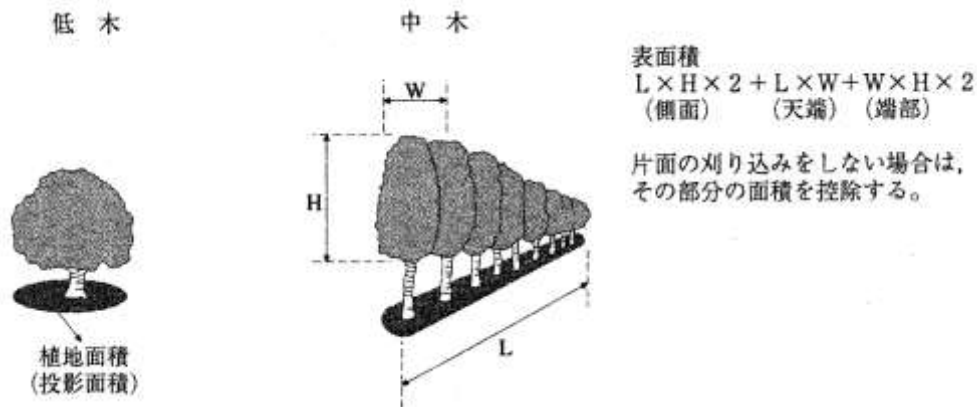


表 2.7 植樹管理(施肥, 除草, 芝刈, 灌水)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド
施 肥	高木	幹周 60cm 未満	本	SWB811330
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	
	中木	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	
	低木 中木	樹高 200cm 未満	本	
		寄植	中木及び低木	
	芝		m ²	SWB811340
除 草	抜根除草	植込み地	m ²	SWB811350
		芝生	m ²	
芝 刈	芝 刈		m ²	SWB811360
灌 水	トラック使用		m ²	SWB811370
	散水車使用 (貸与車)		m ²	

- (注)1. 低木には、株物、一本立を含む。
 2. 施肥で寄植の面積は植地面積とする。
 3. 灌水で散水車を持たむ場合は、トラック使用を適用する。

表 2.8 植樹管理(防除)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド
防 除	低木	樹高 60cm 未満	本	SWB811380
		樹高 60cm 以上 100cm 未満	本	
	中木	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	
	高木	幹周 60cm 未満	本	
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	
寄植	低木	m ²	SWB811390	
	中木	m ²		
	芝	m ²		

- (注)1. 低木には、株物、一本立を含む。
 2. 防除で寄植低木の面積は、植地面積とし、寄植中木の面積は表面積とする。
 (図-1 参照)

表 2.9 移植工(掘取工)

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
低 木	樹高 60cm 未満	本	SWB811400	高 木	幹周 30cm 未満	本	SWB811400
中 木	樹高 60cm 以上 100cm 未満	本			幹周 30cm 以上 60cm 未満	本	
	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本			幹周 60cm 以上 90cm 未満	本	
	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本					

- (注)1. 低木には、株物、一本立を含む。
 2. 寄植については個々の樹木の樹高で判断し、市場単価を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.10 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様			適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模		標準	S ₀	対象数量	
			1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	対象数量 対象数量	
補正係数	時間的制約を受ける場合		通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	
	夜間作業		通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	
	施工場所	供用区間	中央分離帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₃	対象数量
			環境緑地帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₄	対象数量
		未供用区間		対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₅	対象数量
	補植の場合	低木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₆	対象数量	
		中木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₇	対象数量	
	支柱補修	支柱補修（部分取替）	支柱材の部分取り替えを含む支柱補修の場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₈	対象数量	
幹巻き		移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K ₉	対象数量		

(注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。

- 1) 植樹工低木は、1工事の低木数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 2) 植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 3) 支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量（補修の数量も含める）で判定する。
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1工事の支柱設置延長（補修の数量も含める）で判定する。
- 4) 支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。
- 5) 地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。
- 6) せんだい低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。
- 7) せんだい寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 8) 施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。
- 9) 施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。
- 10) 施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 11) 抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。
- 12) 芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。
- 13) 灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。
- 14) 防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。
- 15) 防除寄植は、1工事の寄植の低木及び中木の合計数量で判定する。
- 16) 防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。
- 17) 移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。
- 18) 移植工中木及び低木は、1工事の中木、低木の合計数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.11 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	植 樹 工		支 柱 設 置		支 柱 撤 去		地 被 類 植 付 工	
			低 木	高木・中 木	二脚鳥居添木付 ハッ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形	二脚鳥居添木付 ハッ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形		
加算率	施工規模	S ₀	1000本以上 0%	50本以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	2000鉢以上 0%	
		S ₁	100本以上 1000本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	500鉢以上 2000鉢未満 10%	
		S ₂	100本未満 20%	10本未満 20%	10本未満 20%	5m未満 20%	10本未満 20%	5m未満 20%	500鉢未満 20%	
補正係数	時間的制約を受ける場合		K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
	夜間作業		K ₂	1.50	1.40	1.30	1.30	1.50	1.50	
	施工場所	供用区間	中央分離帯	K ₃	1.15	1.15	1.10	1.10	1.15	1.15
			環境緑地帯	K ₄	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80
		未供用区間		K ₅	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80
	補植	低木	K ₆	1.30	—	—	—	—	—	
		中木	K ₇	—	1.25	—	—	—	—	
	支柱補修(部分取替)		K ₈	—	—	0.60	0.60	—	—	

- (注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 補植の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
3. 支柱補修の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
4. 補植には、枯れ木の撤去の有無にかかわらず適用できる。
5. 支柱補修には、支柱の撤去を含んでいる。
6. 支柱の全取替の場合は、支柱撤去費と支柱設置費を合算する。

表 2.12 加算率・補正係数の数値

区 分			記号	せ ん 定		
				高 木 ・ 中 木 低 木	寄 植 中木 ・ 低木	
加算率	施 工 規 模		S ₀	50 本以上 0%	1000m ² 以上 0%	
			S ₁	10 本以上 50 本未満 10%	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%	
			S ₂	10 本未満 20%	100m ² 未満 20%	
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K ₂	1.40	1.35	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0.85	0.85
		未 供 用 区 間		K ₅	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.13 加算率・補正係数の数値

区 分			記号	施 肥			
				高 木 中 木 低 木	寄 植	芝	
加算率	施 工 規 模		S ₀	50 本以上 0%	1000m ² 以上 0%	1000m ² 以上 0%	
			S ₁	10 本以上 50 本未満 10%	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%	
			S ₂	10 本未満 20%	100m ² 未満 20%	100m ² 未満 20%	
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10	1.10	1.10	
	夜 間 作 業		K ₂	1.50	1.50	1.50	
	施 工 場 所	供 用 区 間	中 央 分 離 帯	K ₃	1.15	1.15	1.15
			環 境 緑 地 帯	K ₄	0.80	0.80	0.80
		未 供 用 区 間		K ₅	0.80	0.80	0.80

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.14 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	抜根除草	芝 刈	灌 水	防 除		
						高木・中木 低 木	寄 植 中木・低木	芝
加算率	施 工 規 模	S ₀	1000m ² 以上 0%	1000m ² 以上 0%	1000m ² 以上 0%	50本以上 0%	1000m ² 以上 0%	1000m ² 以上 0%
		S ₁	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%	10本以上 50本未満 10%	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%	100m ² 以上 1000m ² 未満 10%
		S ₂	100m ² 未満 20%	100m ² 未満 20%	100m ² 未満 20%	10本未満 20%	100m ² 未満 20%	100m ² 未満 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合		K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
	夜間作業		K ₂	1.35	1.35	1.30	1.40	1.35
	施工場所	供用区間 中央分離帯	K ₃	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
		環境緑地帯	K ₄	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
		未供用区間	K ₅	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.15 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	移植工 (掘取工)	
			高木	中木 低木
加算率	施 工 規 模	S ₀	5本以上 0%	10本以上 0%
		S ₁	3本以上 5本未満 10%	6本以上 10本未満 10%
		S ₂	3本未満 20%	6本未満 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合		K ₁	1.10
	夜間作業		K ₂	1.35
	施工場所	供用区間 中央分離帯	K ₃	1.15
		環境緑地帯	K ₄	0.85
		未供用区間	K ₅	0.85
	幹 巻 き		K ₁₂	1.05

(注) 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増積算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。

ただし、移植及び根廻し工事に係わるものは除く。

$$\begin{aligned} \text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W_1 \\ &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\% \end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\text{直接工事費} = (\text{設計単価 (注)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W_1)$$

$$\begin{aligned} \text{(注) 設計単価} &= \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2/100) \\ &\quad \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_n) \end{aligned}$$

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 道路植栽工の単価及び施工場所区分は、下記のとおりとする。

- 1) 各規格の単価は、供用区間・歩道及び交通島を標準とする。
- 2) 供用区間・中央分離帯及び環境緑地帯、未供用区間の場合は、補正係数を適用する。
- 3) 施工場所の定義は、下記のとおりとする。

① 供用区間：車両，自転車，歩行者等一般交通の影響を受ける現道上の施工場所で、下記のとおり区分する。

歩道	歩道又は、車道と歩道の間に設置した植栽地
交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地
中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地
環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯、道の駅等）に設けられた植栽地

② 未供用区間：バイパス施工中等で、車両，自転車，歩行者等一般交通の影響を受けない施工場所

(注) 現道上であっても、一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所（通行止区間等）は未供用区間とする。

(2) 植樹は、下記の仕様とする。

- 1) コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし、地被類（グランドカバー類）及び草花類には、適用しない。
 - 2) 高木の幹周 60cm 以上 90cm 未満は、機械施工（バックホウ山積 0.28m³（平積 0.2m³））としている。
ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途特別調査等とする。
 - 3) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
 - 4) 残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。
- (3) 支柱設置は、下記の仕様とする。
- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用できる。
- (4) 地被類植付は、下記の仕様とする。
- 1) ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12cm 以下のものに適用する。
 - 2) 高さ（長さ）60cm 以下の地被類に適用する。
- (5) 植樹時に行う施肥は施肥の市場単価を適用せず、材料費のみ植樹の市場単価に加算する。
- (6) 灌水で散水車（貸与）を使用した場合は、直接工事費に現場修理費および機械管理費を加算する。また無償貸付機械評価額を共通仮設費対象額、現場環境改善費対象額、現場管理費対象額に加算する。
なお、散水車（貸与）の m² 当り運転時間は、「散水車の運転日当り標準運転時間 ÷ 日当り作業量」とする。
- (7) 移植工における掘取りは仮植地からの掘取り作業にも適用できる。
- (8) 移植工において、掘取部を埋戻しする場合の不足土をダンプ運搬する場合は「第Ⅱ編第 1 章②土工」による。この場合の運搬土量は、必要量を計上する。

- (9) 移植工における残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。
- (10) 植樹工及び地被類植付工は土壤改良材の使用の有無にかかわらず適用できる。ただし、土壤改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

(参考)

$$Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$$

Q : 運搬土量 (m³)

r : 100 本当り埋戻し不足土量 (m³/100 本)

v : 掘取本数 (本)

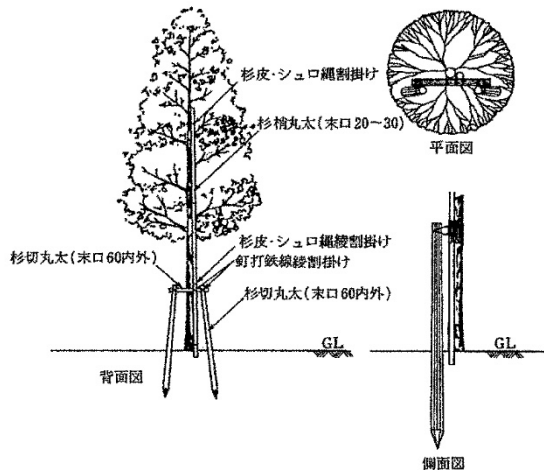
表 3.1 埋戻し不足土量(r) (100 本当り)

形状寸法	単位	中 低 木			高 木		
		樹高 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満
不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99

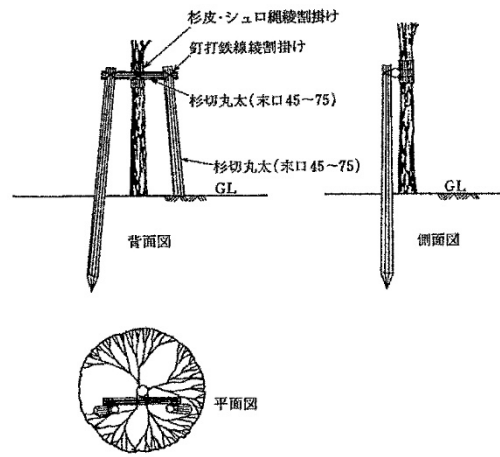
- (11) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

道路植栽工 支柱参考図(1)

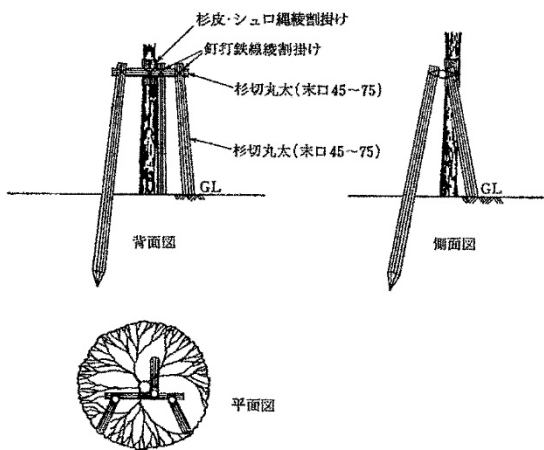
二脚鳥居添木付



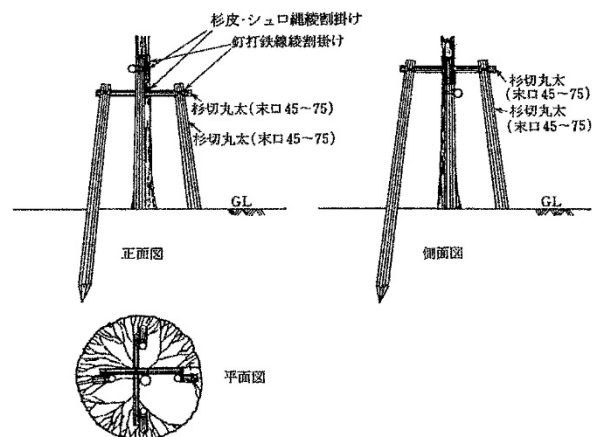
二脚鳥居添木無



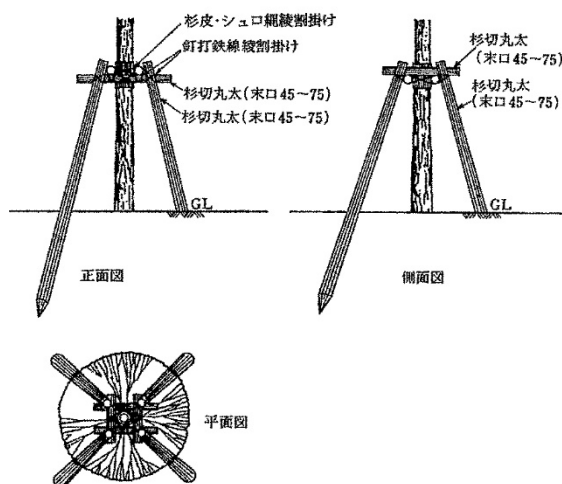
三脚鳥居



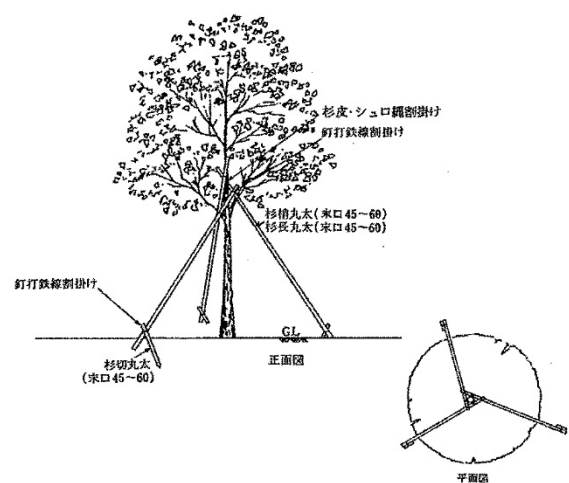
十字鳥居



二脚鳥居組合せ

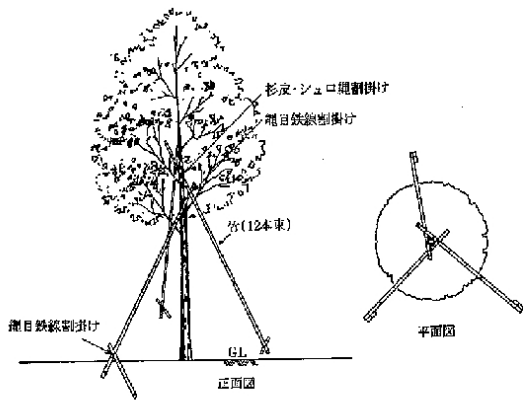


ハッ掛(丸太)

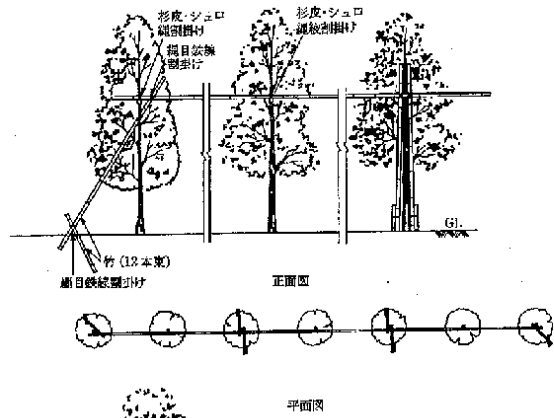


道路植栽工 支柱参考図(2)

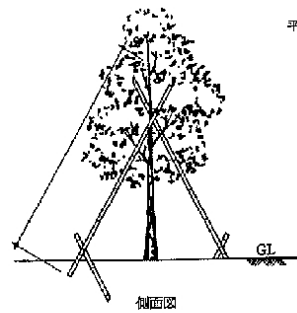
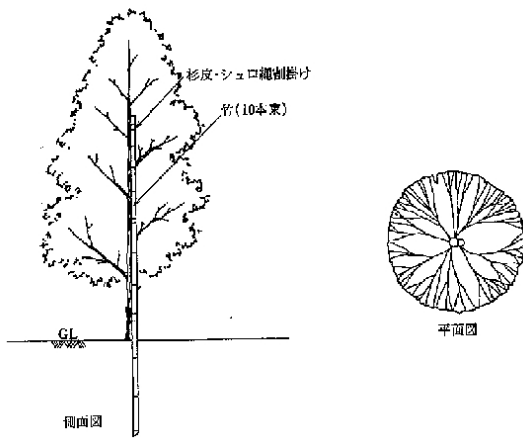
ハッ掛(竹)



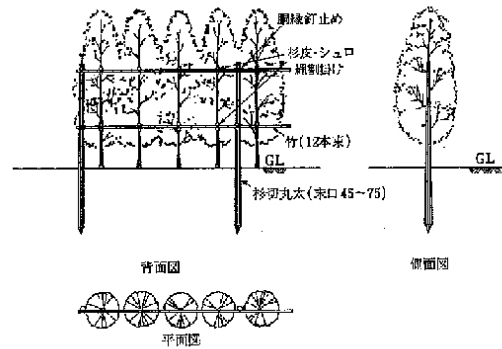
布掛(竹)



添柱形(1本形・竹)



生垣形



⑥ 橋梁付属物工

⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m 当り 180kg 以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。
 - 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。
 - 2) 1日 で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。
 - 3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。

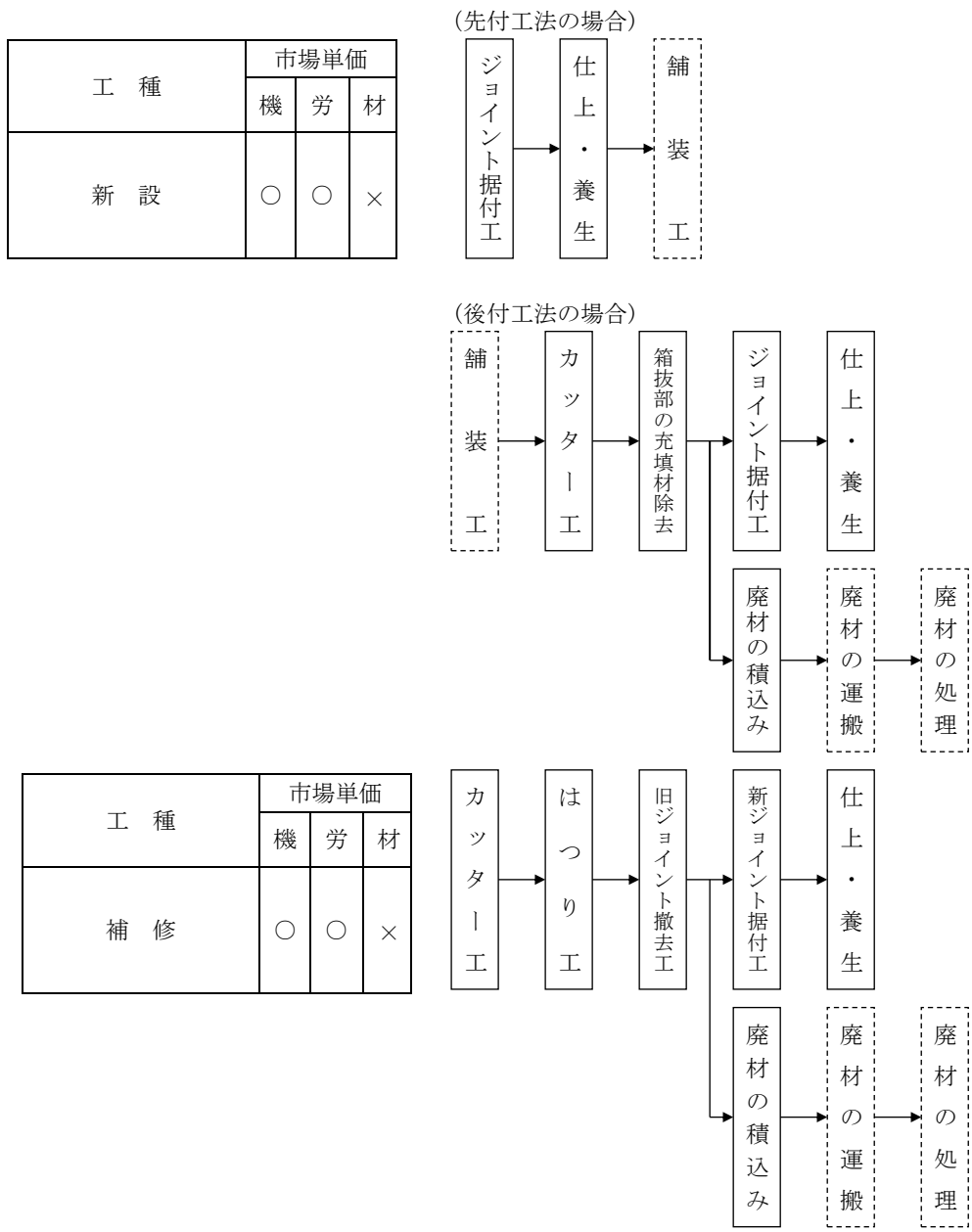
1-2 市場単価を適用できない範囲

- (1) 特別調査等、別途考慮するもの。
 - 1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m 当り 180kg を超える補修工事。
 - 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。
 - 3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
 - 4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。
 - 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。
 - 6) 仮復旧等を伴う作業。
 - 7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。
 - 8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 9) 鋼床版の場合。
 - 10) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。
 - 11) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. ジョイント据付工には、型枠、コンクリート打設、据付等の作業を含む。
 2. 伸縮装置本体及び本体に付属するアンカーボルトは、別途計上する。
 3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。
 1) 打設コンクリート(新設は、普通コンクリート〔普通又は高炉又は早強セメント〕、
 補修は超速硬コンクリート)
 2) 補強鉄筋
 3) 削孔式アンカー(補修の場合は含む。新設で必要な場合は別途計上する)
 4) その他作業に必要な資材
 5) 施工に伴う諸資材のロス等

2-2 市場単価の規格・仕様

橋梁用伸縮継手設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

規 格 ・ 仕 様			単 位	コード	
新設	軽 量 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50kg 未満	m	SWB811610	
	普 通 型	1. 新設の橋梁用伸縮継手設置工 2. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50kg 以上 180kg 以下	m		
補修	軽 量 型	1 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当で1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50kg 未満		m
		2 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当で2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50kg 未満		m
	普 通 型	1 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、1車線相当で1車線相当（3.6m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50kg 以上 180kg 以下		m
		2 車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 2. 1日当りの施工が、2車線相当で2車線相当（7.2m 標準） 3. 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が 1.8m 当り 50kg 以上 180kg 以下		m

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
夜 間 作 業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(2) 補正係数の数値

表2.3 補正係数の数値

区 分	記 号	新 設 工 事	補 修 工 事
夜間作業	K ₁	1.40	1.25

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量＋本体材料費

（注） 設計単価＝標準の市場単価×K₁

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。

- (1) 補修工事の場合、1日当り実施工費（車線相当数）は、交通規制等の施工条件によるものとする。
- (2) 補修工事における施工数量は、表 2.1 に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。
- (3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。
なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。
- (4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。
- (5) 補修工事において、床版打抜き等により床版に影響が出る場合は、床版補修の費用を別途計上する。
- (6) 新設工事における工法（先付・後付）にかかわらず適用できる。
- (7) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。
（材料費は別途計上）
- (8) 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第2章㊸殻運搬」により別途計上する。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸縮装置		【用途関係】				【構造関係】				特 殊 型 種 使 用	摘 要		
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)			本 体 付 属 カ ー	
													軽 量 型	普 通 型
橋 梁 カ ン パ ス	名 称	型 番	歩 車 道 用	○	仕 様 有 り	○	直 線	○	20~50	○	6.24	65.70~161.1	○	誘 導 板 別 途
			車 道 用	○	○	○	○	○	20~50	○	6.24	68.4~164.7	○	二 重 止 水 構 造 付 き 誘 導 板 別 途
			○	○	○	○	○	○	60~160	○	14.17~29.39	57.6~169.74	○	誘 導 板 別 途
			○	○	○	○	○	○	60~160	○	14.17~29.39	61.20~174.96	○	二 重 止 水 構 造 付 き 誘 導 板 別 途
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	名 称	型 番	歩 車 道 用	○	○	○	○	○	60~160	○	12.86~14.36	81.36~151.92	○	
			車 道 用	○	○	○	○	○	50	○	1.99	13.86	○	
			○	○	○	○	○	○	20~30	○	6.2	55.0~56.5	○	
			○	○	○	○	○	○	40	○	6.2	67.5	○	
			○	○	○	○	○	○	20~80	○	6.2~9.4	54.2~156.5	○	
			○	○	○	○	○	○	80	○	9.4	162.3	○	誘 導 板 付 き
			○	○	○	○	○	○	20~50	○	6.2	140.5~166.0	○	〃
			○	○	○	○	○	○	20~100	○	6.2	61.1~129.5	○	〃
			○	○	○	○	○	○	20	○	6.2	31.5	○	鉛 直 伸 縮 量 20mm
			○	○	○	○	○	○	20~30	○	6.2	37.8~39.3	○	
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	名 称	型 番	歩 車 道 用	○	○	○	○	○	20~30	○	4.0	42.3~44.8	○	
			車 道 用	○	○	○	○	○	40	○	4.0	40.5	○	
			○	○	○	○	○	○	60~80	○	4.0	53.8~60.1	○	
			○	○	○	○	○	○		○				

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸縮装置		【用途関係】				【構造関係】				特 殊 型 種 使 用	摘 要					
			歩道区分	積雪地対応	設置方向	遊間部形状	伸縮量(mm)	非排水構造	補強鉄筋重量(kg/m)	※本体重量(kg/1.8m)			分類	本体付属?カー			
														ボルト後締め	本体溶接	本体価格に含む	
中 外 道 路	名称	型番	歩道用	専用型	仕様有り	道路縦断方向	道路横断方向	直線型	溝型	20~220	○	4.0	83~119	○	○	○	
		GS-20,25,30,50,80,100,125,150,175,200,220	○	○	○	○	○	○	○	20~50	○	6.2	50~56	○	○	○	誘導板別途
	スーパーガイドジョイント	SGT4-20,25,30,50	○	○	○	○	○	○	○	80~100	○	12.5	70~83	○	○	○	〃
		SGT4-80,100	○	○	○	○	○	○	○	125~175	○	12.5	95~160	○	○	○	〃
	メタルガージョイント	NL-20FL,30FL,40FL,50FL,60FL,70FL	○	○	○	○	○	○	○	20~70	○	6.2~12.5	59~149	○	○	○	〃
		NT-80FFL,100FFL	○	○	○	○	○	○	○	80~100	○	12.5	90~180	○	○	○	〃
		NL-20F,30F,40F,50F,60F	○	○	○	○	○	○	○	20~60	○	6.2~12.5	50~79	○	○	○	〃
	CGスチールジョイント	MIS-35L,50L,90L	○	○	○	○	○	○	○	35~90	○	9.4	79~176	○	○	○	〃
		MIS-35,50,90	○	○	○	○	○	○	○	35~90	○	9.4	72~85	○	○	○	〃
		RTS-35,50,90	○	○	○	○	○	○	○	35~90	○	9.4	47~49	○	○	○	〃
	ラバエースジョイント	RTH-35,60	○	○	○	○	○	○	○	35~60	○	6.2	41~47	○	○	○	誘導板別途
		RT-AS	○	○	○	○	○	○	○	20	○	6.2	41.0	○	○	○	〃
		PCJ-20,25	○	○	○	○	○	○	○	20~25	○	6.2	49~50	○	○	○	〃
	PCJジョイント	PCJ-35	○	○	○	○	○	○	○	20~35	○	6.2	58.0	○	○	○	〃
		LC-A40,A60,A90,A120,A170	○	○	○	○	○	○	○	40~170	○	6.2	77.5~129.0	○	○	○	〃
KC-A20,A30,A50,A70		○	○	○	○	○	○	○	20~70	○	6.2	65.5~141.4	○	○	○	〃	
秩 父 産 業	メタルジョイント	SC-A30	○	○	○	○	○	○	30	○	4.0	33.3	○	○	○	〃	
		KC-A20G,A30G,A50G,A70G	○	○	○	○	○	○	20~70	○	6.2	70.7~148.2	○	○	○	片側誘導板付き	
		KC-20WG,A30WG,A50WG,A70WG	○	○	○	○	○	○	20~70	○	6.2	76.9~156.4	○	○	○	両側誘導板付き	
		SC-A30WG	○	○	○	○	○	○	30	○	4.0	39.6	○	○	○	〃	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まれない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸縮装置 名称 型番		【用途関係】				【構造関係】				特 殊 型 種 使 用	摘 要		
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	本 体 重 量 (kg/1.8m)			本 体 付 属 ア ン カ ー	
													分 類	形 式
日 本 橋 梁 工 業		K-40	○	○	○	○	40	○	9.6	44.1	○	○	○	誘導板別途
		K-40T	○	○	○	○		○	9.6	44.1	○	○	○	誘導板別途 橋軸伸縮量35mm 鉛直伸縮量20mm
		K-50T, 80T	○	○	○	○		○	8.9	80.9~93.1	○	○	○	誘導板別途 橋軸伸縮量35~50mm 鉛直伸縮量30~40mm
		K-50, 80, 110	○	○	○	○	50~100	○	8.9~17.9	89.2~162.7	○	○	○	誘導板別途
日 本 構 造		E-80	○	○	○	○	80	○	25.0	117	○	○	○	積雪地兼用, 誘導板別途
横 浜 コ ム モ ト リ 有 限 公 司		YMN-1	○		○	○	20	○	4.98	11.88	○	○	○	
		YM-1	○		○	○	50	○	5.17	23.94	○	○	○	
		YMG-20	○		○	○	20	○	3.98	20.16	○	○	○	
		YHT-20, 30	○		○	○	20~30	○	6.24	60.12~60.84	○	○	○	
		YHT-50-N, 70-N, 90-N	○	○	○	○	50~90	○	6.24	102.6~156.6	○	○	○	誘導板別途
		YHT-90-N改	○		○	○	90	○	6.24	158.4	○	○	○	誘導板別途 二輪車転倒防止構造
		YFSタイプ	○	○	○	○	20~30	○	6.24	66.96~67.68	○	○	○	誘導板付き
		YMFタイプ	○	○	○	○	20~60	○	6.24	50.76~62.64	○	○	○	誘導板別途
		ラバトップジョイント (車道用)	○		○	○	20~60	○	4.0	59.4~72.7	○	○	○	
		ラバトップジョイント (歩道用)	○		○	○	20~60	○	4.0	41.2~45.9	○	○	○	
ア オ イ 化 学 工 業		GY-620, 625, 635, 650, 660	○	○	○	○	20~60	○	4.0	69.7~83.0	○	○	○	誘導板付き
		GY-6L20, 6L25, 6L35	○	○	○	○	20~35	○	4.0	76.1~82.6	○	○	○	〃
		GT	○		○	○		○	4.0	14.8	○	○	○	
ラ バ ト ッ プ ジ ョ イ ン ト ZAKU		ZAKU25	○		○	○	25	○	3.98	49.0	○	○	○	誘導板別途
		ZAKU35	○		○	○	35	○	3.98	70.0	○	○	○	誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まれない。

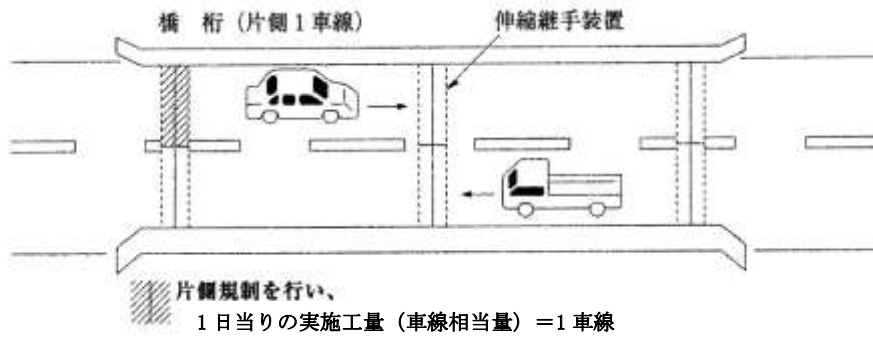
＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸縮装置		【用途関係】				【構造関係】				特 殊 型 種 使 用	備 考				
			歩 道 区 分	積 雪 地 帯	設 方 向	置 部 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)			分 類	本 体 付 属 部 品		
														普 通 型	軽 量 型	ボ ル ト 後 締 め
ク リ エ ー ト 中 川	ウエイビーフック ジョイント	W-V-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	8.0~12.5	51.0~153.0	○	○	○	○			
		W-V-R-20, 30, 50, 80, 100, 125, 150, 175, 200	○	○	○	○	○	○	8.0~12.5	65.0~164.0	○	○	○	○	勝導板付き	
	ウエルター ジョイント	W-T-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100	○	○	○	○	○	○	8.0	76.0~115.0	○	○	○	○		
		W-T-R-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100	○	○	○	○	○	○	8.0	83.0~122.0	○	○	○	○	勝導板付き	
	ウエルター K型 ジョイント	W-T-K-20, 25, 35, 50	○	○	○	○	○	○	4.0	52.0~59.0	○	○	○	○		
		C-R-T-20, 30, 35, 50, 60	○	○	○	○	○	○	4.0	47.0	○	○	○	○		
	ノンステップ ジョイント	N-S-20, 30, 50	○	○	○	○	○	○	4.0	41.0~46.0	○	○	○	○		
		N-S-80, 100, 125, 150, 175, 200, 220, 230	○	○	○	○	○	○	4.0	51.0~83.0	○	○	○	○		
	ク リ テ ン ク 工 業	SS-20		○	○	○	○	○	6.24	28.1	○	○	○	○	勝導板別途	
			NS-20	○	○	○	○	○	6.24	32.8	○	○	○	○	〃	
S-30, 40, 50			○	○	○	○	○	15.6	55.1~58.3	○	○	○	○	〃		
		L-60, 70, 80, 90, 100	○	○	○	○	○	15.6	79.0~83.3	○	○	○	○	〃		
LL-125, 150, 175			○	○	○	○	○	15.6	100.3~131.0	○	○	○	○	〃		
		PS-20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90, 100, 125, 150, 175, 200, 250, 300, 350, 400	○	○	○	○	○	6.24	63.0~135.7	○	○	○	○	〃		
NFS-30			○	○	○	○	○	6.24	23.0	○	○	○	○	〃		
		MRC-20, 35	○	○	○	○	○	3.1	33.5~40.3	○	○	○	○	勝導板別途		
川金 コテナ	RS		○	○	○	○	6.24	24.7	○	○	○	○	〃			
			○	○	○	○	80	11.0	102.6	○	○	○	○	積雪地兼用, 勝導板別途		

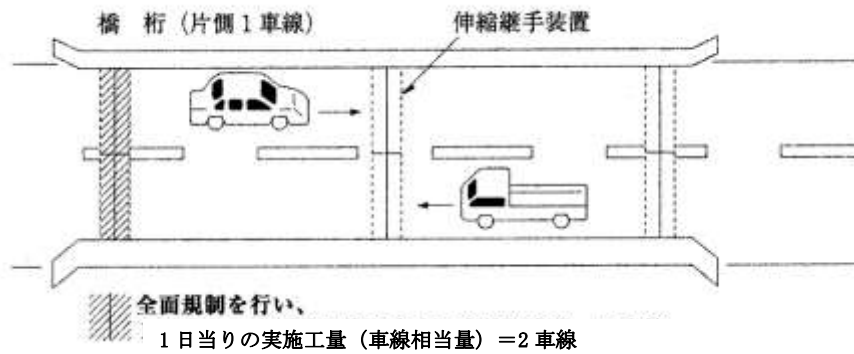
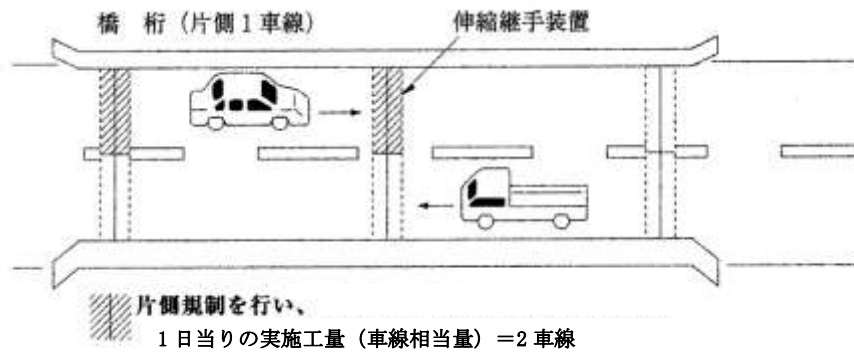
※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まれない。

概要図〔参考〕

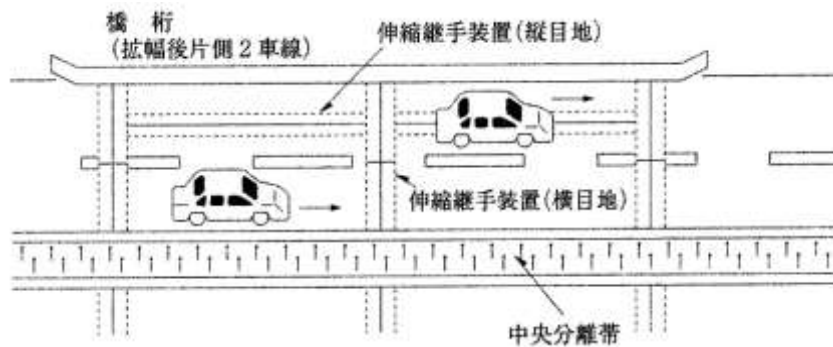
1) 1車線単価 (補修)



2) 2車線単価 (補修)



3) 横目地及び縦目地



⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 伸縮量が 50mm (± 25mm) 以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。
- 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。
 - 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。
 - ① 「市場単価⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。
 - ② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。
 - ③ 埋設型伸縮装置である場合。

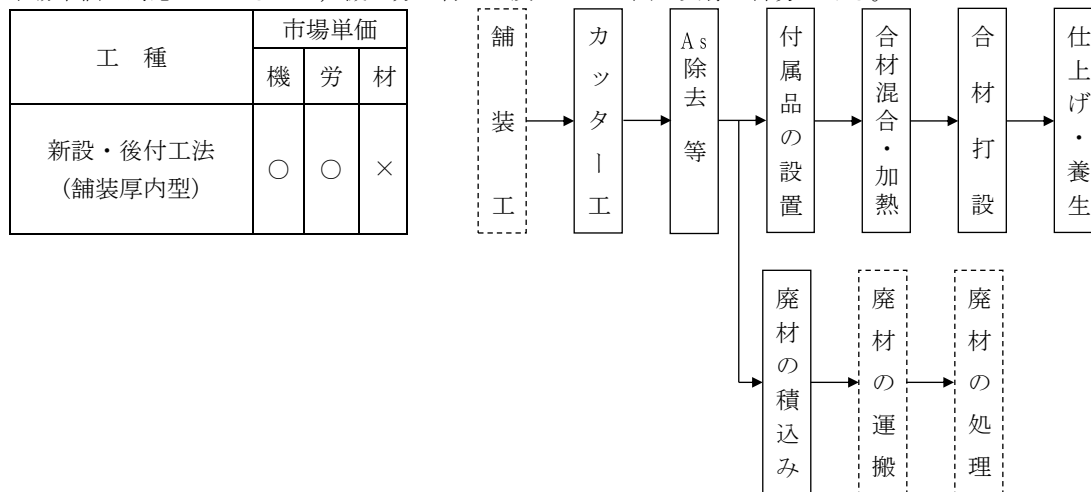
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等、別途考慮するもの。
- 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。
 - 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合
 - 3) ヘキサロック工法の場合。
 - 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。
 - 5) 仮復旧を伴う作業。
 - 6) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 7) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

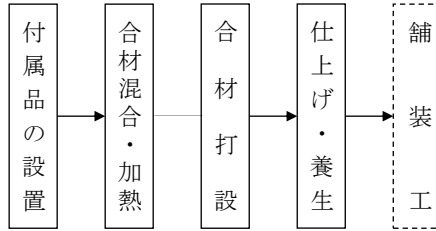
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



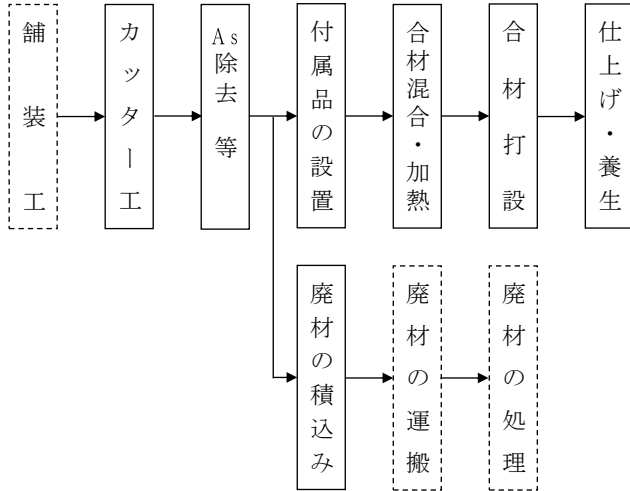
- (注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。
2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
新設・先付工法 (床版箱抜型)	○	○	×

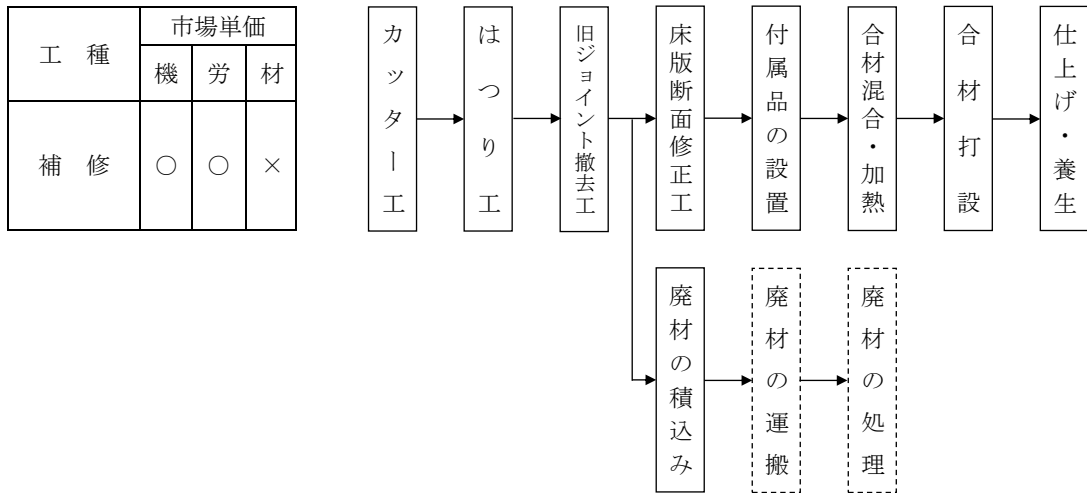


- (注)1. 表層のAs舗装は、別途計上する。
 2. 伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
 3. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
新設・後付工法 (床版箱抜型)	○	○	※×

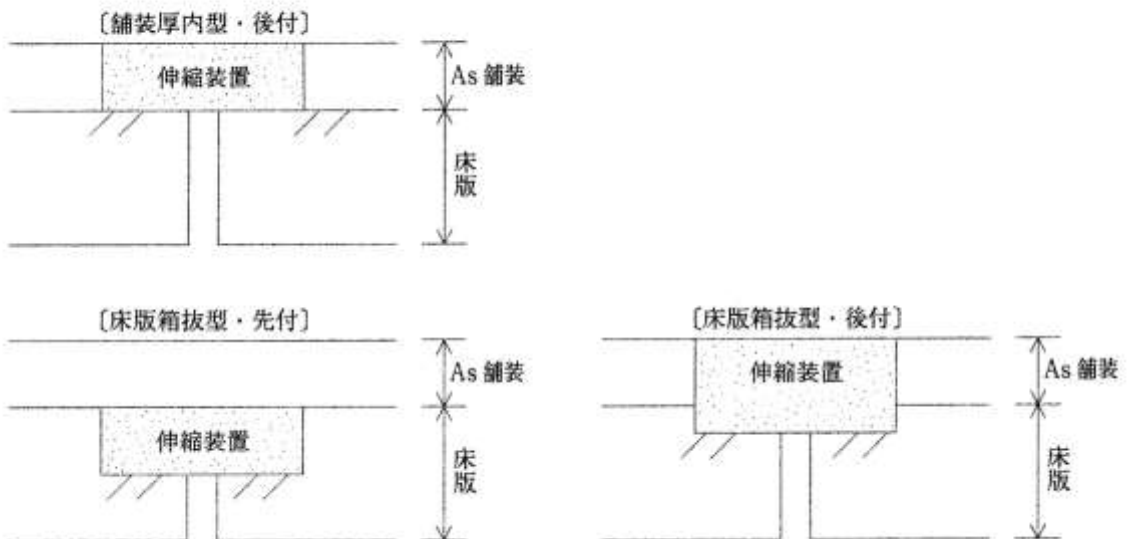


- (注)1. 伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、加算額(本体材料費)により計上する。
 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。

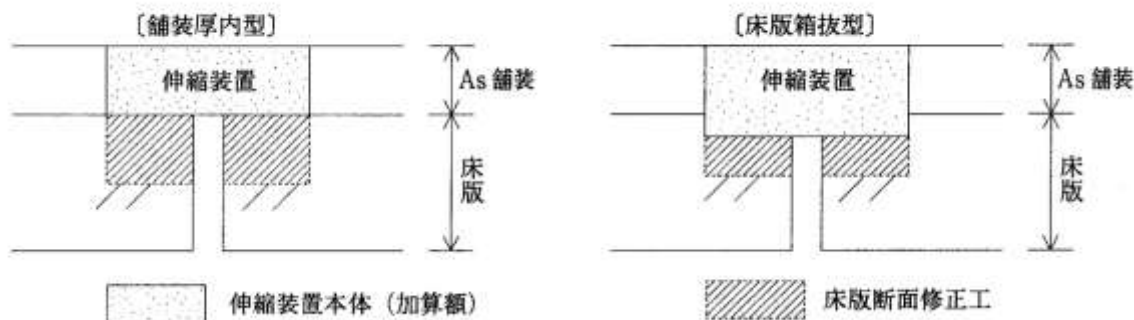


- (注) 1. 特殊合材を舗装面まで打設せず、表層に通常のAs舗装をする場合は、表層のみ別途計上する。
 2. 補修工事の舗装厚内型及び床版箱抜型の加算額(本体材料費)は以下のとおりである。
 ① 舗装厚内型の伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
 ② 床版箱抜型の伸縮装置本体(特殊合材)及び伸縮金物は、それぞれ加算額(本体材料費)により計上する。
 3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。
 ① 補修工事で、床版断面修正工(レベル調整)に用いるジェットモルタル、あるいはジェットコンクリート(手練り)。
 ② その他作業に必要な資材。
 ③ 施工に伴う諸資材のロス等。

○ 新設工事参考図



○ 補修工事参考図



2-2 市場単価の規格・仕様

埋設型伸縮継手装置設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下記のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

規格・仕様			単位	コード	
新設	舗装厚内型	後付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 舗装後に設置する	m	SWB811710
		先付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装前に設置する	m	
	床版箱抜型	後付工法	1. 新設の埋設型伸縮継手装置設置工 2. 施工部が箱抜きされており、舗装後に設置する	m	
補修	舗装厚内型	1車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 (埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当 (3.6m 標準)	m	
		2車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 (埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当 (7.2m 標準)	m	
	床版箱抜型	1車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 (埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、1車線相当 (3.6m 標準)	m	
		2車線相当	1. 橋梁用伸縮継手補修工 (埋設型伸縮継手装置設置) 2. 1日当りの施工が、2車線相当 (7.2m 標準)	m	

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表 2.2 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
補正係数 夜間作業の場合	通常勤務すべき時間 (所定労働時間) 帯を変更して、作業時間が夜間 (20 時~6 時) にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
補正係数 既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合 (補修のみ)	補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 補正係数の数値

表 2.3 補正係数の数値

規格・仕様		記号	新設工事	補修工事
補正係数	夜間作業の場合	K ₁	1.40	1.30
	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合 (補修のみ)	K ₂	—	0.90

2-4 加算額

表 2.4 加算額の適用基準

規格・仕様			適用基準	単位
加算額	舗装厚内型	本体材料費	舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m ³) に従って、本体材料費（特殊合材及び付属する金具等一式を含む）を加算する。	m ³
	床版箱抜型	特殊合材費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m ³) に従って、特殊合材費（伸縮金物を除く）を加算する。	m ³
		伸縮金物費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費（特殊合材を除く）を加算する。	m

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × K₁ × K₂

(注2) 舗装厚内型の場合 加算額総金額 = 設計数量 (m) × 設計断面積 (m²) × 本体材料加算額 (m³)

床版箱抜型の場合 加算額総金額 = {設計数量 (m) × 設計断面積 (m²)
× 特殊合材加算額 (m³)
+ 設計数量 (m) × 伸縮金物加算額 (m)}

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、下記の点に留意すること。

- (1) 補修工事の場合、1日当りの実施工量（車線相当数）は、交通規制等の施工条件によるものとする。
- (2) 補修工事における施工数量は、表 2.1 に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。
- (3) 加算額（本体材料費）の計上において、設計断面積 (m²) は、特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積（バックアップ材、及びロスを含まない）とする。
- (4) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。（材料費は別途計上）
- (5) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置 名 称	【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】							摘 要		
		歩 道 区 分	積 雪 地 応 対	設 方 向	置 向	製 品 取 付 部 位	新 設 施 工 法		伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	材 料 区 分			
							先 付	後 付				種 類		標 準 断 面 寸 法	
		車 道 用	歩 道 用	仕 様 有 り	道 路 縦 断 方 向	道 路 横 断 方 向	舗 装 厚 内 型	床 版 箱 抜 型				B (mm)		H (mm)	
ア オ イ 化 学 工 業	ラバトツプジョイント埋設型	○	○		○	○	○	○	○				500	75	
	ラバトツプジョイント250MJ	○	○		○	○	○	○	○				250	50	遊間50mm以下
山 王	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○	○	○	○				400	75	表層材:表面散布骨材
東京フアブリック工業	インナージョイント	○	○		○	○	○	○	○				500	75	
ヒ ー ト ロ ッ ク 工 業	シームレスジョイントS J-M	○	○	○	○	○	○	○	○			5.4	400(400)	120(40)	遊間60mm超え不可
	シームレスジョイントS J-P	○	○	○	○	○	○	○	○			5.4	400(400)	40(40)	遊間60mm超え不可
メ ン テ ナ ン ス 九 州	MMジョイント	○	○	○	○	○	○	○	○				500	50	
横 浜 ゴ ム MB	ノーマジョイント	○	○		○	○	○	○	○				500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。

※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

⑦ 薄層カラー舗装工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、薄層カラー舗装工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 樹脂モルタル舗装工における歩道橋，側道橋，歩道及び自転車道の舗装。
- (2) 景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。
- (3) 樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯，スクールゾーンを含む）の舗装。

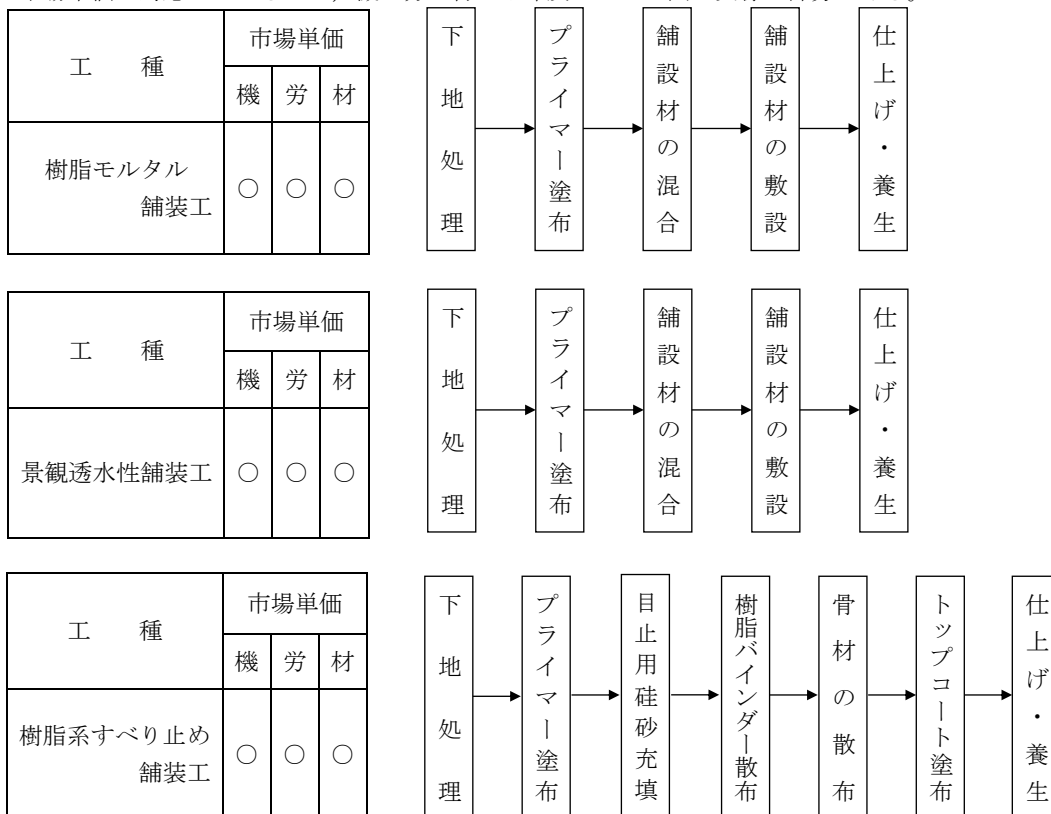
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 加熱混合系薄層カラー舗装。
 - 2) 型枠式カラータイル舗装。
 - 3) 壁面，階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。
 - 4) 離島及び山間僻地等で，明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 5) その他，規格・仕様等が適合せず市場単価を適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線の部分である。



(注) 1. 樹脂系すべり止め舗装工のプライマー塗布は、コンクリート面への敷設の場合に施工。

2. 樹脂系すべり止め舗装工の目止用硅砂充填は、規格・仕様区分によって施工。

3. 樹脂系すべり止め舗装工のトップコート塗布は、規格・仕様区分によって施工。

2-2 市場単価規格・仕様

薄層カラー舗装工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格・仕 様	単 位	コ ード	
樹 脂 モ ル タ ル 舗 装 工	厚6mm以下	m ²	SWB812010	
	厚6mm超え8mm以下			
	厚8mm超え10mm以下			
景 観 透 水 性 舗 装 工	厚10mm以下			
	厚10mm超え15mm以下			
樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	R P N-101			SWB812020
	R P N-102			
	R P N-103			
	R P N-104			
	R P N-201			
	R P N-202			
	R P N-203			
	R P N-204			
	R P N-301			
	R P N-302			
	R P N-303			
	R P N-304			
	R P N-401			
	R P N-402			
	R P N-501			
	R P N-502			
R P N-601				
R P N-602				

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格・仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加 算 率	施工規模	標準	S ₀	全体 数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象 数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	トップコート無しの場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	
	施工幅員が0.5m超 1.0m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	
	施工幅員が0.5m以下の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₈	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記 号	樹脂モルタル 舗 装 工	景観透水性 舗 装 工	樹脂系すべり 止め舗装工
加 算 率	施工規模	S ₀	(50m ² 以上) 0%	(50m ² 以上) 0%	(100m ² 以上) 0%
		S ₁	(50m ² 未満) 20%	(50m ² 未満) 20%	(100m ² 未満) 20%
補 正 係 数	時間的制約を 受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10	1.10
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—	—
	既設アスファルト 舗装面の施工	K ₄	—	—	0.90
	コンクリート舗装 面の施工	K ₅	—	—	1.10
	トップコート無し の場合	K ₆	—	—	0.90
	施工幅員が0.5m超 1.0m以下の場合	K ₇	—	—	1.20
	施工幅員が0.5m以 下の場合	K ₈	—	—	1.50

(注)1. 薄層カラー舗装工の施工規模は、樹脂モルタル舗装工、景観透水性舗装工、樹脂系すべり止め舗装工それぞれ1工事の全体数量で判定する。

ただし、樹脂系すべり止め舗装工の施工規模は、幅員が狭い場合などにより、一日当たりの施工量が標準施工規模に満たない場合については、一日当たりの施工数量で施工規模を判定する。

2. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。

3. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) は適用可能とする。

4. 既設アスファルト舗装面の施工 (K₄) の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂ × …… × K₈)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 共通事項

- 1) 各区分の工法は次のとおりとする。

表 3.1 工法の内容

区 分	目 地 模 様
樹脂モルタル 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
景観透水性 舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を、使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
樹脂系すべり 止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。

- 2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、鏝落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。(下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)

- 3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

- 1) 規格・仕様の内容は、次のとおりとする。

表 3.2 規格・仕様の内容

区分	規格・仕様	施 工 面		内 容	トップコート の 有 無	仕上げ区分	備 考
樹 脂 系 す べ り 止 め 舗 装 工	R P N-101	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	
	R P N-102	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	全面施工	排水機能なし
	R P N-103	車道	密粒アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	
	R P N-104	車道	排水性アスファルト面(新設)	黒	無	ゼブラ施工	排水機能なし
	R P N-201	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	全面施工	カーキラキラを含む
	R P N-202	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	全面施工	カーキラキラを含む 排水機能なし
	R P N-203	車道	密粒アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カーキラキラを含む
	R P N-204	車道	排水性アスファルト面(新設)	炭化珪素 質(キラキラ)	無	ゼブラ施工	カーキラキラを含む 排水機能なし
	R P N-301	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工	
	R P N-302	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工	排水機能なし
	R P N-303	車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	ゼブラ施工	
	R P N-304	車道	排水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	ゼブラ施工	排水機能なし
	R P N-401	車道, E T C	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	Wゼブラ	
	R P N-402	車道, E T C	排水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	Wゼブラ	排水機能なし
R P N-501	歩道, 自転車道	密粒アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工		
R P N-502	歩道, 自転車道	透水性アスファルト面(新設)	カートップ [°]	有	全面施工	透水機能なし	
R P N-601	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	有	全面施工	排水機能あり	
R P N-602	車道	排水性アスファルト面(新設)	排水性 ニート	有	ゼブラ施工	排水機能あり	

- (3) 随意契約による調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

⑧ 道路標識設置工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事
- (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事
- (3) 道路標識の更新工事

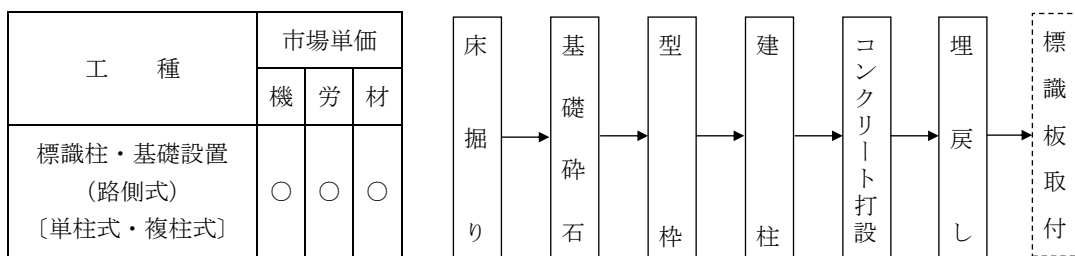
1-2 市場単価を適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
 - 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事
 - 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事
 - 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 道路管理者以外が行う標識工事
 - 2) 着雪防止板の設置及び撤去
 - 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装色製品を購入し設置する場合
 - 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事
 - 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合
 - 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合
 - 7) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合
 - 8) 標識板設置において、部分補修（リベット止め、シール貼りなど）の場合
 - 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合
 - 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合

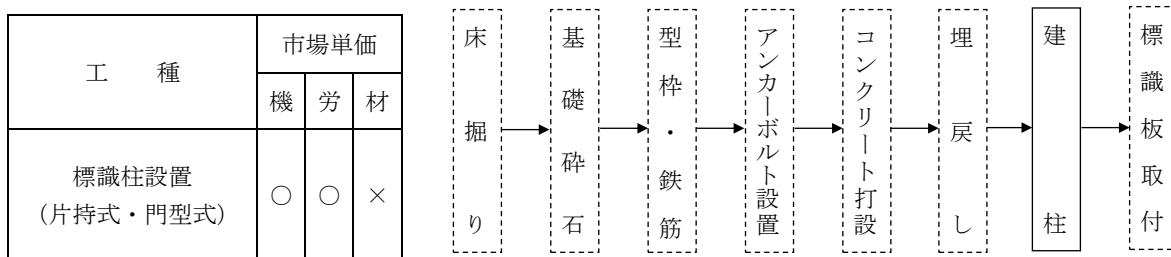
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機労材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。



工 種	市場単価		
	機	労	材
標識基礎設置 (片持式・門型式)	○	○	○

- (注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。
 2. 型枠は、スパイラル形式を含む。
 3. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標 識 板 設 置	案内標識（新設） （〔路線番号除く〕）	○	○	○
	案内標識（移設） （〔路線番号除く〕）	○	○	×
	警戒・規制・指示・ 路線番号標識	○	○	×

- (注) 1. 案内標識（新設）（〔路線番号除く〕）で、クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上すること。
 2. 路線番号は、国道番号（118），都道府県番号（118の2）に適用する。なお、「118, 118の2」は「道路標識設置基準・同解説（公益社団法人 日本道路協会）」による。

工 種		市場単価		
		機	労	材
添架式標識板 取付金具設置	信号アーム 照明柱 既設標識柱	○	○	○
	歩道橋	○	○	×

- (注) 既設標識柱への設置は、支柱部に設置する場合のみ適用する。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標識柱・基礎撤去 (路側式) (単柱式・複柱式)		○	○	/

- (注) 1. 撤去後において、撤去柱は仮置きまで、撤去コンクリート殻は積みみまでとし、ともに処分費は含まない。
 2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種		市場単価		
		機	労	材
標識柱撤去 (片持式・門型式)		○	○	/

- (注) 撤去後において、撤去柱は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種	市場単価		
	機	労	材
標識基礎撤去 (片持式・門型式)	○	○	/

標識板撤去

→

標識柱撤去

→

床掘り

→

基礎撤去
コンクリート

→

埋戻し

(注) 1. 撤去後において、撤去コンクリート殻は積込みまでとし、処分費は含まない。
2. 舗装版破碎及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。

工 種	案内標識 ([路線番号除く]) 警戒・規制・指示 ・路線番号標識	市場単価		
		機	労	材
標識板撤去		○	○	/

標識板撤去

(注) 撤去後において、撤去板は仮置きまでとし、処分費は含まない。

工 種	標識板撤去 (添架式) [取付金具撤去含む]	市場単価		
		機	労	材
		○	○	/

標識板撤去

→

金具撤去

(注) 撤去後において、撤去板及び撤去金具は仮置きまでとし、処分費は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路標識設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 標識柱・基礎設置(路側式[単柱式])

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コ ー ド	
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	単柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基	SWB812110
			柱径 φ 76.3	基	
			柱径 φ 89.1	基	
			柱径 φ 101.6	基	
		下地垂鉛メッキ + 静電粉体塗装 (白色)	柱径 φ 60.5	基	
			柱径 φ 76.3	基	
			柱径 φ 89.1	基	
		静電粉体塗装 (白色)	柱径 φ 60.5	基	
			柱径 φ 76.3	基	
			柱径 φ 89.1	基	

表 2.2 標識柱・基礎設置(路側式〔複柱式〕)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード
標識柱・基礎設置 路側式 《材工共》	複柱式 支柱材料含む 基礎含む 標識板別途計上	メッキ品	柱径 φ 60.5	基	SWB812110
			柱径 φ 76.3	基	
			柱径 φ 89.1	基	
			柱径 φ 101.6	基	
		下地亜鉛メッキ + 静電粉体塗装 (白色)	柱径 φ 60.5	基	
			柱径 φ 76.3	基	
			柱径 φ 89.1	基	
		静電粉体塗装 (白色)	柱径 φ 60.5	基	
			柱径 φ 76.3	基	
			柱径 φ 89.1	基	

表 2.3 標識柱設置(片持式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード
標識柱 設置 片持式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg	SWB812120
	《設置手間》 基礎別途計上	1基当りの総質量	400kg未満	基	
			400kg以上	基	

表 2.4 標識柱設置(門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード
標識柱 設置 門型式	《材料費》	各種	アンカーボルト含まず	kg	SWB812130
	《設置手間》 基礎別途計上	1スパンの長さ	10m未満	基	
			10m以上20m未満	基	
			20m以上	基	

表 2.5 標識基礎設置(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード
標識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの 材料費は別途計上	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0m ³ 未満	m ³	SWB812170
			4.0m ³ 以上6.0m ³ 未満	m ³	
			6.0m ³ 以上	m ³	

表 2.6 標識板設置(案内標識・新設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード	
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具(クラン プ型ブラケットを 除く)を含む	新設	広角プリズム	1枚当り の 面 積	2.0m ² 未満	SWB812140
				2.0m ² 以上		
			カプセルプリズム・ カプセルレンズ	2.0m ² 未満		
				2.0m ² 以上		
			封入プリズム・封 入レンズ	2.0m ² 未満		
				2.0m ² 以上		

表 2.7 標識板設置(案内標識・移設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード	
標識板設置 (案内標識) 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	移設	1枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²	SWB812140
				2.0m ² 以上	m ²	

表 2.8 標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コード
標識板設置 (警戒・規制・指 示・路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識	基	SWB812150

表 2.9 添架式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コード
添架式標識板 取付金具設置	《材 工 共》	信号アーム部に取付け	基	SWB812160
		照明柱・既設標識柱に取付け	基	
	《設置手間》	歩道橋に取付け(添架式取付金具材料費は別途計上)	基	

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。

取付金具の数量については、3. 適用にあたっての留意事項 (3), (5) を参照。

表 2.10 路側式標識柱・基礎撤去(単柱式・複柱式)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード
路 側 式	単柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6		基	SWB812190
	複柱式(基礎含む)	柱径 φ60.5, φ76.3, φ89.1, φ101.6		基	

表 2.11 標識柱撤去(片持式, 門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コード
片 持 式	1基当りの総質量 (支柱のみ)	400kg未満	基	SWB812200
		400kg以上	基	
門 型 式	1スパン当りの長さ (支柱のみ)	10m未満	基	
		10m以上20m未満	基	
		20m以上	基	
			基	

表 2.12 標識基礎撤去(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コード
基礎撤去	コンクリート基礎		m ³	SWB812240

表 2.13 標識板撤去(路側式, 片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コード	
標識板撤去 (添架式は除 く)	案内標識 (路側式・片持式・門型式)	1枚当りの面積	2.0m ² 未満	m ²	SWB812220
			2.0m ² 以上	m ²	
	警戒・規制・指示・路線番号標識		基	SWB812210	

表 2.14 標識板撤去(添架式標識板)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位	コード
標識板撤去 (添架式標識 板)	添架式標識板取付金具撤去含む	信号アーム部	基	SWB812230
		照明柱・既設標識柱	基	
		歩道橋	基	

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.15 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記号	備 考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1 工事の施工規模が小さい場合は, 対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は, 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	障害物のある場合	基礎設置において, 地下構造物等の障害物がある場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/m ³)を係数で補正する。	K ₃	
	門型式標識柱の基礎の場合	門型式標識柱の基礎の場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/m ³)を係数で補正する。	K ₄	
	景観色塗装柱の場合	標識柱・基礎設置(路側式)において, 景観色塗装柱を使用する場合は, 対象となる規格・仕様の単価(円/基)を係数で補正する。	K ₅	

(注) 施工規模加算(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.16 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分	記号	標識柱・基礎	標識柱		標識板			添架式標識板 取付金具		基 礎	
		路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内以外	信号・ 照明柱	歩道橋		
加算率	S ₀	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	10m ² 以上 0%	10m ² 以上 0%	5基以上 0%	—	—	—	
	S ₁	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	10m ² 未満 5%	10m ² 未満 30%	3~4基 15%	—	—	—	
	S ₂	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—	—	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.00	1.05	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.30	1.35	1.35	1.05	1.35	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K ₃	—	—	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K ₄	—	—	—	—	—	—	—	—	1.10
	景観色塗装柱の場合	K ₅	1.10	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「案内以外」は, 警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。
2. 標識板設置の施工規模は, 標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。
ただし, 1工事において設置, 及び撤去の作業がある場合は, 設置・撤去それぞれの数量で判定する。

表 2.17 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分		記号	標識柱 ・基礎	標識柱		標識板		添架式 標識板	基 礎
			路側式	片持式	門型式	案内	案内以外		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	10m ² 以上 0%	5 基以上 0%	—	—
		S ₁	3~4 基 15%	2 基 40%	2 基 40%	10m ² 未満 30%	3~4 基 15%	—	—
		S ₂	2 基以下 25%	1 基 100%	1 基 100%	—	2 基以下 25%	—	—
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜 間 作 業	K ₂	1.50	1.35	1.35	1.35	1.50	1.25	1.35

(注) 標識板撤去の施工規模は, 標識板の1枚当りの面積区分によらず1工事の全体数量で判断する。
ただし, 1工事において設置, 及び撤去の作業がある場合は, 設置・撤去それぞれの数量で判定する。

2-4 加算額

表 2.18 加算額の適用基準

区 分		適 用 基 準	単 位	備 考
加 算 額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別 を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は, 対象となる 支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対 象 数 量
	標 識 板 の 裏 面 塗 装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は, 対象と なる面積に金額を加算する。	m ²	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は, アンカーボルト の質量に応じて金額を計上する。	kg	
	取 付 金 具 の 材 料 価 格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において, 直付2 段又は補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える 場合, 1段増量する毎に金額を加算する。	段	

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価) (注1) × (設計数量) + (材料費) (注2) + (加算額総金額) (注3)

(注1) 設計単価 = (標準の市場単価) × (1 + S₀ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ × …… K_n)
ただし, S₁ or S₂ と K₁ は重複使用しない。

(注2) 手間のみの場合のみ, 必要に応じて計上する。

(注3) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3. 適用にあたっての留意事項

(1) 標識柱・基礎設置

路側式（景観色）はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色（近似色含む）に適用する。
オフグレー（薄灰色）は白色、景観色以外の塗装色となるため適用外。
路肩式の基礎は、現場打ち・プレキャスト問わず適用可能。
門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。
片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。

(2) 標識板設置

警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費（標識板及び取付金具）を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。

案内標識（新設）は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の質量に含めて、柱材料費として計上する。

クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。

案内標識（移設）は、標識板を再設置する費用であり、標識板を撤去後移設する場合には、撤去費と設置（移設）費をそれぞれ計上する。再設置に際して取付金具等の交換を要する場合には、材料費を別途計上する。

また既設標識板を現場外の仮置き場等に搬出する費用は含まない。

嵌合構造で固定する標識板設置は適用外となる。

(3) 添架式標識板取付金具設置

歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費（取付金具）を別途計上して適用する。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段（補助支柱含む）までの材料費を含む。取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分の取付金具の手間を含む。

(4) 基礎設置

門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。

(5) 加算額

φ101.6の曲げ支柱（路側式）加算額は、別途特別調査等とする。

照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量毎に加算する。

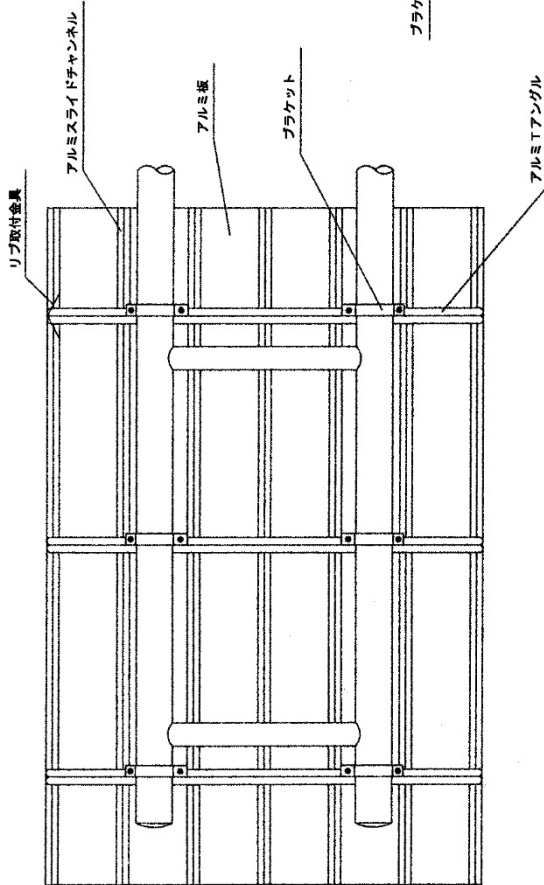
(6) その他

随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。

4. 参考図表

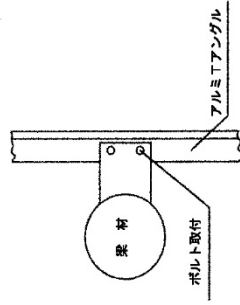
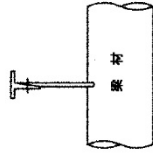
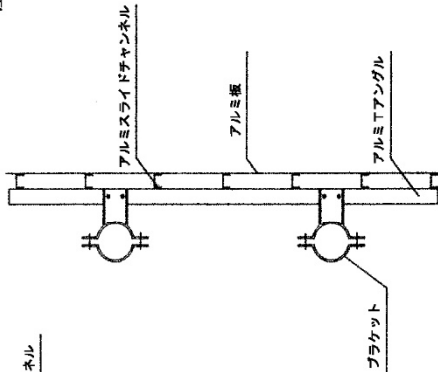
大型標識取付金具

標識板表面

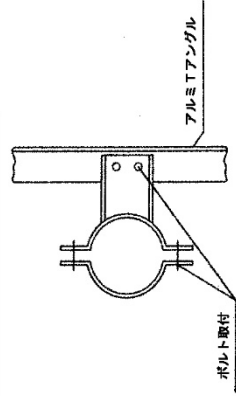
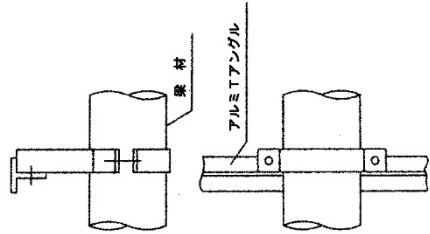


注：アルミTアングルと薬との取付には、溶接型ブラケットかクランプ型ブラケットの何れかを用いる。

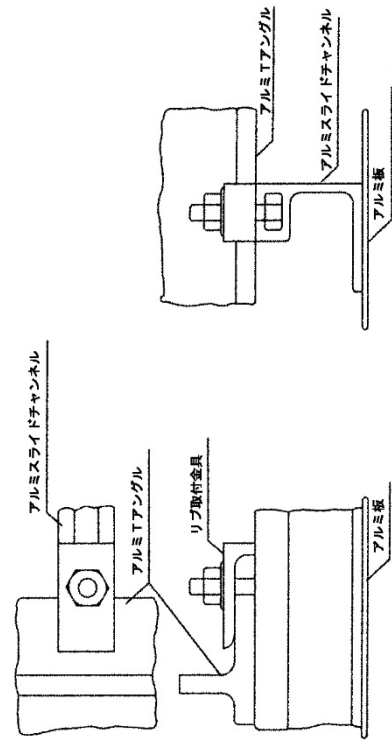
溶接型ブラケット



クランプ型ブラケット



リブ取付金具及びアルミスライドチャンネル



⑨ 道路付属物設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路鋸、車線分離標、境界鋸の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 以下の設置及び撤去作業。
 - 1) 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用）。
 - 2) 境界杭（コンクリート製）。
 - 3) 道路鋸。
 - 4) 車線分離標（ラバーポール、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。
 - 5) 境界鋸（金属製）。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) メーカーのオリジナル製品を用いる場合。
 - 2) 自発光式及び電気式の製品を用いる場合。
 - 3) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）。
 - 4) 特別調査による場合（表 1.1）。
 - 5) 境界杭のうち、材質が木や樹脂の場合。
 - 6) 道路鋸のうち、埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合、積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合。
 - 7) 車線分離標のうち、ポール形状が円形ではない場合、ベース径が 250mm 以外の製品の場合（ただし、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。
 - 8) 境界鋸のうち、材質が樹脂製（貼付式）の場合。
 - 9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表 1.1 特別調査によるもの

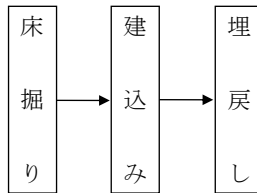
視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板
道路鋸	交差点鋸

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

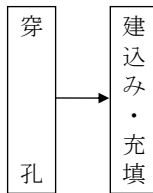
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。

工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (土中建込用)	○	○	○



(注) スノーポール併用型を含む。

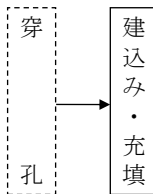
工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含む)	○	○	○



(注) 1. スノーポール併用型を含む。

2. 充填材（労務費・材料費）を含む。

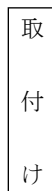
工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (コンクリート建込用) (穿孔含まない)	/	○	○



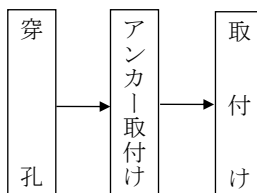
(注) 1. スノーポール併用型を含む。

2. 充填材（労務費・材料費）を含む。

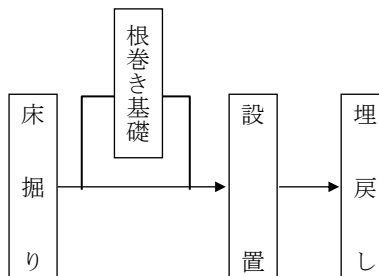
工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (防護柵取付用)	/	○	○



工 種	市場単価		
	機	労	材
視線誘導標 (構造物取付用)	○	○	○



工 種	市場単価		
	機	労	材
境界杭	/	○	×



(注) 1. 河川境界杭を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋳 (穿孔式)	○	○	○

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 充填材 (労務費・材料費) を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
道 路 鋳 (貼付式)	/	○	○

貼
付
け

(注) 接着材 (労務費・材料費) の費用を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
車 線 分 離 標 (可変式・脱着式) (穿孔式)	○	○	○

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 充填材 (労務費・材料費) を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
車 線 分 離 標 (固定式) (貼付式)	/	○	○

貼
付
け

(注) 接着剤 (労務費・材料費) の費用を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
境 界 鋳	○	○	×

穿
孔

→

充
填
・
設
置

(注) 1. 充填材 (労務費・材料費) を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路付属物設置工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表 2.1 視線誘導標設置

規 格 ・ 仕 様			単位	コード		
土 中 建 込 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	本		
			支柱径 φ60.5			
			支柱径 φ89			
	片面反射	反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5			
			反射体 径 φ100 以下			支柱径 φ34
						支柱径 φ60.5
支柱径 φ89						
コンクリート建込用 (穿孔含む)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	本	SWB812310	
			支柱径 φ60.5			
			支柱径 φ89			
	片面反射	反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5			
			反射体 径 φ100 以下			支柱径 φ34
						支柱径 φ60.5
支柱径 φ89						
コンクリート建込用 (穿孔含まない)	両面反射	反射体 径 φ100 以下	支柱径 φ34	本	SWB812310	
			支柱径 φ60.5			
			支柱径 φ89			
	片面反射	反射体 径 φ300	支柱径 φ60.5			
			反射体 径 φ100 以下			支柱径 φ34
						支柱径 φ60.5
支柱径 φ89						
防 護 柵 取 付 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	バンド式	本		
			ボルト式			
			かぶせ式			
	片面反射	反射体 径 φ300	バンド式			
			反射体 径 φ100 以下			バンド式
						ボルト式
かぶせ式						
構 造 物 取 付 用	両面反射	反射体 径 φ100 以下	側壁用	本		
			ベースプレート式			
			反射体 径 φ300			ベースプレート式
	片面反射	反射体 径 φ100 以下	側壁用			
			ベースプレート式			
			反射体 径 φ300			ベースプレート式

(注) 視線誘導標の土中建込用は、基礎を使用する場合にも適用できる。

表 2.2 視線誘導標設置(スノーポール併用型)

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位
土 中 建 込 用 (2 段 式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個 反射体数1個	
コンクリート建込用 (穿孔含む) (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個 反射体数1個	
コンクリート建込用 (穿孔含まない) (2段式) (スライド式)	両面反射	反射体 径φ100以下	反射体数1個	本
	片面反射	反射体 径φ100以下	反射体数2個 反射体数1個	

表 2.3 境界杭設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コード
境 界 杭	コンクリート製(根巻き基礎あり)	本	SWB812330
	〃 (根巻き基礎なし)	本	

表 2.4 道路鋸設置

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位	コード
大 型 鋸 高さ 30mm を超え 50mm 以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 30cm	個	SWB812340
				設置幅 20cm		
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 30cm		
				設置幅 20cm		
小 型 鋸 高さ 30mm 以下	両面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 15cm	個	
		貼付式	樹脂製	設置幅 10cm		
	片面反射	穿孔式	アルミ製	設置幅 15cm		
		貼付式	樹脂製	設置幅 10cm		

表 2.5 車線分離標(ラバーポール)設置

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	コード
車線分離標 (ラバーポール)	可変式 (穿孔式) (1本脚)	本体(柱) 径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本	SWB812400
			高さ 650mm		
			高さ 800mm		
	着脱式 (穿孔式) (3本脚)	本体(柱) 径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本	
			高さ 650mm		
			高さ 800mm		
	固定式 (貼付式)	本体(柱) 径φ80 ベース径 φ250	高さ 400mm	本	
			高さ 650mm		
			高さ 800mm		

表 2.6 境界鋸設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コード
境 界 鋸	金属製	枚	SWB812350

表 2.7 道路付属物撤去

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
視線誘導標 (スノーポール 併用型含む)	土中建込用	本	SWB812360
	コンクリート建込用		
	防護柵取付用		
	構造物取付用		
境界杭		本	SWB812370
道路鋸	穿孔式	個	SWB812380
	貼付式		
車線分離標	可変式 (穿孔式・1本脚)	本	SWB812410
	着脱式 (穿孔式・3本脚)		
	固定式 (貼付式)		
境界鋸		枚	SWB812390

(注) 境界杭は、河川境界杭を含む。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.8 加算率・補正係数の適用基準

区 分		記号	適 用 基 準	備 考
加算率	施 工 規 模	S ₀	標準	全体 数量
		S ₁	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S ₂		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象 数量
	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.9 加算率・補正係数の数値(設置工)

区 分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鉋	車線分離標	境界鉋	
加算率	施工規模	S ₀	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S ₁	(10本以上 30本未満) 10%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 5%	(10本以上 30本未満) 5%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S ₂	(10本未満) 15%	(10本未満) 30%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.20	1.05	1.05	1.20
	夜間作業	K ₂	1.20	1.50	1.15	1.15	1.50

- (注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。
ただし、1 工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)

区 分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鉋	車線分離標	境界鉋	
加算率	施工規模	S ₀	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%
		S ₁	(10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%
		S ₂	(10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20
	夜間作業	K ₂	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50

- (注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。
ただし、1 工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。
2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 加算額

(1) 加算額の適用基準

表 2.11 加算額の適用基準

規 格 ・ 仕 様			適 用 基 準	単 位	備 考	
加 算 額	視線誘導標	防 塵 型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	防塵型の製品を使用する場合は、対象となる規格・仕様の単価に加算額を加算する。	面	対象数量
			反射体 径 φ300			
		さ や 管		対象となる規格・仕様の単価に加算額を加算する。	本	

(注) 防塵型（プロペラ型）の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。

2-5 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋加算額総金額（注2）

（注1） 設計単価＝標準の市場単価×（1+S₀ or S₁ or S₂/100）×（K₁×K₂）

（注2） 加算額総金額＝加算額×使用数量

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 材料を含まない設置手間（機・労）の算出は、次式による。（境界杭・境界鋸は除く）

設置手間＝〔設置単価（標準の市場単価）×加算率×補正係数〕－材料費

- (2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。

- 1) 反射体材質：ポリカーボネートおよび同等品。
- 2) 支柱材質：鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。
- (3) 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。
- (4) 道路鋸の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。
 - 1) 設置幅：本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。
- (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

⑩ 公園植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。

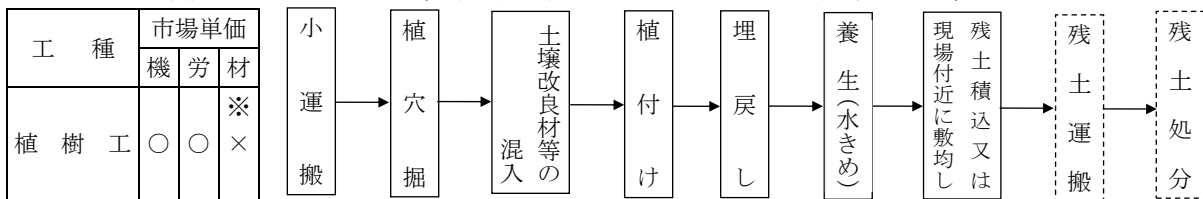
1-2 市場単価を適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) 日本庭園における植栽工事の場合。
 - 2) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。
 - 3) 地被類植付工でささ類, 木草本類, つる性類以外を使用する場合。
 - 4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類, または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。
 - 5) 離島及び山間僻地等で, 明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 6) その他, 規格・仕様等が適合せず, 市場単価が適用できない場合。
 - 7) 夜間作業の場合。

2. 市場単価の設定

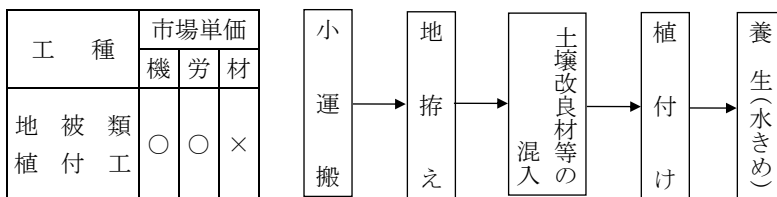
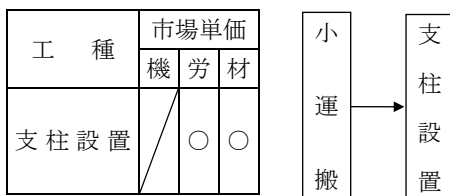
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

2. ※については、コード (SWB812510) で考慮されているため別途計上する必要はない。



(注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

2-2 市場単価の規格・仕様

公園植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 植樹工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
低 木	樹高 60cm 未満	本	SWB812510
中 木	樹高 60cm 以上 100cm 未満	本	
	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	
	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	

(注) 低木には、株物、一本立を含む。

表 2.2 支柱設置

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
中 木	二脚鳥居 添木付 樹高 250cm 以上	本	SWB812520
	八ッ掛 (竹) 樹高 100cm 以上	本	
	添柱形 (1 本形・竹) 樹高 100cm 以上	本	
	布掛 (竹) 樹高 100cm 以上	m	SWB812530
	生垣形 樹高 100cm 以上	m	

(注)1. 単位の“本”は、樹木1本当たりとする。

2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする。

表 2.3 地被類植付工

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
地被類植付工	各 種	鉢	SWB812540

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.4 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	対象数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量

(注) 施工規模の加算率は次の事項に注意し決定すること。

- ・植樹工低木は、1工事の低木数量で判定する。
- ・植樹工中木は、1工事の中木の数量で判定する。
- ・支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木の数量で判定する。ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱設置延長で判定する。
- ・地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.5 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	植 樹 工		支 柱 設 置		地 被 類 植 付	
		低 木	中 木	二 脚 鳥 居 八 ッ 掛 (竹) 添柱形 (1 本形・竹)	布 掛 (竹) 生 垣 形		
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	1000 本以上 0%	50 本以上 0%	50 本以上 0%	30m 以上 0%	2000 鉢以上 0%
		S ₁	100 本以上 1000 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	5m 以上 30m 未満 10%	500 鉢以上 2000 鉢未満 10%
			S ₂	100 本未満 20%	10 本未満 20%	10 本未満 20%	5m 未満 20%
補 正 係 数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10

(注) 施工規模加算率 (S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増計算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。

ただし、移植及び根回し工事にかかわるものは除く。

$$\begin{aligned} \text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W_1 \\ &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\% \end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\text{直接工事費} = (\text{設計単価 (注)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W_1)$$

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 $\times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 / 100) \times K_1$

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 植樹は、下記の仕様とする。

- 1) コンテナ樹木 (コンテナプランツ又はポット樹木) にも適用する。ただし、草花類には、適用しない。
- 2) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
- 3) 残土 (発生土) の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。

(2) 支柱設置は、下記の仕様とする。

- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工 (焼きは除く) がほどこされていけば適用できる。

(3) 地被類植付は、下記の仕様とする。

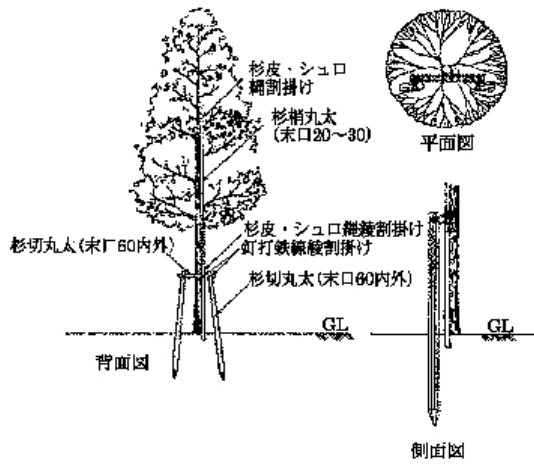
- 1) ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12cm 以下のものに適用する。
- 2) 高さ (長さ) 60cm 以下の地被類に適用する。

(4) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

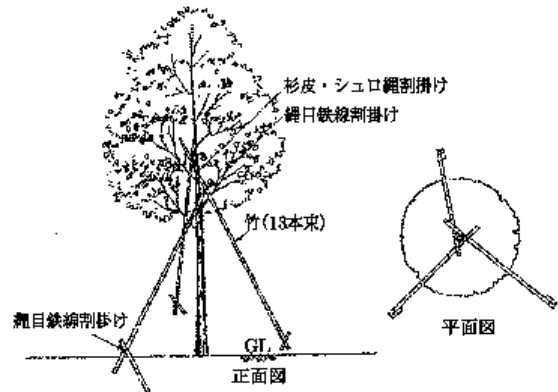
(5) 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用できる。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

公園植栽工 支柱参考図

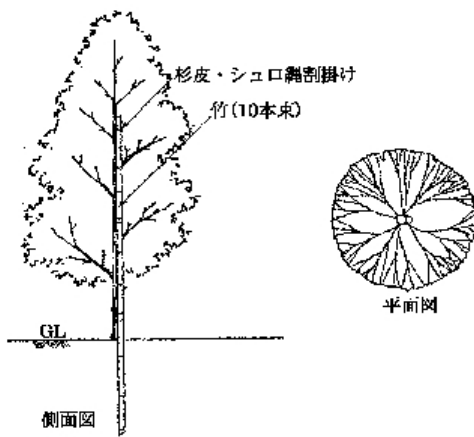
二脚鳥居添木付



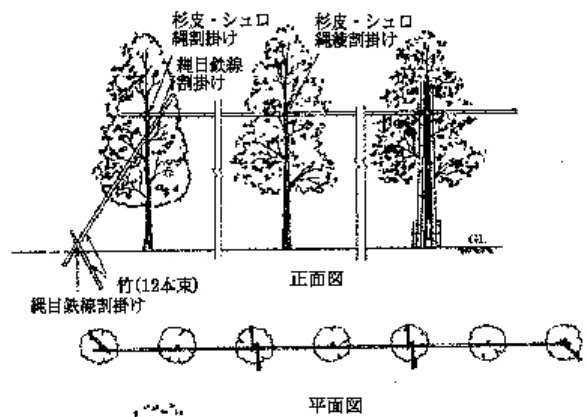
ハッ掛 (竹)



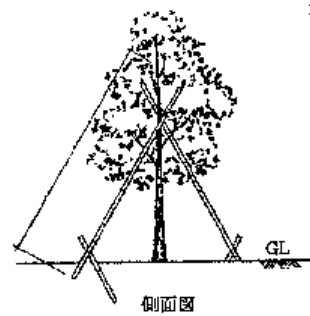
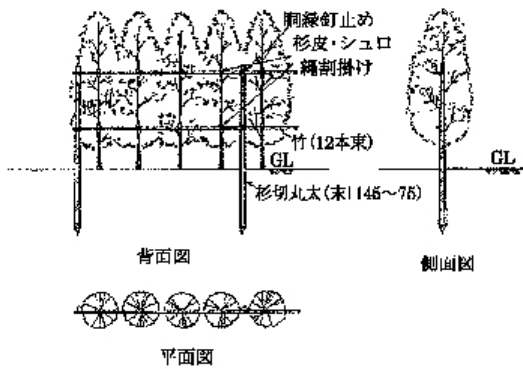
添柱形 (1本形・竹)



布掛 (竹)



生垣形



⑪ 軟弱地盤処理工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、軟弱地盤処理工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちのサンドドレーン工，サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。
- (2) サンドドレーン工は杭径 400mm 及び 500mm，サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径 400mm，杭径 700mm 程度で，いずれも敷鉄板の使用を標準とし，打設長は 35m 未満とする。

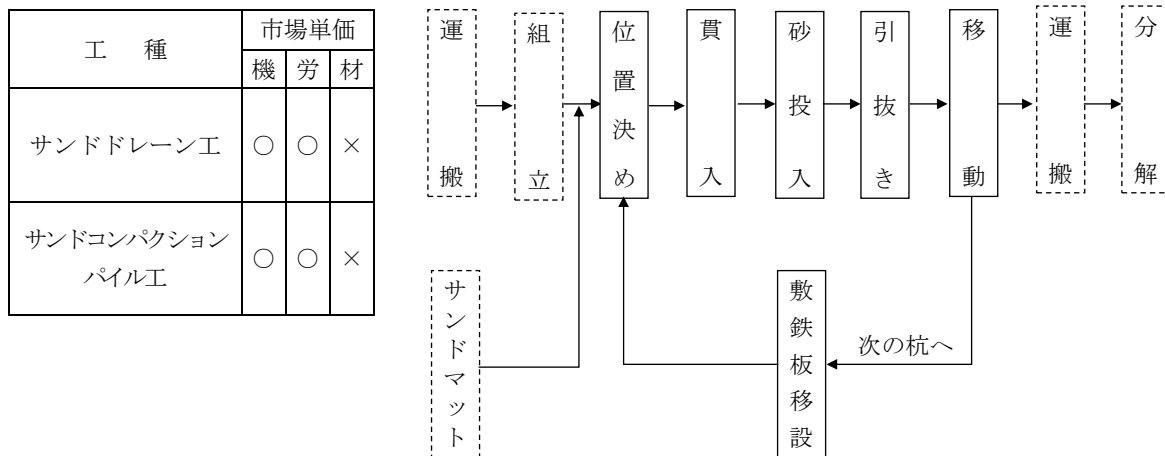
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。
 - 1) サンドマット工
 - 2) サンドパイル打機の分解・組立及び運搬
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。
 - 2) 砂地盤を対象とする場合。
 - 3) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 4) その他，規格・仕様等が適合せず市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 敷鉄板の費用，敷鉄板の設置・撤去・移動，空気圧縮機，発動発電機等の費用を含む。
2. 材料費（砂，碎石）の費用は含まない。

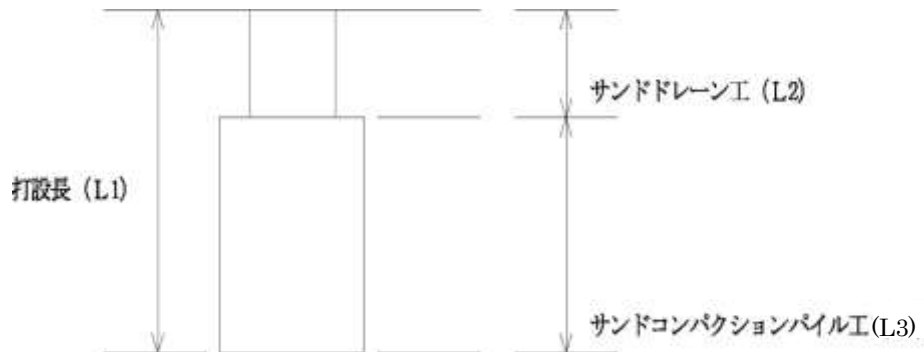
2-2 市場単価の規格・仕様

軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	コ ー ド
サ ン ド ド レ ー ン 工	打設長 10m 未満	m	SWB812610
	10m 以上 20m 未満		
	20m 以上 35m 未満		
サ ン ド コ ン パ ク シ ョ ン パ イ ル 工	打設長 10m 未満	m	SWB812620
	10m 以上 20m 未満		
	20m 以上 35m 未満		

- (注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭 1 本当りの打設長を対象とする。
 2. 併用工の場合は、区分毎の杭長（L2・L3）で判断せず、造成する砂杭 1 本当りの打設長（L1）を対象とする。（L1<35m）



3. サンドマットがある場合、サンドマット（La）の厚みを含む長さ（L1=La+Lb）とする。



4. 1 工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	(3,000m以上)	0%
		S ₁	(3,000m未満)	15%
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15	
	夜 間 作 業	K ₂	1.05	

(注)1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は施工規模加算率 (S₁) のみを対象とする。

2. 併用工の施工規模は、区分 (L2・L3) 毎の総延長で判断せず、1工事における総延長 (L1) の合計で判断する。(表 2.1 (注) 2 の図参照)

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注 1) × 設計数量 + 材料費 (注 2)

(注)1. 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂)

2. 材料費は必要に応じて計上。

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 市場単価には材料費 (砂, 砕石) を含まない。材料費の計上は次による。

材料費 = π/4 × 杭径² × (1 + ロス率 (注 1)) × 工種別打設長 (注 2) × 材料単価

表 3.1 砂のロス率

サ ン ド ド レ ー ン 工	+0.26
サ ン ド コ ン パ ク シ ョ ン パ イ ル 工	+0.41

(注)1. 砕石を使用する場合のロス率は別途考慮すること。

2. サンドマットの厚みも含む。

(2) サンドパイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。

(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. 参考資料

(1) 適用機種

打設長 (規格・仕様) 毎の機種の選定は下表を標準とする。

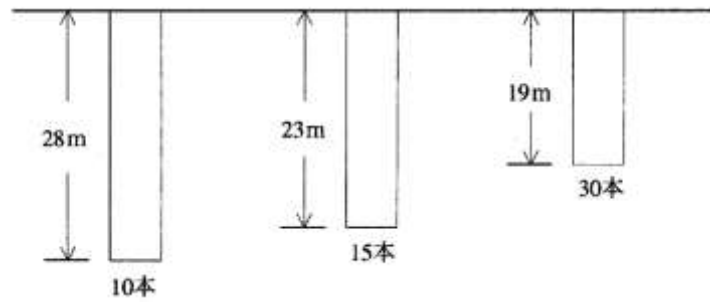
打 設 長	機 種	規 格
10m 未満	クローラ式 サ ン ド パイル打機	リーダ式 75kW
10m 以上 20m 未満		リーダ長 30m (35~37t 吊り)
20m 以上 35m 未満		リーダ式 120kW リーダ長 45m (40t 吊り)

(注) 1. 運搬費については、上表を参考に別途計上する。

2. サンドドレーン、サンドコンパクションパイル、併用工についても使用機械は変わらない。

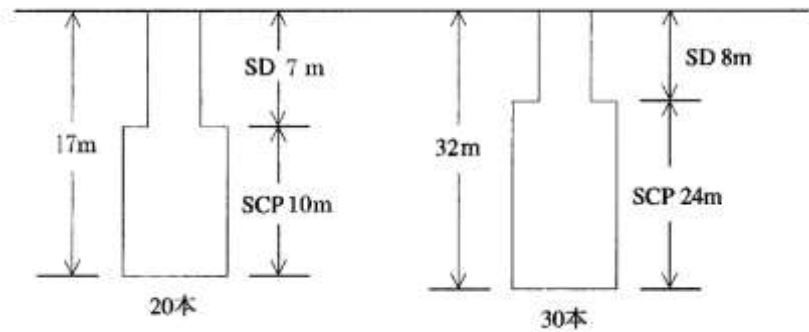
(2) 積算例

・一工事においてSCPで以下の砂杭を造成した場合



$$\{SCP \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 28m \times 10 \text{ 本} + \{SCP \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 23m \times 15 \text{ 本} + \{SCP \cdot 10m \text{ 以上 } 20m \text{ 未満の単価}\} \times 19m \times 30 \text{ 本}$$

・一工事においてSDとSCPの併用工で以下の砂杭を造成した場合



$$\{SCP \cdot 10m \text{ 以上 } 20m \text{ 未満の単価}\} \times 10m + \{SD \cdot 10m \text{ 以上 } 20m \text{ 未満の単価}\} \times 7m \times 20 \text{ 本} + \{SCP \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 24m + \{SD \cdot 20m \text{ 以上 } 35m \text{ 未満の単価}\} \times 8m \times 30 \text{ 本}$$

[凡例]

SD : サンドドレーン工
SCP : サンドコンパクションパイル工

⑫ 橋面防水工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。

- (1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事
 - 1) 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。
 - 2) 溶着機によるシート設置（加熱、常温溶着型）の場合。
- (2) 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事
 - 1) ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。

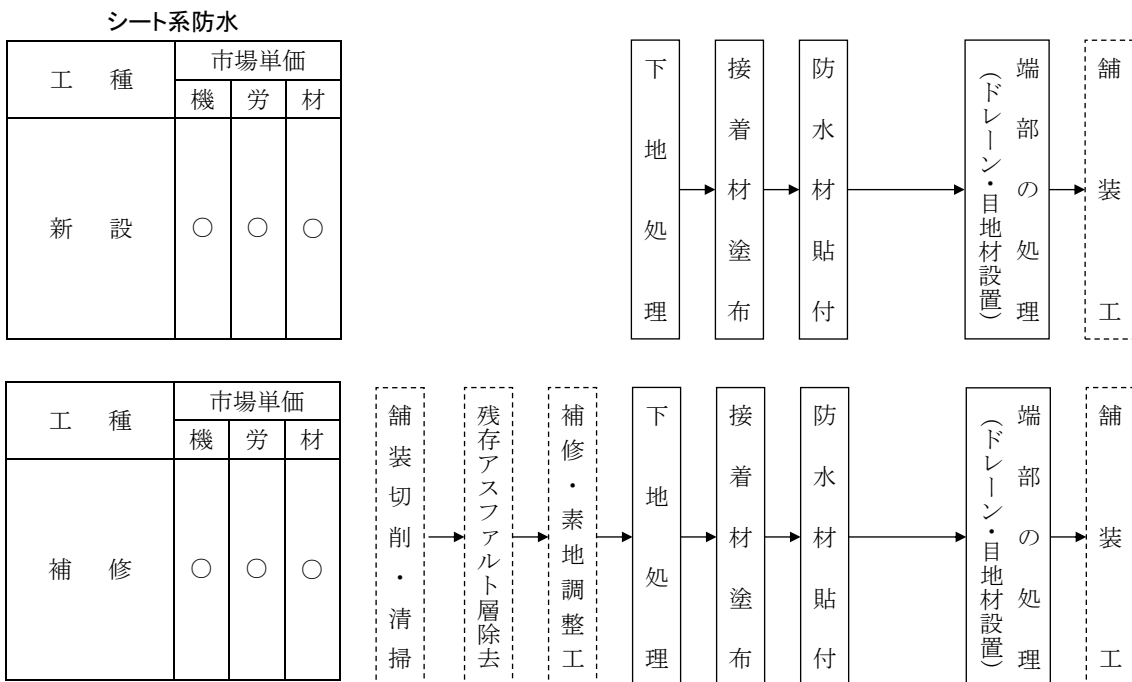
1-2 市場単価が適用できない範囲

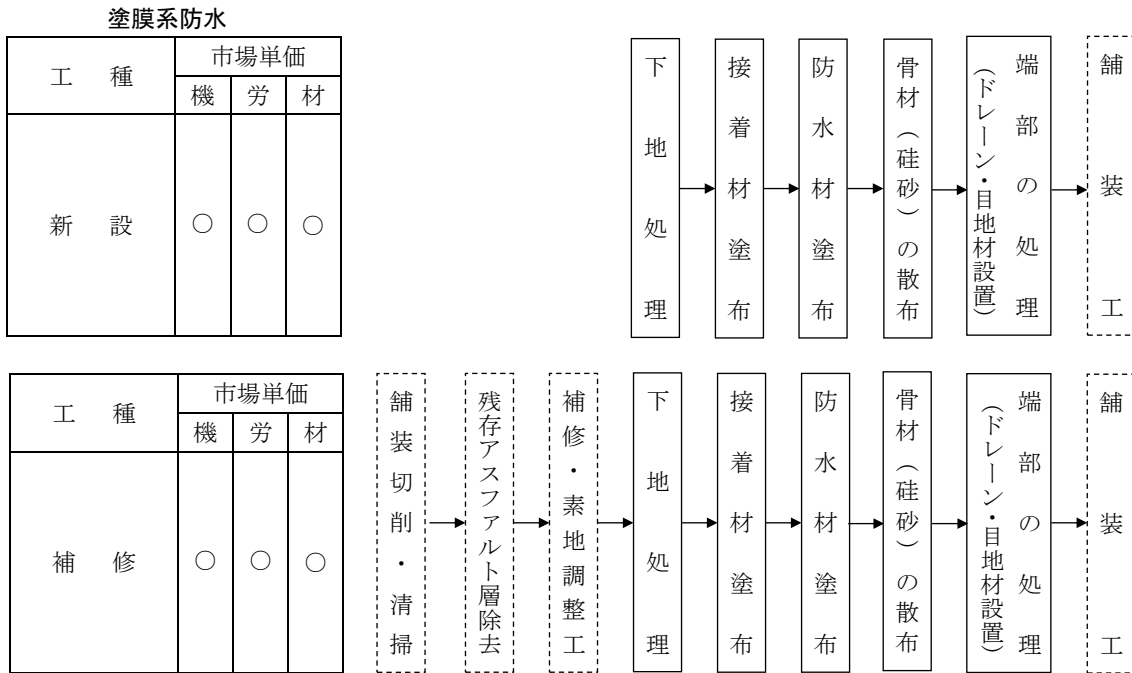
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
 - 1) 舗装系防水による防水工事の場合。
 - 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。
 - 3) 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。
 - 4) 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。
 - 5) 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。
 - 6) 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。
 - 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。





2-2 市場単価の規格・仕様

橋面防水工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様

規格・仕様		単位	コード
橋面防水工	シート系防水(アスファルト系)	新設	SWB812910
		補修	SWB812915
	塗膜系防水(アスファルト系)	新設	SWB812920
		補修	SWB812925

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	対象数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、各規模・仕様別に判定する。	S ₁	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	シ ー ト 系 防 水		塗 膜 系 防 水	
			新 設	補 修	新 設	補 修
加算率	施 工 規 模	S ₀	200m ² 以上 0%	—	200m ² 以上 0%	—
		S ₁	200m ² 未満 15%	—	200m ² 未満 15%	—
補正係数	時間的制約を 受ける場合	K ₁	1.15	—	1.15	—
	夜 間 作 業	K ₂	1.15	1.15	1.15	1.15

- (注)1. 施工規模は、シート系防水、塗膜系防水それぞれ1工事の全体数量で判定する。
2. 施工規模加算率（S₁）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K₁）が重複する場合は施工規模の加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂)

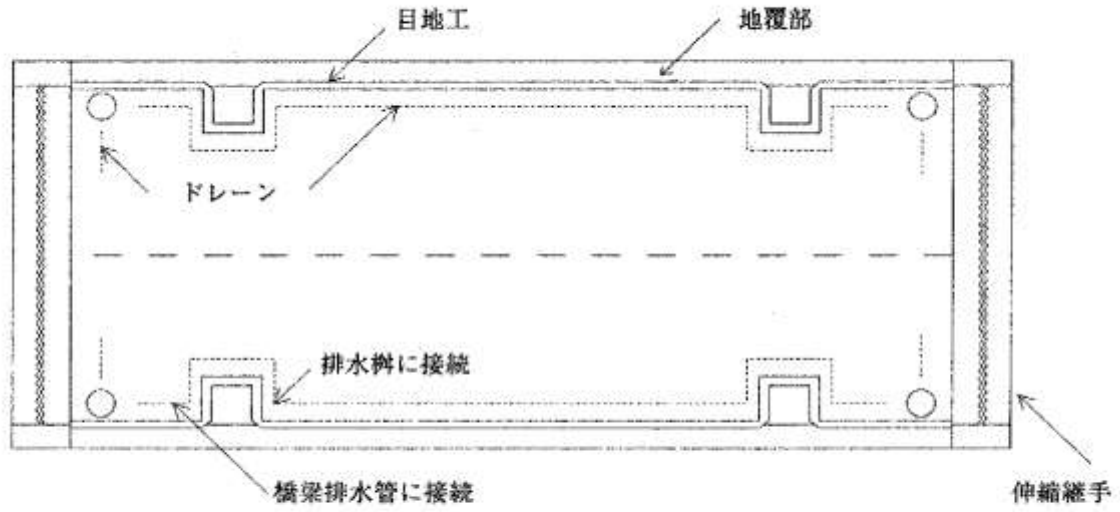
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

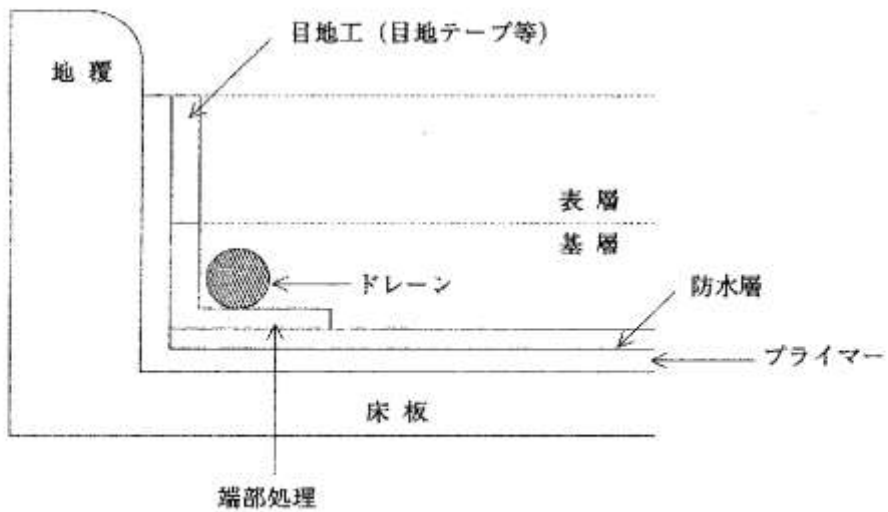
- (1) 下地処理とは、コンクリート床版面のレイタンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。
- (2) 設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしろ部分の面積を計上しない。
- (3) 単価は材料のロス等（端部処理及び重ねしろ）を含む。
- (4) 端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部等の特に水が溜まりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。
- (5) ドレーン・目地工の有無にかかわらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。
ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。
材料費＝設計数量×1.05（ロス）×材料単価
- (6) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

〔参考図〕

■床版排水工（ドレーン）配置図



■断面図



⑬ グルーピング工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、グルーピング工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

道路に設置する乾式及び湿式グルーピング工。

1-2 市場単価が適用できない範囲

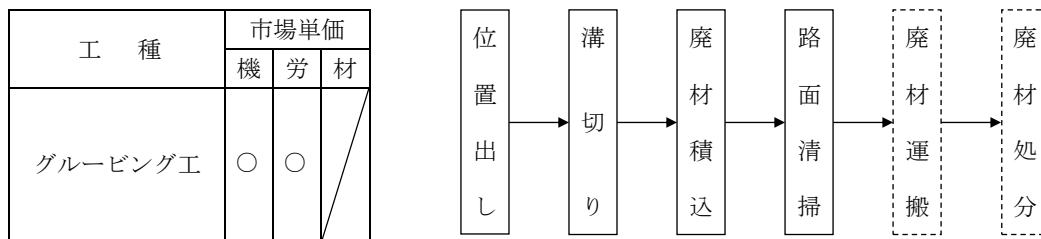
(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 溝に樹脂等を充填するグルーピングの場合。
- 2) 空港の滑走路、誘導路のグルーピングの場合。
- 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
- 4) 時間的制約を受ける場合、夜間作業及び未供用区間の場合。
- 5) その他、規格、仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



2-2 市場単価の規格・仕様

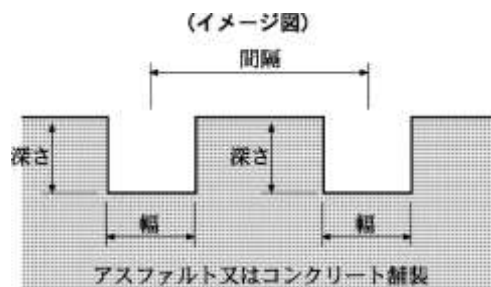
グルーピング工の市場単価の規格・仕様は、下記のとおりとする。

表 2.1 規格・仕様

規格・仕様		単位	コード
縦方向	幅9mm－深さ6mm－間隔60mm	m ²	SWB813210
	幅9mm－深さ4mm－間隔60mm		
横方向	幅9mm－深さ6mm－間隔60mm	m	SWB813220
	幅36mm－深さ10mm(路面排水用)		

(注) 1. 間隔とは、溝の中心間距離である。

2. 横方向 幅 36mm－深さ 10mm は、路面排水を目的とする場合に適用する。



2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁	
補正係数	舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K ₁	対象数量

(注)1. 施工規模の判定は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの数量で判断すること。

2. 横方向（路面排水用）については、施工規模の加算率はない。
3. 舗装面は、アスファルト舗装を標準とする。
4. 道路曲線に伴う、曲線部の施工の補正はない。

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	グルーピング工
加算率	施工規模	S ₀	100m ² 以上 0%
		S ₁	100m ² 未満 20%
補正係数	舗装面	K ₁	1.70

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

（注） 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁)

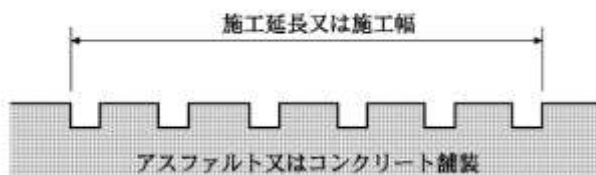
3. 適用にあたっての留意事項

市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を算定する。
- (2) 道路曲線に伴う、曲線部の施工にも適用できる。

< 参 考 >

施工対象面積 = 施工延長 × 施工幅



⑭ 鉄筋挿入工（ロックボルト工）

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工（ロックボルト工）に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 法面における鉄筋挿入工（ロックボルト工）のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。
- 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1m 以上 5m 以下、削孔径 42mm 以上 65mm 以下、法面垂直高さ 30m 以下。
 - 2) 削孔が仮設足場（単管足場）または土足場となる場合：削孔長 1m 以上 5m 以下、削孔径 42mm 以上 65mm 以下、法面垂直高さ 40m 以下（ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが 1m 以下）。
 - 3) 削孔がロープ足場（命綱）となる場合：削孔長 1m 以上 2m 以下、削孔径 42mm 以上 50mm 以下、法面垂直高さ 40m 以下。

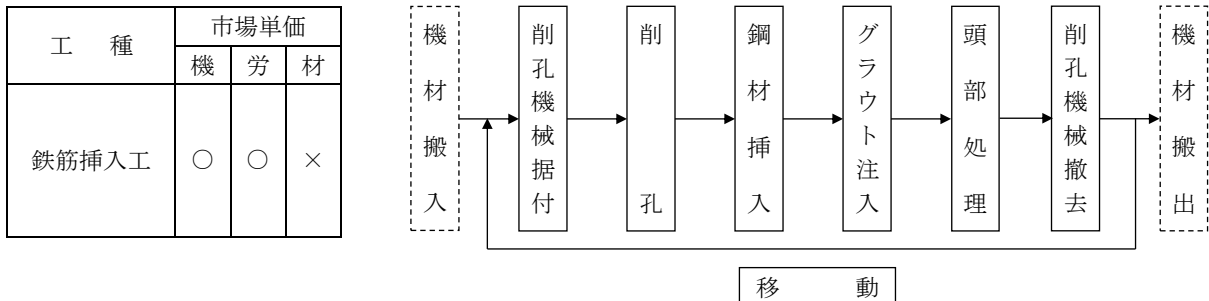
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
- 1) 自穿孔材による施工の場合。
 - 2) 逆巻き施工の場合。
 - 3) 土質が硬岩，玉石混り土を含む場合。
 - 4) 削孔後の孔壁が自立しない場合。
 - 5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 6) 夜間作業の場合。
 - 7) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。



- (注) 1. 削孔機械の横移動手間を含む。
 2. 削孔用のドリルロッド，ビット，シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。
 3. 鋼材の材料費，グラウト材の材料費，頭部処理の材料費（角座金，ナット，ワッシャー，オイルキャップ，グリス等）は含まない。
 4. 市場単価には，頭部処理のナットの締付けに要する費用が含まれており，キャップ装着の有無は問わず，適用できる。

工 種	市場単価			上 下 移 動
	機	労	材	
削孔機械の 上下移動	/	○	/	

(注) 1. 現場条件Ⅱにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
2. チェーンブロック等の損料を含む。

工 種	市場単価			設 置 ・ 撤 去
	機	労	材	
仮設足場の 設置・撤去	/	○	○	

(注) 1. 現場条件Ⅱにおいて仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。
2. 作業面の足場幅は3.0mを標準とする。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。

表 2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

区分	規格・仕様					単 位	コ ー ド
現場条件	足場種別 (削孔時)	足場種別(鋼材挿 入・グラウト注入・ 頭部処理時)	法面垂直高さ	削孔長	削孔径		
I	—	ロープ足場 (命綱)	30m以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m	SWB813110
II		仮設足場(単管足場) または土足場	40m以下 (ただし、 機械設置基面 から削孔位置 までの高さが 1m以下)	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m	
III		ロープ足場(命綱)	40m以下	1m ≤ L ≤ 2m	42mm ≤ φ ≤ 50mm	m	

現場条件Ⅰ：削孔に要する重機の搬入が可能な場合

Ⅱ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

Ⅲ：施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場(単管足場)の設置、土足場の確保が困難である場合

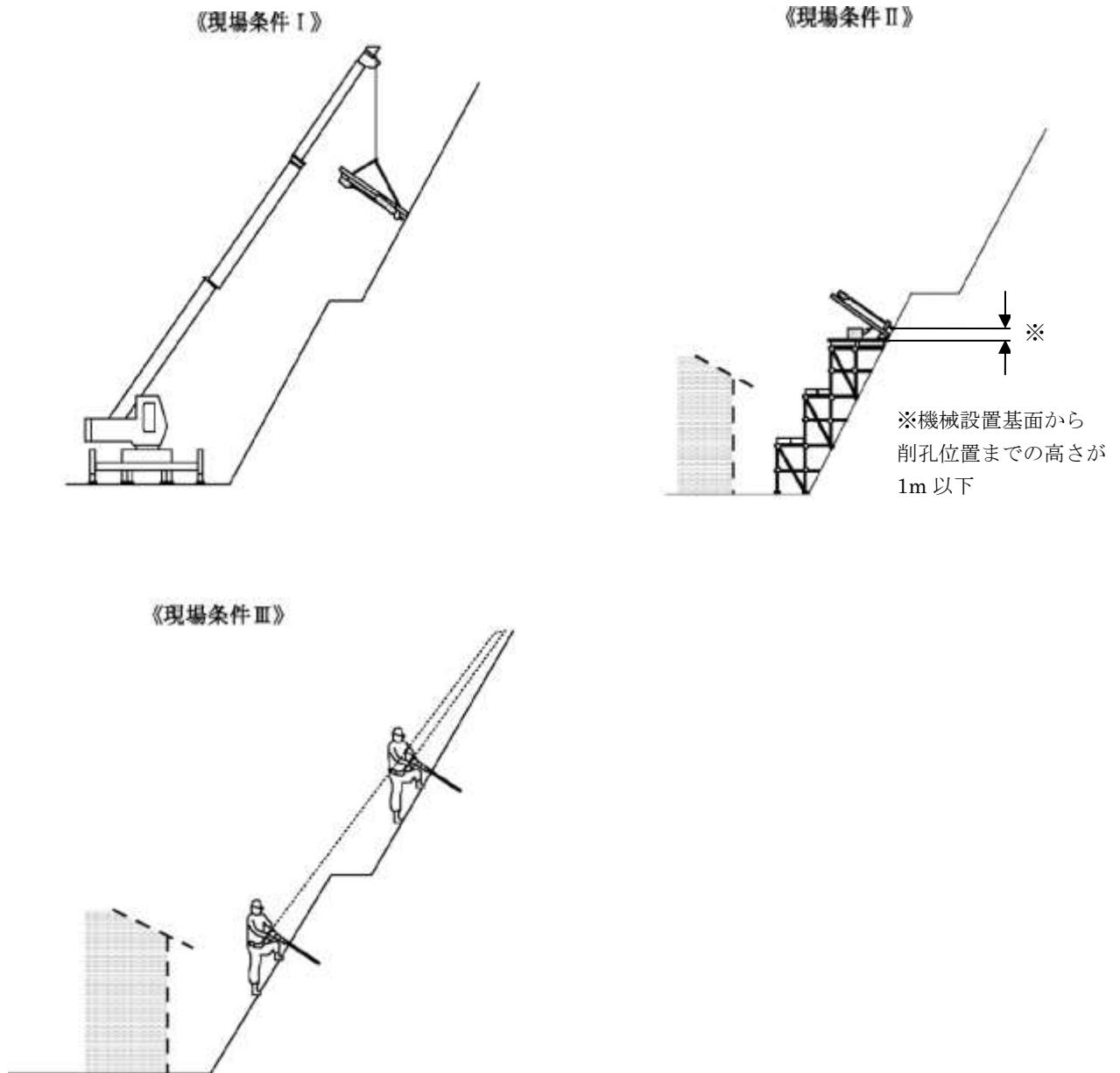


表 2. 2 現場条件Ⅱの削孔機械の上下移動

規格・仕様	単位	コード
上下移動	回	SWB813120

表 2. 3 現場条件Ⅱの仮設足場の設置・撤去

規格・仕様	単位	コード
設置・撤去	空 m ²	SWB813130

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.4 加算率・補正係数の適用基準

区 分		適 用 基 準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を加算率で加算する。	S ₁ S ₂	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	施工基面からの法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合	現場条件Ⅰにおいて、法面垂直高さが20mを超え、30m以下の場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.5 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	現 場 条 件		
			I	II	III
加算率	施工規模	S ₀	(200m以上) 0%	(200m以上) 0%	—
		S ₁	(100m以上 200m未満) 10%	(100m以上 200m未満) 10%	—
		S ₂	(100m未満) 25%	(100m未満) 25%	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.15
	法面垂直高さ 20mを超え、 30m以下の場合	K ₂	1.15	—	—

(注) 施工規模加算率(S₁)又は(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価(注)×設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) ロープ足場費用は含む。
- (2) グラウト注入材の配合は以下を標準とする。

	ポルトランドセメント	水 (W/C)	混和材
重量配合比	1	0.5 ~ 0.55	必要量
1m ³ 当り配合	1,230kg		

- (3) グラウト注入材の 1m 当りの使用量は次式により算出する。

$$V = \frac{D^2 \times \pi}{4 \times 10^6} \times l \times (1 + K)$$

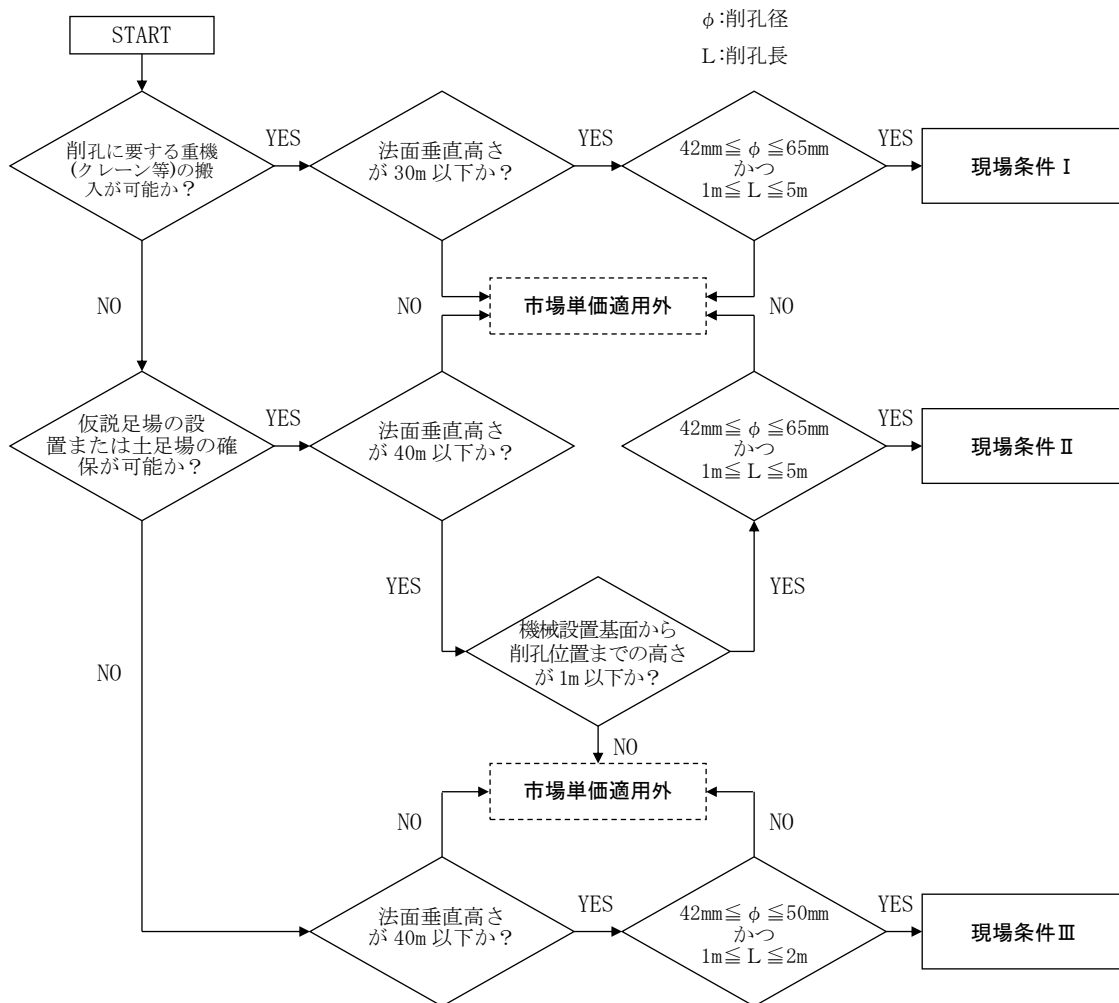
V : グラウト注入量 (m³)

D : 削孔径 (mm)

K : ロス率 (0.4 を標準とする)

- (4) 法面垂直高さとは、法面下部からの高さである。
- (5) 鉄筋挿入工の施工単位 (m) は、削孔長を表す。

《市場単価適用のフロー図(参考)》



⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 表 1.1 に示す工程。
 - 2) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。
 - 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

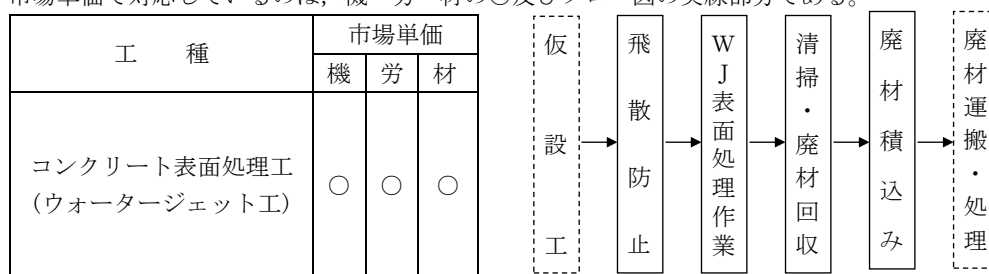
表 1.1 特別調査によるもの

コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合
洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合
配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合
構造物の削孔を目的とする場合	

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 仮設工とは、足場工、防護工とする(必要に応じて別途計上)。
 2. 材料費は清水等とする。
 3. 単価には、ウォータージェット作業に関わる機械設備一式を含む。また、清水の調達に関する費用、濁水処理に関する費用も含む。ただし、濁水処理によって発生した沈殿物の処分費については、別途考慮すること。
 4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
 5. WJは、ウォータージェットの略

2-2 市場単価の規格・仕様

コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

規格・仕様	単位	コード
コンクリート表面処理	m ²	SWB813310

図 2.1 コンクリート表面処理(参考図)



2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S ₁ S ₂	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	上向き施工の場合	床版裏、構造物天井等の作業方向が上向きとなる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	濁水処理費用を別途計上する場合	トンネル工事やグラウト工事のように本体工事にて濁水処理に関する費用を一式計上している場合は、市場単価の濁水処理費用を減額するため、対象となる規格仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	全体数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	表面処理
加算率	施工規模	S ₀	500m ² 以上 0%
		S ₁	300m ² 以上 500m ² 未満 20%
		S ₂	300m ² 未満 55%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10
	上向き施工の場合	K ₃	1.15
	濁水処理費用を別途計上する場合	K ₄	0.90

- (注)1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。
2. 施工規模加算率(S₁)または(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価(注1) × 設計数量

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ × K₃ × K₄)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。